

公立もとまち保育園民営化問題等

2018.12.11 : 平成30年 第4回定例会 市議会・文教子ども委員会 本文

文 教 子 ども 委 員 会

平成30年12月11日（火）

○ 出席委員

委員 長 岩 永 康 代 発言回数 18回（委員長采配発言は含まず）

副委員長 吉田 りゅうじ 発言回数 0回（副委員長采配発言は含まず）

委 員 幸 野 おさむ 発言回数 122回

だ て 淳一郎 発言回数 33回

本 橋 たくみ 発言回数 0回

議 長 木 村 徳 発言回数 1回

○ 審査事項

- 1 議案第 113号 国分寺市立保育所設置条例の一部を改正する条例について
- 2 議案第 114号 国分寺市立学童保育所条例の一部を改正する条例について
- 3 議案第 115号 国分寺市立歴史公園条例の一部を改正する条例について
- 4 議案第 125号 指定管理者の指定について
- 5 議案第 126号 指定管理者の指定について
- 6 議案第 127号 財産の無償譲渡について

《報告事項》

(2) 国分寺市立にしまち児童館及び国分寺市立西町学童保育所の指定管理者の指定について

8 陳情第 30-4 号 恋ヶ窪公民館にエレベーターの早期設置を求める陳情

※審査事項 7 調査子育て・子育ていきいき計画について及び報告事項(1) しんまち保育園民営法人との基本協定の締結について並びに(3) 病児・病後児保育の拡充について、(4) その他については、12月12日開催の文教子ども委員会へ

午前9時30分開会

○岩永委員長 おはようございます。ただいまから文教子ども委員会を開会いたします。それでは、早速ですが、お手元の文教子ども委員会審査事項に従いまして審査を行います。



2 ○岩永委員長 議案第113号、国分寺市保育所設置条例の一部を改正する条例について及び議案第127号、財産の無償譲渡についての2議案については、議案がかかわるところがございますので、一括議題とさせていただきたいと思いますが、これに御異議ございませんか。

(「異議なし」と発言する者あり)

3 ○岩永委員長 御異議なしということで、さよう決定しました。

それでは、議案第113号 国分寺市立保育所設置条例の一部を改正する条例について及び議案第127号 財産の無償譲渡について、一括議題といたします。

4 ○幸野委員 冒頭、資料請求を何点かお願いしたいと思います。

議案第113号・議案第127号にかかわってですけれども、4点あります。

1つ目が、コスト比較の表を出していただいています。文教子ども委員会資料No.7のところですが、このコスト比較の部分に、これは前回の資料を踏襲してつくっていただいたと思いますが、加えて、ICT関係の補助金や、キャリアアップの補助金、家賃の補助制度等々が新しく始まっていますので、そういった新たな要素が、もしあるようであれば、それを加えた資料をお願いしたいと思います。

2つ目が、もとまち保育園の大規模改修、また耐震化工事というのが行われていると思いますが、10年前ですかね。その事業概要、工事費も含めて入っているものをお願いしたいと思います。

3つ目が、今回、社会福祉法人陽だまり会に委託するということですが、財務状況は大きなポイントかと思っていて、その財務状況がわかる資料をお出しいただきたい。

4つ目が、ほんだ保育園が平成 29 年度に民営化されていますが、民営化直後の3カ月間、引き継ぎが行われていると思いますが、その後アンケートが行われていて、以前もひかり保育園やひよし保育園では出していただいているので、それもお願いしたいと。その4つをお願いしたいと思います。

5 ○岩永委員長 それでは、順番に担当課からお願いいたします。

6 ○新出子ども施設整備担当課長 今、4点の資料請求いただいたところ、御用意いたします。

7 ○岩永委員長 速やかに御準備いただけるということでよろしいですね。それでは、議案の審査に入ります。担当に説明を求めます。

8 ○本多子ども子育て事業課長 議案第 113 号と議案第 127 号を説明させていただきます。

議案第 113 号につきましては、国分寺市立保育所設置条例の一部を改正する条例についてでございます。

本案は、保育サービスの整備・運営及び提供体制に関する全体計画に基づき、国分寺市立もとまち保育園を民設民営化するため、国分寺市立保育所設置条例の一部を改正するものでございます。

資料、おめくりいただきまして、新旧対照表をごらんください。別表の名称と位置の記載から、国分寺市立もとまち保育園の項を削除するものでございます。

続きまして、議案第 127 号、財産の無償譲渡について、御説明申し上げます。

本案は、国分寺市立もとまち保育園の民設民営化に伴い、継続的かつ安定的に良質な保育の提供を図るため、運営受託法人である社会福祉法人陽だまり会に国分寺市立もとまち保育園園舎を無償譲渡いたしたく、地方自治法第 96 条第 1 項第 6 号の規定により提案するものでございます。

簡単ではございますが、説明については以上でございます。よろしく御審査のほど、お願いいたします。

9 ○岩永委員長 資料も何点か出ておりますが、続いて、じゃあ、説明をお願いいたします。

10 ○新出子ども施設整備担当課長 資料を説明させていただきます。

まず、資料1でございますけれども、こちら、昨年の 11 月 21 日締結いたしました陽だまり会との基本協定書となります。本日冒頭において、机上にてガイドラインの配付をさせていただきました。この資料の提出、遅くなりましたこと、大変申しわけございませんでした。この基本協定書の中にガイドラインという言葉が入っておりますので、置かせていただいたものでございます。

資料 No.2 につきましてはです。こちら、社会福祉法人陽だまり会の法人概要を記載した資料でございます。

資料 No.3 でございます。建物等無償譲渡契約書(案)でございます。案ということでお示しさせていただいておりますので、今後、若干の修正はあるかと思いますが、本日の資料として出させてい

ただいでございます。

資料 No.4、事業用定期借地権設定契約公正証書(案)でございます。こちらも今後、公証人が修正して、正式につくり直すものではございますけれども、案としてお示ししているものでございます。

資料 No.5でございます。現在の国分寺市立もとまち保育園の面積表でございます。

資料 No.6につきましては、次年度、もとまち保育園の定員変更をする必要がございますので、それをお示ししているものでございます。

資料 No.7、こちらにつきましては、公立保育所の民営化に伴うコスト比較表でございます。この表の最後には、全体の削減額の累計というものも記載させていただいて、出させていただいております。

資料 No.8、民営化に係るもとまち保育園保育士の経験年数比較表でございます。平成 30 年 11 月 1 日時点のもとまち保育園保育士の状況と、来年 4 月からの陽だまり会の保育士配置の表を比較して示してございます。

資料 No.9でございます。公設公営保育園の保育士数の推移ということでございまして、これまでの経緯と、それから平成 31 年度の予定の数を一覧にした表でございます。

説明は終わります。

11 ○岩永委員長 一通り御説明をいただきました。後ほど、追加の資料はお出しいただくということですが、では、質疑に入っていきたいと思えます。

12 ○幸野委員 おはようございます。

手続上の話を、最初に確認しておきたいのですが、基本協定書で、資料 No.1になりますが、第 5 条に損害賠償というのがあります。その第 2 項に、「乙の責めに帰する理由なく、甲が本計画を中止したときは、乙は、甲に対して損害賠償を請求するとともに、本協定を解除することができる」と書いてありますよね。その時間的な関係でどうなのかと思っているのが、既に保育園の職員、応募していますよね。もとまち保育園については、社会福祉法人陽だまり会が既に応募しています。これは、当然、そういう手続を今踏んでいると思えます。例えば、議決は今議会ですでに確定してない段階で、そういう状況になっていると。例えば、この議会で議決して、場合によっては、それは賛成反対あるわけですから、否決されるという場合になった際には、損害賠償というのとは発生しないと理解していいのか、それとも、それ自体を、これ、乙に帰す、責めに帰する理由なくと書いてありますが、これは、議会の議決はどうなるのか教えていただけますか。

13 ○新出子ども施設整備担当課長 こちらにつきましては、議会の議決を前提としているということでございますので、それが可決されなければ、この案件自体が通らないということになります。そもそも園舎の無償譲渡等も議会の議決が必要ということで、記載もさせていただいております。これが前提の基本協定書でございますので、それが議会の議決が得られなければ、これにつきましては甲の責めにはならないということになります。

14 ○岩永委員長 議会の議決が得られることを前提とすることという部分ですね。

15 ○幸野委員 これは、ただし園舎を無償での譲渡についてということで、無償譲渡に限定しているのですよね。私がお伺いしたのは、今、応募手続やられていますよね。それを全部陽だまり会の方が多分やられていると思います。それは市の費用負担でやっているわけじゃないですよね。陽だまり会の皆さんが、来年4月に開園前提として、保育の展示会にも来られてるし、そういうことも含めて、もろもろですけど。保育士募集もそうですよね。そういうことも、議会が否決した場合にも問題は無いですか。

16 ○新出子ども施設整備担当課長 すいません。そちらの件につきまして、確認させていただきたいと思います。

17 ○幸野委員 果たして議会の議決の時期が、この時期でいいのかどうかということも含めて、ちょっと疑問に感じているところですので、そこを詳しく調べておいていただきたい。既に、もうひよし保育園、ほんだ保育園、その前の保育園等々も議決してきている関係はあるのですが、基本的な行政と議会との関係として整理しておかなきゃいけないことと思ったので、お願いしておきたいと思います。

本議案は、第113号の提案理由に書いてありますけれども、保育サービスの整備・運営及び提供体制に関する全体計画、平成23年9月策定に基づいて、国分寺市立もとまち保育園を民設民営化するため、必要があると書いてありますね。改めて確認しますが、平成23年9月に策定された、この全体計画の目的というのは、現時点で達成されているのかね。市としては、どういう判断に今立っているのか。見直す必要があると思っているのか、ないのかということも含めて、この全体計画に対しての評価を、まずお伺いしておきたいと思いますが。

18 ○新出子ども施設整備担当課長 全体計画につきましては、まずは待機児童を減らすということと、民営化が2つ、両輪として掲げられているものと考えております。

民営化につきましては、これまでも積極的に進めているところではございますけれども、現実として、待機児童につきましては、当初を超える想定もございまして、十分に完了している状況ではございません。ただ、こちらにつきましては、新事業計画等見直している中で、さらに民設民営化については進めていきたいと考えてございます。

一方、もうこの民営化につきましても、費用削減、コスト削減という目的もございまして、計画の中では、これを民営化のほうにも充てていくということで進められているものでございます。待機児童のところにつきましては、若干、まだ十分ではないところはございますが、並行して、これは進めていくということで考えてございます。

19 ○幸野委員 目的は達成されているのですか。

20 ○新出子ども施設整備担当課長 待機児童の解消ということにつきましては、ゼロにするという目的については、まだ達成できてございません。

21 ○幸野委員 コスト削減は達成されていますか。

22 ○新出子ども施設整備担当課長 コスト削減につきましては、一定の成果が上がっているものと考えてございます。

23 ○幸野委員 一定の成果が上がっている。そういう評価ですね。わかりました。

じゃあ、もう一つ、全体計画でお伺いしておきたいのですが、待機児童の解消と民営化とおっしゃって、あと基幹型保育システムで、3つの柱で進められていますが、それは目的としては、同列順位の目的と考えてらっしゃるのか、それとも順位づけがあるのかね。その3つの中で最も大事なものは何なのか、順位づけがあるのかどうか、それについてお伺いしたいと思います。

24 ○新出子ども施設整備担当課長 この件につきましては、今おっしゃられた基幹型を含め、3つ全て絡み合っていると考えてございますので、順位につきましては、すいません、つけられないと思っております。

25 ○幸野委員 絡み合っているというのは事実ですが、例えば、民営化自体が第1の目標であります待機児童の解消に逆行するという事態が私は生じていると感じていますが、そういう事実はありませんか。

26 ○新出子ども施設整備担当課長 今回の資料 No.6でお示してございますが、定員変更の件は、今回、出させていただきます。この定員変更におきましては、次年度 16 人の定員減となるということになりますので、こちらについては民営化で定員を拡充しながら、こういう状況になってはございます。ただ一方で、民営化につきましては、平成 30 年度は、197 人の定員をふやしているという状況でございます。定員減につきましては、資料 No.6に記載してございますけれども、新制度によりまして定員減をする必要があるということで、適正な保育の人数から割り出したものでございます。こちら、定員変更についてはやらなければならないものと考えてございます。逆行しているという御指摘ではございますけれども、私どもは、そう考えてはございません。

27 ○幸野委員 民設民営保育園の誘致と民営化というのを同列に私は論じていないので、今、課長から、来年4月に 200 人ですか、増設というお話があったと思うのですが、そこと公立保育園の民営化というのは全く別物だと、私、考えていまして、民設民営保育園の誘致というのは、むしろ積極的に進めたいということをお伺いしているのですが、公立保育園の民営化がどうなのかということについてお伺いして、今、実際、定員が民営化によって 16 人減ることがありましたよね。これ逆行しているのではないですか。公立保育園の民営化は定員数が減ることに逆行しているのではないですか。

28 ○新出子ども施設整備担当課長 先ほど申し上げたとおり、この状況で 16 人定員減をするということは、定員だけを見れば、そういう御指摘は理解できる場所ではございますけれども、現在の新制度では、その1つ手前の資料 No.5で面積表をお示しているところではございます。面積表から割り出す中で、その年齢に必要な面積を勘案すると、今の認可では、現在のもとまち保育

園の人数の保育の面積が足りてないので、東京都の承認をとる必要がございます。それができないことになりますので、定員変更をさせていただいているものでございます。

29 ○幸野委員 余計な答弁がついてくるので、何度も聞かなきゃいけないのですが、これ民営化しなければ定員変更する必要ないわけでしょう。民営化するがゆえに、新しく認可をとらなきゃいけないと。そのもとで、新制度にのっとってやらなきゃいけないから定員を減らさなきゃいけないということでしょう。あたかも公立保育園のまま定員変更しなきゃいけないというのだったら、新制度が始まった平成 27 年の段階でやらなきゃいけないわけですから、しんまち保育園だって、じゃあ、何で今やらないのと、ほんだ保育園だって、なぜ平成 29 年度までやらなかったのですかと。民営化する際に、また新しく認可をとらなきゃいけないから、新しい基準に合わせなきゃならないので定員変更しなきゃいけないということになっているわけでしょう。もとまち保育園を民営化しなければ、これ定員変更する必要なかったですよ。それだけ、確認させてください。

30 ○新出子ども施設整備担当課長 認可の定員につきましては、法律で定められているものでございます。ただ、現在、この定員を、先ほどおっしゃられたとおり、手続をしなければ、既存の今の法律で定められている面積が、既存不適格になります。私ども安全な保育を考えたときに、この面積につきましては、これは決まっている面積でございますので、しかるべき時期には定員変更していく必要があると考えます。

31 ○幸野委員 私は民営化をしなければ定員変更する必要なかったじゃないですか、ということをお伺いしているのですよ。

32 ○可児子ども家庭部長 今回、新たな民営化に伴って、設置ということですが、その辺の実際の基準と言っていますが、法律的なところですね。そこは改めて確認した上で答弁をしたほうがいいと思いますので、そこは確認をさせてください。

33 ○幸野委員 重要な局面で、ほかの保育園にも影響を及ぼす話ですから、慎重に答弁されたほうがいいと私も思います。

じゃあ、ちょっと、別角度で、またお伺いしたいと思います。待機児童の問題で、一般質問でも一定のやりとりがあって、私もメモをとっている部分で確認したいのですが、ことしの4月1日の段階では、新定義で203人、旧定義で255人という待機児童だったと思うのですが、10月1日現在では、新定義で305人、旧定義では373人ということで、去年の同時期、去年の10月1日では、新定義で151人、旧定義で260人だったことを考えると、去年と比較しても2倍近くふえてしまっていると。数字も含めて、まず、それでいいのかどうかを確認させてください。

34 ○山口子ども子育てサービス課長 まず、4月1日なのですが、203人ということでしたけれども、こちらのほう、202人に訂正しております。

あとの倍になっているといった状況については、御指摘のとおりとなります。

35 ○幸野委員 4月の段階でも、東京都内で最も待機児童がふえてしまった自治体ということで、110人ですか、去年からふえてしまったと。全国の自治体の中でも3番目にふえた自治体だと。1,740ですかね、今、自治体があると思うのですが、その中で3番目に待機児童がふえている自治体ですよ。これは、待機児の問題だけじゃないのですよ。数だけの話じゃないって、私、これまでもずっと言っていますが、兄弟で同一の保育園に通えていないという保護者も一定数いますよね。これは待機児童の数には入ってこない数字ですね。それから希望園というのを幾つも出せるわけですが、第1希望、第2希望、第3希望、近くの保育園になかなか入れないで、遠くの保育園に行かざるを得ないという方も一定数いらっしゃる。これも待機児童の数には入ってこない。さらに、一時保育ですね。一時保育というのは、いわゆる保育の必要性の認定は受けていない方だけでも、週2回、3回働きたいと。あるいはレスパイトの意味なども含めて、一時保育を必要としている家庭はかなりあって、この後の調査事項の平成29年度の評価結果などにも出てきますけど、希望者はかなりふえていると。一方で、その一時保育のパイはふえてない。さらに障害児の保育も、現段階では、岩永議員の一般質問でも資料を出されていましたが、障害児枠としての待機児童も生まれてしまっていると。今、待機児童の数は、これだけ本当に大変な状況になっているのです。そのさらに奥深いところには、いろいろ問題があって、国分寺市はそういうニーズに応えられていないと、こういう状況があるということで、まず確認していいですか。

36 ○新出子ども施設整備担当課長 おっしゃるところにつきまして、100%対応できているのかと問われれば、十分でない面があると感じてございます。例えば、一時保育につきましても、新園の誘致の際には、協力事業者申し入れるなどして、拡充の方向で検討、対応してございます。

37 ○幸野委員 一時保育のことを今挙げられましたけど、拡充していますか、今。ふえていますか。

38 ○新出子ども施設整備担当課長 例えば、次年度、新園の中で、そのようなお願いをしている事業者がございまして。対応していただけるようお願いをしているということでございまして。

39 ○幸野委員 これまでも、多分、ずっとお願いしていたと思います。けれども、実態としては、まだ確保できてないという事実があって、一時保育も待機せざるを得ないと、キャンセル待ちも多数いらっしゃる、こういう状況ですよ。そういう中で、先ほどありましたけれども、定員変更で16人減ると。資料No.6になりますけれども、現行の定員が105人で、変更後の定員が89人で16人減ると。ゼロ歳が3人減ってしまうと、2歳児は4人ふえるけれども、3歳児以降は、それぞれ3歳児が7人、4歳児が5人、5歳児の定員が5人減ると、こういうことですよ。この定員変更は非常に重大だと思っています。

今、もともち保育園限定の待機児童は、それぞれ年齢別に教えていただけますか。現時点で、12月1日現在でわかれば教えていただきたいのですけど。

40 ○山口子ども子育てサービス課長 個別のもの10月1日時点では、集計しておりませんので、すぐにはお答えできません。

41 ○幸野委員 これは、毎月、国分寺市がホームページで公表しています認可保育所の入所状況というのがありますよね。これ、多分、正確な数字じゃないということをおっしゃりたいのかと思うのですが、これ見ると、もとまち保育園のゼロ歳児で、今、申し込み。あえて待機とちょっと言わせていただきたいと思います。申し込み待機児童は11人。ゼロ歳ね。1歳が17人、2歳が8人、3歳は空きが3人あるけれども、申し込み1と、4歳も申し込み1、5歳も申し込み1、申し込んでいるけれども、ちょっともとまちには保留しているというか、入らないでいるという方なのかと推察されるわけですが、なので、完全にイコール待機児童の数になるわけじゃないけれども、ただ、やっぱりこれだけ申し込んでいる、もとまちを対象としている方がいらっしゃる、一定いるということは事実なわけですよ。

実は、このもとまち保育園の地域って、保育園が意外に少ないのですよね。南町と東元町のエリアで、保育所って何カ所あるか教えていただけますか。

42 ○新出子ども施設整備担当課長 南町と東元町。今、5園でございます。

43 ○幸野委員 そこで、ゼロ歳、1歳、2歳、あるいは3歳、4歳、5歳での待機児童というのは、どういう状況かわかりますか。

44 ○山口子ども子育てサービス課長 エリア限定では、すぐにお答えすることができません。申しわけありません。

45 ○幸野委員 私の先ほど言った認可保育所入所状況を見る限りでは、3歳、4歳、5歳のところでも、空きがあるところがないのですよね。ほとんどないですよ。あっても1、2という話ですよ。ただ、今回の変更は、3歳、4歳、5歳のところも、かなり減らしてしまいますよね。合わせて17人、3歳、4歳、5歳のところで減らしてしまうと。この影響って、私、非常に大きいと思います。今の段階でも空きはほとんどないわけですよ。もとまちの、この3ぐらいですよ。見えるのがね。そうすると、この3歳、4歳、5歳の、この地域の子どもたちの行き先というのは、どういうところを想定されているのですか。

46 ○新出子ども施設整備担当課長 新園建築につきましては、次年度、東恋ヶ窪地区に2園の建築を予定してございます。この中で流動的に変わってもらえればということで想定をさせていただきます。

47 ○岩永委員長 在園児が転園を前提にということですか。継続ではなくて。

48 ○新出子ども施設整備担当課長 失礼いたしました。まず、既存の子どもの人数につきましては、これはそのままスライドし、暫定的に、この定員を超える人数で保育することにはなりません。ただ、新規につきましては、減になるということで、この定員で受け入れてもらうということでございます。ですので、現在より減った人数につきましては、東元町、南町以外の保育園でカバーしようと考えてございます。

49 ○幸野委員 既に、この資料 No.6を見ますと、5歳の方は、来年卒園されるということで、4歳も3歳も、地域、新しく、定員が変更された数字以上の登録というか入所児童がいらっしゃる。この児童は、そのままとまち保育園にはいられるということですよ。そういう答弁が前提としてあったと。それは確認、理解はしたいと思いますが、ただ、じゃあ、ゼロ歳、1歳、2歳の世代が、これから上がっていくわけですよ。来年、3歳、2歳、1歳で、次は4歳、3歳、2歳と、5歳、4歳、3歳と上がっていくわけじゃないですか。そのときのこの地域のニーズというのは減っているという推計されてらっしゃるのですか。ゼロ歳、1歳、2歳の児童数は、この地域は今後減ると、入所申し込み率も減ると、こう推計されているから、こういう定員変更されるのですか。

50 ○新出子ども施設整備担当課長 減るというような推計で、今回の定員変更したわけではございません。今回の件につきましては、現在の認可基準に合わせたものということでございます。繰り返しでございますけれども、他の地区においては、今、新園建築もしてございますので、そちらでカバーをできればということでございます。

51 ○幸野委員 そんな無責任な話じゃないです。東恋ヶ窪ですよ、だって。東元町の方に東恋ヶ窪保育園に行ってくれて話をするのですか。新しくできるところって、そういうことですよ。ほかの園も、3歳、4歳、5歳、ゼロ歳、1歳、2歳の児童は、大体3歳、4歳、5歳にみんな上がってきますから、タワー型の保育園ばかりで、新しく入るような場所はないわけですよ。そうすると、この地域の新しく3歳、4歳、5歳のニーズというのは、現時点でも既に一定あるわけですよ。この地域、幼稚園が少ないというのもあるのですよ、実は。幼稚園の場所自体が、国分寺市の中央から西側にしかないの、東側にはないです。府中市や小金井市、あるいは小平市にバスで行かれていますという現実があり、でも、東元町にお住まいの3歳、4歳、5歳の保育のニーズというのは一定あって、今の段階でも、4歳、5歳については、もう埋まっていると。3歳だって、今、空きは3つありますけれども、2歳のときから比べれば倍近い方が入ってらっしゃると。このニーズに、どう対応するのかということをお伺いしているのですよ。これからさらにふえるわけでしょう。市の児童数推計を見れば、就学前人口の、ゼロ歳、1歳、2歳というのが、特に1歳、2歳の出生数というのが、今、非常にふえていると。出生数というか児童数ですね。このニーズにどう対応するのかをなしに、この定員変更を認めるわけにはいかないですよ。定員減を。3歳、4歳、5歳で17人も減らすわけでしょう。これは、何も手がありませんか。

52 ○新出子ども施設整備担当課長 現在の南町地区でも、空きのある施設はございます。特に3歳、4歳、5歳につきましては、そういうところに、定員の空きのあるところに入っていただきたいと思います。

53 ○幸野委員 明美保育園ね。明美保育園は、ゼロ歳、1歳、2歳までは、もう定員に対して入所は埋まっていて、3歳、4歳、5歳は空いているけれども、これ、みんなスライドして上がっていく話なので、なかなか厳しいですよ。そういう意味でいくと、この地域にそのニーズ。例えば、幼稚園なり何なりを誘致する、あるいは、どこかその当てがあるのかどうかということも含めて、現時点から、大きな後退になるんですよ。待機児童対策として、市民ニーズからしても、そういう問題につ

いて、ちょっと具体策がないと言わざるを得ないですね。

あわせて、国分寺市の子育て支援事業計画の確保目標というか、確保の手段方法として、小規模保育というのも位置づけましたよね。小規模保育というのは、まさにゼロ歳、1歳、2歳の待機児童を減らすための対策になるわけですが、その小規模保育も、3歳、4歳、5歳の行き先を確保しないと、市としては誘致しないという話がありますよね。そこにも、この定員変更によって、行き先として確保できなくなってしまうと、こういうことになるのではないですか。違いますか。

54 ○新出子ども施設整備担当課長 確かに定員変更の件につきましては、御指摘どおり減になるということで、これは私ども、やらざるを得ないものと考えてございます。新しい法人にお願いする以上、これを認可するというので、やらなければならないものと考えてございます。

ただ、一方、誘致につきましては進めてございまして、もう来年の4月に決まっているところでは2園というところで、合わせて170人拡充する予定でございます。

私ども、誘致する箇所としては、駅周辺ということで考えてございます。ですので、東元町、南町の地区ということではなくて、国分寺駅周辺に誘致できればと考えてございます。通勤で使われる方、東元町の方であっても、例えば、本町などを含めて、誘致は少し広く考えてはございます。そのことによってカバーをしていきたいと考えてございます。

55 ○幸野委員 改めて確認しますが、この東元町や南町地域のゼロ歳、1歳、2歳の人口というのは、どこかで把握されていらっしゃるのですか。このエリアの。駅前で本当に済むのかどうかというのも確認したいので。

第一小学校の児童数が5年後に150人ぐらいふえるという推計がありましたよね。まさに、そのエリアですよ。この南町、東元町のエリアで、第一小学校の児童数がどんどんふえていくという話になっているということを考えると、就学前の児童は、ここはかなりふえているのではないかと。それは児童数だけの話なので、共働き家庭や、入所率の問題で、これがふえているということになれば、余計にここは手だてしなきゃいけない場所じゃないかと私自身は思っているのです。その辺は、ゼロ歳、1歳、2歳の人口数、第一小学校のエリアです。それは3歳、4歳、5歳と比較してどうかというのわかりますか。

56 ○新出子ども施設整備担当課長 私はそのエリアの人口というのは、今、把握していないところではございます。国分寺駅を使うということは、通勤等で保護者が子どもを連れていく際に、保育園に預けて、行けるという、その利便性を考えてのことではございます。できれば駅周辺で近いほうが利便性はあるのかと考えてございます。基本的には、今、要項の中では、今年度の募集では、国分寺駅周辺15分圏内ぐらいということで、できれば、近ければ近いほうが有利と誘致を進めているところでございます。

少しお時間いただければ、調べさせていただきます。

57 ○岩永委員長 その点は、御確認をいただいた上でということで。

一定時間がたちましたので、10分程度休憩いたします。

午前10時21分休憩

午前 10 時 37 分再開

58 ○岩永委員長　それでは、委員会を再開いたします。

59 ○だて委員　今、幸野委員からる御質問があつて、私も聞こうと思つたところは幾つか聞いていただいたのですが、その上で、確認を含めてですが、今、定員変更については、私どもの会派としても、やはり減るということについては、何でそうなるのか、懐疑的な意見が多いということです。でも、この資料 No.6号を見ても、一番下の下段のところ、特に1歳児については待機児童も多いと。これらの課題を解消するために協議を重ねた結果、この定員になるということですが、その課題となっている1歳児については変わらないと、ゼロ歳児については減ってしまうということは、どういった協議をされて、こうなってしまったのか。課題に対して何も、むしろマイナスになってしまつていくところは問題じゃないかと思いますが、そのあたりはどうでしょうか。

60 ○新出子ども施設整備担当課長　まず、2歳児についても待機児童は多い状況でございます。この定員で改善した点につきましては、2歳児を4人ふやしているところでございます。

1歳児につきましては、これは部屋の関係上から、この定員で、面積から割り出した人数です。これ以上は、難しいということでございます。

ゼロ歳児についてですけれども、今、育休につきましては2年とれます。ゼロ歳児に今、待機が多い状況につきましては、一定、保活というのですかね。ゼロ歳から入れていくというようなことも想定されていると思います。しっかりと、まず保育していただいて、1歳児から入れていただくと。

ここにゼロ歳児と1歳児に4人の枠がございますので、ここの4人の枠があるということが、逆に1歳児から入れていくということにもつながっていくのかと考えてございます。

61 ○だて委員　市の御担当の考え方としては理解するところではありますが、なかなか、そううまくいくのかということもあります。ゼロ歳児の待機児童も、当然いる中ですので、そういった中で、やはり保活といった言葉もありましたけれども、そういったところで入れる方もいるかもしれません。しょうがない事情でゼロ歳児から入れなければいけないといった方も、当然多くいらっしゃるわけで、そういった方からすれば、やはりゼロ歳児の定員がこういった事情、待機児の情勢の中で減らされるというのは、ゆゆしき問題であろうと思っております。

2歳児をふやしたところに関しては結構ですが、全体としては、今、話のあつたように減ってしまうということも、やはり問題ではないかと思っております。

民設民営にすることで、新制度にのっつて面積要件等々ということであるのですが、確認ですけど、その新制度の1人当たりの面積基準というのは、たしかホールを含む、含まないといった話もあったかと思うのですが、そこを簡単に、もう一度何がどう変わるのか教えてもらえますか。

62 ○新出子ども施設整備担当課長　新制度におきましては、保育室の中で、その保育の基準の平米数をとるということになりまして、この基準につきましては、2歳児以降の場合は、保育室1

人当たり 1.98 平米ということになります。ゼロ歳と1歳児につきましてはほふく室が必要ということで、3.3 平米ということで、これから割り出しているものでございます。

63 ○だて委員 わかりました。基本は今のところ、中の間仕切りなどは変えずに、そのまま使っただけという前提になっているのでしょうか。

64 ○新出子ども施設整備担当課長 基本的には、保育をするスペースでございますので、そこに棚やロッカーがあれば、その面積は引きます。実際に保育ができる面積ということになります。

現在のもとまちと、来年4月からの民営化した後の面積につきましては、当然ながら部屋のスペースは変わらないわけですが、そこにある、例えば、家具と棚など、そういうものにつきましては、一定、今、引き継ぎの期間でございまして、陽だまり会で整理をして、必要なものは残していきますし、不要なもの、新しい保育に適さないというものであれば、一定整理をして、新年度を迎えます。

すいません。間仕切りにつきましては、これは施設の中に、もう備えつけでありますので、ここについては、現在は保育の内容によって、あけたり閉めたり、流動的にやっているということで、これはそのまま残してまいります。

65 ○だて委員 わかりました。全体的なことを考えると、やはり人数が減るということは問題であると。私は、民営化自体は別に反対ではないですけれども、そのメリット、デメリットを考えたときに、やはりデメリットとしては、この人数が減ってしまうといったところは、本当に待機児童というところを考えたときに、人数という部分で、一番大きな相当なデメリットであろうと思います。

逆にメリットという部分では、それはもちろんコストダウンといったところはあろうかと思えます。今回、もとまち保育園を民営化することによって、そのコスト比較表は一定出ておりますけれども、金額的に幾ら削減できて、今後どういったメリットがあるから、こういった形で民営化したいと、そういったところは市としてはどのようにお考えか御説明いただきたいと思えますが。

66 ○新出子ども施設整備担当課長 費用的なメリットにつきましては、資料 No.7でお示しているところございまして、ここにつきましては、当然ながら職員の人件費につきましては、一定、削減になります。

それから、民営化した後、今現在も 40 年以上経過している建物でございますので、随時の修繕等が発生しなくなるということ、それから、いずれ建てかえなどが発生する可能性も、これは当然あります。そのときの費用が市からは外れていきます。

その他、費用以外のメリットということでいえば、保護者の今の高度化している保育ニーズに柔軟に法人が対応していくこと。これはもちろん保護者との協議が前提ではございますけれども、そのような対応も、市の、例えば予算等、前年度に積算しているわけですが、これらが一定、スムーズに、スピーディーに対応できる可能性はあるかと考えてございます。

67 ○だて委員 いろいろと、今、御説明いただいたのですが、保育の質という部分も、やはり当然考えなくてはいけないというところはあろうかと思えます。保護者対応1つとっても、市が、保育

園保育士の経験年数の一覧表が出ています。20年、30年とやってきた方が、保育士をやられながら、市職員としてやっていくという安心感と、やはり新しい園ということで、もちろん営利を目的にされている部分が大いわけですから、そういった中で、若い保育士が当たっていくといったようなことを考えると、質というところを考えると、保護者対応などは市から離れるというところはあるかもしれません。そこは一定、どちらがよろしいのかというところは当然あると思っています。今、いろいろ、保育の質の部分については、ここの園は、まだこれからですけども、今、既に民設民営化をやっているところも含めて、いろいろと問題が、ぼちぼち出てきている声というところは私も伺っているところでありますので、その辺もやはり勘案していかなくはないのかと。その辺の質のクオリティーは、この民営化に際して、どう気をつけていらっしゃるのか教えてもらえますか。

68 ○新出子ども施設整備担当課長 保育の質は重要な視点ということで、審査の段階において慎重に見てまいりました。また、有識者からの御意見もいただいております。

その中で、保育の質という面で非常に評価が高かったのは、この陽だまり会でございます。職員研修、それから職員の構成、年齢構成などのバランスがとれているというような御意見をいただいております。法人としては2施設の経営ということ、今現在ということでございますけれども、そこについても十分な職員構成があるというような評価をいただいている法人でございます。

69 ○だて委員 実際、そういった外部のチェックと、子どもたちがそこで安心・安全に過ごせるかというところが一番大事なところでございます。しっかりチェックを引き続きしていただきたいと思うわけでありまして。その質の維持・担保というところを命題として、民営化を進めていく上でもやっていただきたいという要望はしたいと思っております。

もう一点ですが、この資料 No.8の保育士の比較というところでありまして、現状、このもとまち保育園に嘱託含めて17人いらっしゃいますが、この皆さんの民営化後の行き先はどうなるのでしょうか。

70 ○本多子ども子育て事業課長 現在もとまち保育園に勤務している保育士につきましては、今、一人一人希望といたしますか、これからの意向を面談で聞いております。来年4月以降は、それに沿った形にはなりますけれども、まだ公立として2園ございます。しんまち保育園、こくぶんじ保育園に希望する者、または保育職場を希望するものとございますので、これから内部で対応していくところでございます。

71 ○だて委員 多分、年齢層としても結構幅がおありかと、長い方は、もう38年と。そういった方が、もしかしたら定年もお近くになられているのかという感じはしますけれども、そのあたりも、もちろんしっかりとやっていただきたいと思っています。一方で、嘱託職員については、なかなか難しい部分もあろうかと思うのですが、そこは、嘱託職員はどうなるのでしょうか。

72 ○本多子ども子育て事業課長 嘱託職員につきましては、現在、もとまち保育園3人おりますけれども、1人は任期満了で、1人は、あと1年ございますけれども、就職活動されまして、もう内定を

いただいています。1人も、もう1年ございまして、ほかの保育園を希望しております。3人のうち1人は、引き続き市職員として、他園で勤務していただくことになっております。

73 ○だて委員 この嘱託職員の民営化に伴う行き先というところについては、私ども会派の星議員が、いろんなところで御質問されておられまして、非常に気にされているところであります。こういった民営化の影響で、うまく次がスムーズに見つかればよろしいでしょうけれども、なかなか、そういうところでもない場合もあるというところも、場合によってはあるのかと思います。その辺のサポートも、今回はうまくいっているのかというところは聞きましたけれども、そういうサポートも含めて、今後、しんまちも含めてやっていっていただかないと、やっぱり働き方というところも含めて、安定性がないとなってしまいますので、その辺は、ぜひ考慮いただきたいと思っております。

本当に繰り返しになりますけれども、冒頭申し上げたとおり、定員が減るとするのは大きなデメリットであると感じておりますので、そのカバーをどのようにしていくかというところも含めて、今後、民営化されれば大きな課題になっていくのだろうと。先ほど幸野委員からいろいろと御指摘があったところも私も非常に同感に感じる場所が多くありましたので、その辺はしっかりと検討していただきたいというところを御要望させていただきまして、お返しいたします。

74 ○幸野委員 何点か保留になっているので、その資料も待ちながら、また別の角度でお伺いしていきたいと思っております。今、保育士のお話がございました。今、保育士はいわゆる引く手あまたじゃないですけども、どこの保育園、あるいは学童保育所、あるいはその他ですね。児童福祉施設等々で、こういった保育士を必要としているという業界、業種、会社等々がたくさんあるわけですけども、まず確認したいのですが、最新の保育士の有効求人倍率は今何倍になっているのか。東京都全体と、この多摩エリアですかね。立川ハローワーク管内になるのですか。今、有効求人倍率は何倍になっていますでしょうか。

75 ○本多子ども子育て事業課長 立川の管内では、2.07倍となっております。

76 ○幸野委員 東京都ではどうですか。

77 ○本多子ども子育て事業課長 今申し上げました2.07倍というのは、立川管轄のハローワークで、平成30年10月の時点での倍率です。東京都につきましては、同じ時点の倍率は持っておりません。

78 ○岩永委員長 今は数字をお持ちでないということですね。

79 ○幸野委員 全国はわかりますか。

80 ○本多子ども子育て事業課長 確認をさせていただきたいと思っております。

81 ○幸野委員 これも大事なポイントです。できれば本当は昨年度や一昨年度と比較して、どうなっているのか確認したいので、調べられる範囲で調べていただきたいと思っております。

立川管内のハローワークでも2.07倍ということで、2人募集して1人来てもらえるかどうかという状況になっているということです。今回の業者は埼玉県が中心なので、どこでどう募集されているのかというのは、いろいろあるとは思いますが、ホームページを見ると、この陽だまり会も、かなりの大規模な募集というか、保育士、調理師、看護師、園長候補など、2園しか、今、埼玉県でやられてないということです。新しく1つの園をつくるというときには、それはどこの園も同じだと思いますけれども、確保しなきゃいけないということで、必死に確保されたという形跡もホームページの人材募集の状況を見るとよくわかるのですが、非常に深刻な状態になっていると。

これは、いろいろなところでも、そういうことが言われて、例えば、子ども・子育て会議なども、私も何度か傍聴させてもらっていますけど、そこで保育業界の関係者の方も、保育士の確保が大変だから、定員をふやす。新しく園を誘致するのではなくて、弾力化で対応してほしいということも、かなり強く言われていましたよね。保育士確保できないから定員が埋まっていないのではないかと。ちょっとそれは事実と違うかと思って、私も聞いていましたが、保育業界とすれば、そういう深刻な状況に今なっているということがあると思います。

実際、国分寺市でも、キャリア保育園では、保育士が確保できずに帳簿を変えてしまうと、本来であれば、国分寺市にはいない方まで含めて名簿に登載してしまうと、そういう不正も、実際、国分寺市で起きてしまっているという事例もあるわけですね。市の答弁でも、先日の一般質問などでも出ていましたけど、障害児が待機児童になっている背景として、加配の保育士の確保が難しかったのではないかとという見解も述べられていましたよね。そういう、今、事態ですね。保育士を確保するのが非常に大変な中で、先ほどのお話だと、これから民営化によって移動先を各保育士と相談していると。これだけ保育士が不足して、ひーひーみんないっているのに、どこに行くかを今相談しているというのが民営化の、私、本質だと思いますよね。保育士の皆さんが、ちまたでは、地域では本当に足りない。障害児の加配保育士もつけられない。キャリア保育園も不正を働いてしまう。子ども・子育て会議、市の会議ですね。重要な諮問機関で、大変だ大変だと言っているのに、市の保育士を別の職場に異動させてしまう。こんな矛盾はないですよ。本当、一体、何をやっているのだという話ですね。

確認しますが、今、もとまち保育園にいる保育士は全部で何人ですか。正規職員、嘱託職員はありますが、それ以外の臨時職員の方も含めて教えていただけますか。

82 ○本多子ども子育て事業課長 保育士につきましては、今、資料にございます正規職員と嘱託職員、そして臨時職員で、今、資料には18人ございますけれども、そのほかに臨時職員。保育士については13人おります。

83 ○岩永委員長 臨時職員が13人ということですね。

84 ○本多子ども子育て事業課長 臨時職員の保育士は13人おります。

85 ○幸野委員 全部で31人ということですかね。

86 ○本多子ども子育て事業課長 31人です。

87 ○幸野委員 私、一応、もとまち保育園の民営化説明会の議事録なども目を通してきましたが、45人じゃない。そういう説明を園長がされていたと思いますが。かなり、臨時職員の方で朝夕の対応がされていると。31人というのは、実は陽だまり会が現時点で31人確保したと、それプラスアルファで確保しなきゃいけないという説明をそのときされていたのだけど、その職員の、常勤職員や、非常勤職員、臨時職員、いろいろ、状況が違うので、現在は45人いるけれども、31人でも今と同等の水準の保育ができますよという説明をされていたと理解していますが、違いますか。

88 ○新出子ども施設整備担当課長 議事録をお読みになられているということで、私もその確認しております。そのとおりでございます。

その議事録でもお話があったとおり、雇用の形態、任用の形態が、臨時職員のところ、短時間の職員をシフトで正規職員が賄うということでございますので、そこについては遜色がないと、さらに手厚くしているというようなことの説明会で話があったかと思っています。

89 ○岩永委員長 今、臨時職員が13人ということで、その数字がいつの時点でということによっても違うと思いますので、何日の時点で何人ということを、再度、御確認の上、御答弁をお願いいたします。

90 ○本多子ども子育て事業課長 私が申しあげました臨時職員13人というのは、11月の時点で勤務していた実人数ですけれども、その45人という内訳について、調べさせてもらってよろしいでしょうか。

91 ○岩永委員長 では、確認後、またお答えいただければと思います。

92 ○幸野委員 その辺は、大事なポイントなので、整理して、後でまた御答弁いただきたいと思っています。

そういうことで、現在45人いて、保育士の資格をお持ちの方とお持ちでない方も多分いらっしゃるのですか。臨時職員の場合には、多分。

なので、どの規模の保育士たちが、今の状況から変更があるのかというのは、ちょっとよくわからないところあるのですけれども。

ちなみに、そうすると、正規職員、嘱託職員で、陽だまり会に移る職員の方は、正規職員は基本的にはないと思いますが、嘱託職員の方でも、今のところはいらっしゃらないと。臨時職員の方はどうですかね。現時点で、陽だまり会で雇用されるという方は、どのぐらいいらっしゃるのですか。

93 ○新出子ども施設整備担当課長 現在のもとまちから新しく陽だまり会に行かれる職員ですが、すいません。保育士だけということでよろしいでしょうか。保育士につきましては5人でございます。あと保育補助で、2人もとまちから行くことになります。

94 ○幸野委員 補助というのは、朝夕の話ですかね。臨時的な雇用になるということですかね。

95 ○新出子ども施設整備担当課長 そのように認識しております。この2人につきましては保育士免許がないということです。ただ、今現在、もとまちで働いているということでございます。

96 ○幸野委員 そうすると、じゃあ、5人は保育士免許をお持ちで、今、市の臨時職員だけれども、陽だまり会にスライドしてもらおうと。説明会でも議論がありましたけれども、子どもたちからすると、知っている先生が1人もいなくなっちゃうということの影響の大きさというのは結構大きいだろうと。1月から引き継ぎ保育が行われるとはいっても、これまでいた先生が1人もいなくなっちゃうというのはどうだろうという、声も出ていることや、あるいは卒園した子も、その前を通ることになると思います。そういう意味で、そこに知っている先生がいないということについて御意見言われているということも全くそうだなと思ったのですが、わかりました。全体像の臨時職員の数がわからないので、どういう状況なのかわかりませんが、それでも、かなりやはり大規模な人数の保育士を、公立保育園の民営化によって、保育園の現場から離れてしまうというか、そういう状況にきつとなるだろうと。それが資料 No.9番ですか。これは正規と嘱託の数ですけども、平成 30 年度から平成 31 年度にかけて 18 人ですよ。平成 28 年度から平成 29 年度も、これはほんだ保育園の民営化に伴って、18 人の保育士、常勤の保育士たちを保育現場から手放すことになったわけですけど、平成 29 年度から平成 30 年度は民営化なかったんで3人だったと。また民営化によって 18 人を、この平成 30 年度から平成 31 年度に手放すと、こういう状況ですよ。

先ほど、だて委員の議論の中で、もとまち保育園の保育士たちの状況も伺っていましたが、これは考え方だけ教えていただきたいのですが、平成 30 年度から平成 31 年度、18 人減るということは、嘱託職員の方も正規職員の方も別の部署に異動する。公設公営の保育園じゃなくて、それ以外の児童福祉施設などに異動するという考え方なのか、退職されるという考え方なのか、この数字はどう理解したらいいか教えていただけますか。

97 ○本多子ども子育て事業課長 平成 30 年度、嘱託職員 19 人が平成 31 年度9人になるというところですけども、このマイナスの内訳としましては、嘱託職員の任期満了となる方、あとは年度の途中でやめられた方もいらっしゃいます。先ほど申し上げました、もとまち保育園から他園に行く方、また、既にほかの園で勤務中の方といらっしゃいますので、その結果、マイナスが出ているということになります。

98 ○幸野委員 公設公営の他園で、まだ働かれている方って、これ減少数に入らないですよ。だって、全体の公設公営保育園の保育士の数だから、もとまち保育園から、例えば、しんまち保育園やこくぶんじ保育園に移った方というのは、これ減少数に入らないでしょう。そうだよ。10 人がやめた方が何人なのか。公設公営園以外の職場、保育園はもうないので、つくしんぼや学童、児童館、その他の場所なのか。それが何人いるのかですよ。やめた方が何人なのか、異動した方が何人なのか、正規職員と嘱託職員の数をそれぞれ教えていただきたいのですが。

99 ○本多子ども子育て事業課長 19 人の4月1日の人数から、現在は 15 人嘱託がおります。15 人のうち任期満了が6人出ておりますので、ほかの職場に行くという要因でのマイナスはございません。

平成 30 年度、49 人の正規職員が、平成 31 年度、41 人になるというマイナスの人数につきましては、お一人は定年退職になります。お一人は既に再任用ですけれども、勤務日数が週5日から3日になりますので定数から外れます。あと6人については、他の職場に異動ということになります。

100 ○幸野委員 その他職場というのはどちらですか。他職場というのは、もう決まってるのでしょうか。

101 ○本多子ども子育て事業課長 その異動先については、まだ決定はしてありません。

102 ○幸野委員 わかりました。

1つ、今伺っていて不安に思ったのは、今 49 人が、つまり 15 人になっているということですよね。常勤保育士たちは、19 人が 15 人になったということですよね。4人、だから途中で退職されているということでしょう。違うのですか。産休などに入っているということですか。というか、やめているから 15 人になったのでしょうか。6人が任期満了になるということですよね。それで、職場が回っているのかということですよね。今4人、常勤の保育士がいなくて。説明会でも、園長先生がそういう説明されていて、常勤保育士が、今、足りないの、臨時職員で朝夕たくさん入ってもらっていると、こういう説明をされていたのですけど、職場は大丈夫ですか、今。保育士の定数などの問題はないのですか。

103 ○本多子ども子育て事業課長 子どもに対する配置人数というのは十分に足りている状況でありますけれども、もとまち保育園については嘱託職員の方の欠員が1人出ていたところでは、既に臨時職員で対応しておりますので足りております。また、年度の途中でやめられた方もありますけれども、その方についても臨時職員で対応しておりますので、人数的には足りております。

104 ○幸野委員 もう民営化という方針決めている中で、新しく保育士を、しかも年度途中で雇うというのはなかなか難しいのかと思うところがありますけどね。ただ一方で、そういう経過の中で、嘱託職員の方が途中でやめていかれているのかという気もしなくもないし、何とも言えない部分ではあるのですけど、非常にそこも大きな矛盾で、本当だったら退職そのものも引きとめるべきところでもあるし、足りなくなったら、きちんと補充もしなきゃいけない部分でもありますけど、そういう過程の中で、矛盾がやっぱり生じているというのは理解いたしました。

6人の正規職員ですけれども、退職されるのは2人だと。保育士の資格をお持ちだけれども、保育園ではない、別の部署で働いていただこうと考えているのは6人ということですよね。これはあれですか。その本人との、合意はもうとれてらっしゃるのですか。

105 ○本多子ども子育て事業課長 異動先につきましては、今、一人一人面談をしております、その中で調整をしているというところでございます。

106 ○幸野委員 まだ合意がとれているわけじゃないと、そういうことですか。

107 ○本多子ども子育て事業課長 一人一人面談をしております、保育園職場希望の方と、保育士としての資格を生かせるのであれば、ほかの職場でもいいというような意向を、今、一人一人確認しているところです。

108 ○幸野委員 何かちょっとよくわからない部分ではあるのですが。

私、民営化自体は、非常に先ほどから議論しているように、矛盾をかなりはらんでいるということは思っているのですが、それでもやるということであれば、やっぱりそこは市としてどういう考え方をしているのかという気もしなくもないですよ。その次の行き先としてね。それは持っているだろうとは思いますが、なかなか言えない話なのかもしれないのですが、何か新しく事業展開をすると。例えば、今回でいえば、議案でまた学童保育所が設置されますよね。そういうことのためにあるという話になるのか、それとも、例えば、児童館を拡充していく考え方を持っていて、そういうところに配置していくのか。つまり保育士をただ単純に手放すだけじゃなくて、嘱託職員の方もそうですよ。6人の任期満了を指くわえて見ているのではなくて、むしろ積極的に新しい事業展開をするということだったら、まだわからなくもないのですが、そういうことを市では考えてらっしゃる。言えない部分はあるのかもしれないのですが、そこはあるのですかね。当然、保育士たちの意思というか、当然、保育園で働きたいと思って保育士の資格を取って、保育園で勤められているという事実も現実もあるとは思いますが、そこについては、市としては何か考え方ってお持ちですかね。

109 ○可児子ども家庭部長 人事のことにつきましてですので、私のほうから考え方というものをお示したいと思います。

まず、保育士資格を有して配置をされている職場というのは、保育園以外にも当然ございます。学童保育所、児童館というのは、これは保育士資格を持った方を配置しているという職場がございます。この後、議案で出ますけれども、第七小学校については公設の学童保育所を設置しますので、そういったところには、当然、保育士の配置をするというようなことがあります。

それから、やはり保育士資格を持っている方を生かせるような職場も、これは保育園などの施設以外にも可能性としてはあると思っています。そういった部署にも必要性に応じて配置をしていきたいと考えております。

ただ、今、具体的に、それがどこかということまでは、まだ決定をしていない段階ですので、そういったものを踏まえながら、保育士職員の配置を考えていきたいというのが、今のところの方向性ということでございます。

110 ○幸野委員 本来であれば、民営化そのもの自体に、もう矛盾をはらんでいるので、私自身はそのこと自体が非常に問題だという指摘をさせていただきます。これまでも強行されているわけけれども、過程の中で、そういうことも含めて、やはり検討すべき問題じゃないのかということも考えるところであります。

111 ○吉田副委員長 岩永委員。

112 ○岩永委員 障害児保育ということでお話があったので、関連でお聞きしたいと思うのですが、もとまち保育園の公設ではおおむね3人ということで、今、規定があると思いますが、現在の障害児保育の受け入れの人数と、あとそれが民営化後、どのように保障されていくのか、そのあたりの考え方、法人に対してお願いしている点など、現状と今後に向けた障害児保育について、考え方をお聞かせください。

113 ○新出子ども施設整備担当課長 この件につきましては、本日、朝、机上にて配付させていただきましたガイドラインにも記載をしておりますけれども、そもそも民営化に当たっては、障害児の保育の実績があることが前提でございます。なおかつ、もとまち保育園が行っている障害児保育等の継承ができることと記載しております。現在、もとまち保育園で受け入れをしている同程度は必ずお願いするというので、ガイドラインの遵守につきましては、本日の基本協定書にもうたわれているところでございますので、ここについては、しっかりやっていただきたいと考えております。

114 ○岩永委員 ちなみに、人数というのは、今、もとまち保育園に限定してはわかりますか。

115 ○本多子ども子育て事業課長 11月1日現在で、もとまち保育園で受け入れております障害の子どもは3人です。

116 ○岩永委員 3人ということで、これは保育の全体計画でも、公設と同等の、特に障害児保育に関しても、受け入れなり対応ができること、それ以上のということも視野に入っているのかと思います。そのあたりは、事業者にも御理解いただいて、今後も継続していく。また、さらに積極的に取り組んでいくというようなことは、一定、お話しいただいて、御理解いただいているということよろしいですね。確認です。

117 ○新出子ども施設整備担当課長 まずは民営化した後につきましては、まず現在の状況については、このまま引き継いでいただくと。その後につきましては、これは今後の協議ということで考えたいとは思いますが、保育の充実を目指して、お願いできることはお願いしていきたいと思っております。

118 ○岩永委員 お願いできることというか、市として、やっぱりそこは障害児保育をしっかりとやっていただくという姿勢を持って、話し合いなり協議はしていくということで、先日も御答弁いただいていたかと思います。そのところは、今回、民営化に伴って、しっかりと市の意向を確認という意味で伝えていただくということをお願いしたいと思います。そこだけ一言お願いします。

119 ○新出子ども施設整備担当課長 今いただいた御意見、法人とお話をし、協議していきたいと考えております。

120 ○幸野委員 関連でお伺いしたいのですが。岩永議員の一般質問の資料で、1(a)というのが出されていて、障害児の待機児童数の推移というのが出されています。平成27年にはゼロ人

でした。4月1日、10月1日、それぞれゼロ人ですけど、ひよし保育園の民営化が平成28年に始まって、平成29年がほんだ保育園で、平成30年で、今度、平成31年になるのですが、そこから待機児が、障害児、発生しているのですが、障害児の方の申し込み自体も非常にふえているのも事実だと思うのですね。申し込み数がふえていると。過程の中で、この待機児になっている要因ですけど、これはいわゆる保育の指数表ですね。保育の指数表の順位では待機児童にならないのだけれども、実際、保育士の加配ができなくて待機児になっている人数というのは何人いるかわかりますか。

121 ○山口子ども子育てサービス課長 今、4月1日時点については各年度確認をしています。やはり指数表、かなり求職活動中の方というのは、障害児加点のプラス30点をしても上位に行かないことがあって待機になってしまっているというところは確認しております。

122 ○幸野委員 その数字の内訳として、例えば、平成30年度も2人、4月1日ですけど、そうすると指数自体が届いてないからということで理解していいですか。保育士の配置ができないということが要因ではないと、こういうことで理解していいですか。

123 ○山口子ども子育てサービス課長 4月1日時点については、そのような分析になっております。

124 ○幸野委員 わかりました。じゃあ、それはそれで受けとめたいと思います。

そうしたら、コスト比較をお伺いしていきたいと思います。資料 No.7と No.7-2を出していただきました。

初めに、資料 No.7-2の確認ですけど、先ほどICTや、キャリアアップ補助金、この入所児委託に要する経費以外の経費としてかかっている部分があったと思いますが、これは、何か、歳入のところに入っていますね。歳出に入るのかと思ったのですが、この保育士宿舍借り上げに係る国庫・都補助金が歳出にも入っているね。歳出にも、ごめんなさい。失礼しました。歳出にも入っていますね。両方入っているということで理解したいと思います。

保育士宿舍借り上げに係る経費は入っていると。それ以外のキャリアアップ補助金、その他の補助金というのは、民設民営園、あるいはひかり保育園等では、民営化した園ではやられてないということですかね。やられてない理由も、もしわかれば教えていただけますか。

125 ○新出子ども施設整備担当課長 まず、御質問のありました、今回入れている経費につきましては、宿舍借り上げに係る経費のみでございます。ICTと、それからキャリアアップの件については計上してございません。

理由につきましては、基本的には、これはこちらからお示しをして、その園が判断をして申請してくるものでございます。園が申請してない理由については、確認してございません。

126 ○幸野委員 普通に考えて、活用すべき補助金なのかなというかね。各園の、例えば、保育士の賃金引き上げるためにも、キャリアアップ補助金って、5年ないし10年ないし経験年数を踏

むことによって、賃金の加算が得られるという話だったと思いますが、そういうのをやられてない。今後も、どうですかね。民設民営化した園だから受けないのか、それぞれの園で結構受けてらっしゃいましたよね。補正か何かのときには、いつもかなりの園が対応したと思いますが、その辺についてはどうですかね。

127 ○本多子ども子育て事業課長 キャリアアップ補助金につきましては、基本、社会福祉法人は東京都と直接やりとりをいたします。市が東京都のそのやりとりの対象外とします保育園に対して、市が予算措置をして、同様の補助金措置をいたします。いずれにしても、東京都10分の10で同じ内容ですけれども、そうなりますと、社会福祉法人は東京都とやりとりをいたしますので、もともと市の予算の対象外となります。というところで、社会福祉法人は市の予算に入っていないということになります。

128 ○幸野委員 市の負担がないから、じゃあ、コストのところには当然入っていないという関係ですね。なるほどね。わかりました。

そうすると、プラスアルファで、この入所児委託以外にかかってくるコスト計算としては、市の負担がかかってくるのが、宿舎借り上げのみと、こういう理解でいいですか。

129 ○本多子ども子育て事業課長 民設民営の保育所につきましては宿舎借り上げの対象となりますので、もし、御希望が出てまいりましたら対象となりますが、今のところ、人数的には、そう申請者は多くないという現状がございます。

130 ○幸野委員 保育士の家賃が、今、月額7万円でしたかね、市では補助するというね。市内に住んでいる方で市内の保育園に勤務される方という、たしか限定だったと思いますが、そういう事業をやられることによって、民営園に対しての補助金というの、かなり膨らんでいくという関係もあるし、実際、公定価格なども毎年上がっていく関係にありますから、民営園に対しての補助金自体が膨らんでいく状況に今なっているわけですよ。そういう中で、じゃあ、コストがどうなっているのかというのが今回のこの表になると思うのですが、資料No.7-2が、そういう意味でいうと正確な表になるのかと思うので、ここでお伺いしたいと思いますが。

現段階は平成30年度予算というところで確認したいのですが、全体計画では、年間1園当たり、年額8,300万円削減できるとなっていました。その全体計画の推計に基づくと、この平成30年度の段階で削減額の累計というのは幾らになっていなければならないのかというのを教えていただけますか。

131 ○新出子ども施設整備担当課長 計算させていただきますので、少々お時間いただきたいと思ます。

132 ○幸野委員 時間削減のために言うと、ひかり保育園は平成26年度からなので5年間、8,300万円掛ける5だと、ひよし保育園は平成28年度からなので3年間で掛ける3、ほんだ保育園、

掛ける2、そうすると掛ける10。8,300万円掛ける10、8億3,000万円というのが全体計画に基づく削減額の累計になるのではないですかね。違いますか。

133 ○新出子ども施設整備担当課長 すいません。確認させていただきます。

134 ○幸野委員 私の推計では8億3,000万円、本来であれば、平成30年度の予算額の段階で削減されていなければならないところが、現時点では1億1,000万円だということじゃないですか。全体計画に照らしてということですね。ということかというと、8分の1ぐらいに、計画に基づいて減っていないじゃないかと。

もう一つ確認したいのが、この表の下に3つの米印があって、定員拡大のところは2つ載っていますね。ひかり保育園とひよし保育園ですけど。一方で、ほんだ保育園では定員何人削減になっていたのかね。今回、もとまち保育園は16人ですよ。ほんだ保育園は何人減っていますか。

135 ○新出子ども施設整備担当課長 ほんだ保育園につきましては、現在91人でございますので、14人減でございました。

136 ○幸野委員 合わせて、30人減っているわけですよ。ひかり保育園とひよし保育園では22人の定員拡大だけど、実際には8人減っているわけですよ。民営化によって8人減って、コスト削減も、さっきも言いましたけれども、計画に照らすとね。7年前に策定した計画に照らして1億1,000万円になっていると。これで果たして先ほど、冒頭、議論の中で、コスト削減は一定の成果が上がっているっておっしゃっていましたが、本当にそう言えますかね。1億1,000万という数字だけ見れば、確かに小さくない数字ではありますよ。ただ、市がこれまで言ってきた数字、計画推計と比較すると8分の1ですよ。なおかつ定員は減っているわけですよ、民営化によって。それで待機児童が都内で一番ふえちゃっているという状況になっている中で、本当にこの全体計画自体が機能しているのかと、目的が果たしているのかということについては、市長、いかがお考えですかね。せっかく、市長、議案審査なのでいただいているので、改めてちょっとお伺いしたいと思うのですよ。もうここはやっぱり7年前の計画に固執するのではなくて、やはり今の国分寺市の状況、待機児童の現実、それから民営化の実態、この間、明らかにしてきましたけど、この事実に基づけば、全体計画そのものは、もはや計画どおりにはいっていない事実は明らかですよ。そこをぜひ、本当に受けとめていただいて。市の政策変更、方針変更なり何なりというのを御表明いただけないかと思うのですが、いかがでしょうか。

137 ○橋本副市長 確かに経費の面からいえば、当初の全体計画で作成した削減目標には届いてないのは事実でございます。ただ、この1億1,000万円が多いか少ないかという議論はあるかと思うのですが、私どもは一定の成果を上げておと考えております。

待機児の問題については、我々、民営化を進めておりますが、民設民営の保育園の誘致を進めておりますので、さらに今後、まだ保育園を拡充していく予定がありますので、その中で待機児の解消には努めていこうと考えておりますので、この全体計画、あともとまち、これから報告事項で御説明いたしますけども、しんまちについても進めていこうという方針に変更はございません。

138 ○幸野委員 これもこの間、何度も指摘していますけど、やはりこういう現実を目の当たりにして改めて思うのが、もとまち保育園で31人の保育士たちを、今、陽だまり会の皆さんが、ちょっと言葉は適切かどうかわかりませんが、かき集めていただいているわけですね。保育士を必死で集めているわけですよ。必死に集めて、このもとまち保育園の民営化を担おうとしていると。担った結果としては、定員は減ってしまって待機児童の解消にはならないという構図になるわけですよ。このかき集めていただいた保育士たちを別の場所に保育園を市内でつくってもらおうという。もとまち保育園の近くでもいいですよ。まだ待機児童もたくさんいるので、そういう考え方のほうが私は合理的じゃないかと思うわけですよ。今のこの全体計画の待機児童をなくすという公的責任を果たすという目的から考えれば、今のもとまち保育園を、必死で集めていただいた保育士で民営化して、待機児童は変わらないのではなく、別の場所に誘致すると。今、そういう体制を組んでいただいているということを考えれば。確かに、時間的に、今から建設などという、そんなすぐにはできないかもしれないですけど、早いところでは1年以内に建設してできるという経過も、この間、あるわけじゃないですか。そういうところを、今、交渉しながら。来年4月は無理ですけど、来年度中に開設してもらおうような、そういうところに投資をすべきじゃないですかね。私はそれが合理的な考え方じゃないかと、今の段階でも思うのですが、それについて市長はどう考えますか。

139 ○井澤市長 保育園の民営化の効果からお話がありましたけれども、当時の想定していた財政的な効果ですね。この部分については、やはりその間にいろいろ環境の変化があって、人件費等も上がる、また保育士の確保も非常に大変になってきているという状況も確かにあります。そういう中であって、待遇改善等も含めて、当初想定していたよりも財政効果は薄くなっているかもしれません。

ただ、本市として、保育園の増設をずっと図ってきているわけでありまして、これについては今後も続けていかなければいけない。そうしていく中で、やはり民営化はどうしても行っていかなければいけませんし、民設民営の保育園の増設も同時に図っていかないと。このことについては、今、確定した数字は申し上げられませんが、保育園の増設についてはいろんなところに働きかけておりますので、待機児の解消に向けて、これからさらにいろいろな施策プラスアルファで進めていきたい、こう思っております。

140 ○幸野委員 環境の変化は本当に著しくて、先ほども答弁あったように、人件費を削減するための民営化というのが、もう時代おくれというか、今はむしろ保育士の待遇を改善していかないと。特に民間の保育士ですけど、そういうことをしないと待機児童は解消できないという局面になっているのですね。なので、さっきも言ったような補助金や、家賃補助、そういうことをやりながら、保育士の賃金、待遇を改善していこうという流れに大きくなっていて、民間園にそういうことをやっていくわけですから、民営化によるメリットというのは、どんどん減っていくのですね。それでもまだまだ足りないからということで、さらなる保育士への補助というのをやっていかないと。ということになると、民営化のメリットというのは、もうほとんどなくなってくるというかね。だから、こういう今の数字になっているわけですよ。

確かに園舎の建てかえなどの際には、公営の場合にはほとんど補助が出ないというのはありますから、民営園の場合には、それが出るというのは事実としてあるわけです。ただ、ほんだ保育園

にしても、もとまち保育園についても、耐震化も大規模改修も既に10年前にやっているという関係もありますから、今、何かしなきゃいけないわけではありませんで、今、肝心なのは、やはり待機児童の解消なわけであって、そこに向けて取り組む政策こそが必要じゃないかと思うところで、やっぱり、この全体計画の視点から何点か指摘を、大きな角度で、市の政策的な保育園政策としての角度で何点か伺ってきました。やっぱり矛盾はほんだ保育園、ひよし保育園の民営化のときよりも、さらに拡大しているし、今、私は政治的な判断がやっぱり必要じゃないかということだけは、ここでは強調しておきたいと思います。

141 ○吉田副委員長 岩永委員。

142 ○岩永委員 確認だけさせていただきたいのですが。資料 No.5と No.6にかかわるところですけれども、新制度の中で、定員数を変更していかなければいけないということでの基準が変わったということですが、ちなみに2歳以降1.98平米は、これまでの基準が幾つだったのか。ゼロ歳、1歳は変わってないのでしょうか。

143 ○新出子ども施設整備担当課長 基準の面積につきましては、これが変わっているというわけではございません。新制度になる前でございますけれども、現在のもとまち保育園にございます玄関入ってすぐのホール、遊戯室のところが、これがこの面積が各保育室、保育の人数に、その面積を充てられたということでございます。新制度になって、保育室の面積のみが基準の面積になるということで、ホールの面積が算入できなくなったということでの定員減でございます。

144 ○岩永委員 遊戯室、ホールの面積がカウントされなくなったということですね。わかりました。

ちなみに、今も弾力的運用の中での定員の調整というのでしょうか、一定、少し多く受けていくというようなことが行われていると思うのですが、その考え方が、今後も、このもとまち保育園についても、そういったことが対応できるような状況かどうか、そのあたりも含めて、お願いいたします。

145 ○新出子ども施設整備担当課長 弾力的な扱いにつきましては、国からも面積の基準を許す限りにおいて、弾力的な受け入れをするような依頼の通知も来ていまして、これについては各園にも呼びかけて、面積の基準を満たす範囲で定員を超えて受け入れるということをお願いしていきたいと思っております。

もとまち保育園につきましても、特に、3歳、4歳、5歳児の部屋につきましては、同じ19人で定員設定しておりますけれども、面積につきましては若干それぞれ違いますので、場合によっては、そういう弾力的な運用もあり得ると考えます。

146 ○岩永委員 そうしますと、在園児の卒園までの在籍を保障していくという考え方からの弾力的運用と、あわせて面積要件での弾力的運用の両方の考え方で、4月以降、運営をされていくということですね。

147 ○新出子ども施設整備担当課長 現在在籍している子どもたちが次年度も安定して保育できるようにということは、これは必要があると思っております。

その他待機児童につきましては、これは入所状況を見ながら、先ほど申し上げた協力依頼をできればと考えてございます。

148 ○岩永委員 わかりました。

子どもたちにとってみれば、1人当たりの面積が広いほうが、保育環境としてはいいということはもちろん間違いなことではございますけれども、ただ、待機児童問題が、まだ解消していないという中では、そういった弾力的運用というの、しばらくはやらざるを得ないのかと思っております。

あわせて、資料 No.5 の面積のところ、3歳の保育室、4歳、5歳ということで、それぞれ面積の広さがかなり違うかと思うのですが、定数としては、定員としては3歳、4歳、5歳が19人に統一されるということでは、ここは少し体の大きさなど、さまざま活動状況も違って来るので、工夫の余地があるかと思うのですが、この辺についてどのようにお考えでしょうか。

149 ○新出子ども施設整備担当課長 今、岩永委員がおっしゃられたとおり、この資料 No.5 の表でいくと、3歳の部屋が一番広がってございます。これについては、法人とも協議させていただきまして、当然、3歳、4歳、5歳であれば、5歳児のほうが体格も大きいです。実際の施設の使い方と、それから今申し上げた体格などを勘案して、一番適切な形を探っていきたいと考えてございます。

150 ○岩永委員 わかりました。改修までがちょっと難しいのであれば、そういった運用の中でのいろんな工夫というのは、今後できる範囲でお願いできたらと思いますので、お願いします。



151 ○岩永委員長 ただいま議題となっております議案第113号、議案第127号は一旦保留とし、陳情第30-4号 恋ヶ窪公民館にエレベーターの早期設置を求める陳情を議題といたします。

このたび、委員会で審査の必要から、陳情提出者補足説明会を開催いたしたいと思っておりますが、これに御異議ございませんか。

(「異議なし」と発言する者あり)

152 ○岩永委員長 御異議なしと認め、陳情提出者補足説明会を開催することに決定いたしました。

補足説明会は午後1時から開催いたします。

それでは、委員会を午後1時30分まで休憩といたします。

午前11時57分休憩

午後1時00分再開

〔陳情提出者補足説明会〕

○議題

陳情第 30－4号 恋ヶ窪公民館にエレベーターの早期設置を求める陳情

○参加者

陳情提出者 日吉町二丁目 28－10 高塚たか子氏他3名

153 ○岩永委員長 それでは、陳情第 30－4号 恋ヶ窪公民館にエレベーターの早期設置を求める陳情について、ただいまから陳情提出者補足説明会を開催いたします。

陳情提出者は、初めに自己紹介していただいてから、本陳情の趣旨について御説明をお願いいたします。

154 ○高塚氏 きょうはありがとうございます。提出者の代表の高塚たか子です。よろしくお願いいたします。恋ヶ窪公民館利用者連絡会の代表をしております。

それでは、簡単に読ませていただきます。恋ヶ窪公民館は昭和 48 年に開館しました。その 2 年後に開館した光公民館はエレベーターが設置されました。不十分ながらも公民館としての他の設備も整っています。恋ヶ窪公民館は時代の流れに取り残されてしまいました。平成 30 年度版国分寺市公共施設適正再開発計画案でも、20 年後に第九小学校との複合化などの検討となっています。その中にエレベーターがないことに対する配慮が見えません。第九小学校と同じように 20 年間待つことはできません。そこで、私たちが声を出さなければと思って、今ここにいます。

私には忘れられないことがあります。ちょうど 10 年前のことです。5 館の公民館が共同で開催する 5 館の集いの打ち合せのため、東友会の方に恋ヶ窪公民館で会う約束をしました。ところが、いらした途端におっしゃったことが、「高塚さん、もう私は二度とここには来られないよ」でした。配慮が足りなかったのです。酸素吸入器をいつもつけて持ち歩いている方に対して恋ヶ窪公民館で会いましょうというのは、私の本当のミスでした。本当に申しわけないと思いました。ちょうどオバマ大統領がノーベル賞受賞ということで、平和について考える企画として呼び出した方でした。その数年後、私が東京都の公民館連絡協議会の委員会の委員長をするということで、恋ヶ窪公民館で毎月定例会を開くのですが、1 人の方が車椅子ということで、それもやはり恋ヶ窪では開催できず、本多公民館で開催することになりました。このようなことがなくて済むように、たくさんの方が望んでいるエレベーターは必需品だと思います。車椅子の方が 2 階に上がっても、バリアフリーのトイレもなければ、全体がバリアフリーでもありません。でも、エレベーターがあれば 1 階のトイレに急いで行くこともできますし、大変ですが何とか使えると思います。私の記憶では、10 年以上前に 1 回、車椅子に乗ったまま 4 人で持ち上げたことがあります。女性の方でしたが、町田市のベテラン職員の方が指導してくださって、何とかそういうことを実現しました。やはり私たちが、エレベーターなどが欲しいということで学習会をしたときでした。

皆さんも、一度ならず何度も恋ヶ窪公民館にはいらしていると思います。でも 2 階に上がるのは健康な人には何でもないと思います。そして、2 階に上がると恋ヶ窪公民館は中庭が大きくあるのでもとても明るいのです。古くなっても明るく見えるすてきな公民館です。天気がよければ中庭がロビーがわりになります。防音施設もなくて全館に音が聞こえてしまいましたが、バックミュージックのようで楽しいこともあります。午後には、主に第九小学校の子どもたちの憩いの場にもなっています。子どもたちは廊下と中庭をうまく使っていろいろ遊んでいます。なかなか過ごしやすいようです。職

員も利用者も大人も見守っています。中庭でのコンサートも年に1回あります。映画会も開催されています。ぜひ体の不自由な方も一緒に楽しみたいと思います。

くぬぎ教室からのアミーゴは元気に活動していますが、ベビーカーを使う方も、子どもだけでも2階に上げるのが大変なのに、ベビーカーを持ち上げなくてはならないのです。重い荷物を持って来る方も、もちろんです。あと20年恋ヶ窪公民館を使うことになってしまうのであれば、あとは何とかごまかして工夫して頑張りますが、第一優先としてエレベーターの設置をお願いします。

あと一言、2018年9月、(仮称)国分寺市公共施設適正再配置計画などの骨子の中で市民説明会に参加しましたが、先駆的事業としてグループCとして選ばれて、そこには恋ヶ窪公民館は昇降機がなく、バリアフリーでないとしっかり文書に書いてありました。ぜひこのことを思い出していただいて、進めていただきたいと心から願っています。

155 ○広井氏 広井映子と申します。

私はこの利用者連絡会ができました1985年からずっとこの会にかかわっていますけれども、利用者連絡会というのは使う市民の親睦など、そういうことでできた会ですけれども、この利用者連絡会の一番大きな目的は恋ヶ窪公民館をバリアフリーでもっと使いやすい公民館にしてほしいという大きな願いがありまして、それを実現していただくためにいろいろな活動を続けてまいりました。学習会を開いて公民館はどうあるべきかと学ぶことや、他市の公民館を見学するなど、何とか公民館の改築にこぎつけたいと思ったのですけれども、結果としては第四次長期総合計画に入りながら、結局原因もわからないまま、このことが頓挫したと私どもには見えております。10年間という長い年月があれば何とかなるではないかという大きな期待を持っておりましたけれども、その間に市の財政も悪くなって、結局ここに書かれるだけで何も具体化されませんでした。

他市の人も含めて国分寺市を評価するときに、計画の国分寺市だとおっしゃいます。それは、計画は立派なものがたくさんできていて、それを実現させるというところにおいて、国分寺市は力がないのかなという、本当に残念なケースが多いと思うのです。今回のことにしても10年たって何ら変わりがなかったのか、やはりだめだったのか。だけど市からは何の説明もありませんので、まだ期待が持てるのではないかと、夢みたいなことも考えております。ぜひ今、高塚さんが言ったとおり、今のこの建物で我慢しますけれども、せめてエレベーターをつけてほしいと思います。

今、彼女は女性の方を4人で持ち上げたという話をなさいましたけれど、私はそれより前に男の人を持ち上げてというときに、6人の男性がそれにかかったけれどもなかなか大変だったと聞いております。ですから、そういう今の段階ではエレベーターがなくて、誰でもがそこを使うということはやっぱり不可能じゃないかと思えます。最近は大きな荷物や、大きな楽器を持っている人には使い勝手が悪くて、結局ほかの施設を使うというケースが多くなっているそうです。せっかくあって、特に恋ヶ窪は音響装置なども全然よくないですけれどもすぐ音楽関係のグループが多いところで、みんな楽しみにしてほかのグループの音を聞いていたのですけれども、ギターや、それからお琴のグループはあそこからみんな撤退していつているようで、やはりそういうのを聞くと、早くに施設がちゃんとなればいいのにと思えます。

何年か先にはどうせ壊すのだからエレベーターなどはぜひくだというお考えもあるかと思いま

す。けれども、10年、20年、まだ使っていくのであれば、ぜひそういう方たちに手を差し伸べてほしいと思います。どうかよろしく願います。ありがとうございました。

156 ○福嶋氏 済みません、きょうはおくれてしまいまして。戸倉三丁目に住んでいる福嶋朋子です。

この市に住んで四十一、二年になります。その前から私は公務員で学校の都の事務職員として働いていましたから、近いこともあって国分寺市には3校、合計20年ぐらい小学校に勤務していましたから、仕事の関係でも恋ヶ窪公民館、そのほかの公民館も含めて各学校から集まった会議などに会場をお借りして、中でも恋ヶ窪公民館は市役所に近いせいか、教育委員会も当時はここにありましたらここを使うことが多くて、最後のほうはひかりプラザを使うことが多くなりましたけれども、そんな関係で恋ヶ窪公民館は、できたばかりのころからかなり私にとってはなじみのところでした。ただ、実際市民として使うようになったのは10年くらい前、みんな退職して自分のことで何か楽しみをと思ったときからでした。そのころまでは私も足も丈夫でしたし、階段だからどうのこうの考えたことは、それほどはなかったです。もちろん、車椅子の方たちは利用できないということは知っていましたけれども。

10年くらい前から、私はオカリナをやりたいと思ったので、オカリナの練習のために月に2回来ていました。実は最近、塗りかえて、外階段に屋根がついて、そしてきれいに塗って、黄緑色で明るくなってよくなったのですけれど、実は屋根はちょうど階段の降りたところまでがついたのです。私も不用意だったのですけれど、それほど足が不安定でもなかったのに、一応つかまって行動したりすることが多かったのですけれど、滑り留めは階段にはついてはいるけれど、途中の踊り場と最後の1段のところは広いから滑りどめがないのです。雨の降ったときに降りてきて、最後の広くなったところは屋根がないから濡れていたもので、それまでは雨が降っているときは上まで傘を差したままで上に上るから意外と気をつけていたけれど、そのときは不用意に降りてきて転んだのです。滑って、最後の1段を。そしてちょうど亀の子みたいにひっくり返って、でも私はこんなに肉や脂がいっぱいについているからショックも少なく、大して痛いところはなかったです。ただ亀の子みたいにみっともなくひっくり返っただけで。だけれど、上でたまたま見ていた女性が「まあ、大変」と言って走り降りてきたのです。その方がもし転んだらどうしようと思って、私も大きな声で「何でもないので大丈夫です」と言って騒いだのですけれど、そんなわけで、今は屋根がついてよくなったけれど、よく考えてみれば、それでも屋根を最後のほうまで延ばしたら道路にすぐ迷惑になる、だから屋根はあそこで、しかもありがたいことですが、そういう私みたいにそれほどまだ足が弱っていないと思っても、70歳も過ぎればそういう危険なことがあると思って、やっぱりエレベーターがあったほうがこれから私にとってもいいかと思ひまして、たまたま恋ヶ窪公民館の連絡会というのがあったので、そこに入れていただいているので、こういう話を聞いたとき、私も率先してそういう運動をしたほうがいいと思って、今回お願いに来たところです。自分のささいな経験も踏まえてですが、以上です。

157 ○牛山氏 牛山と申します。恋ヶ窪公民館を利用して4年といったところになるのですけれども、きょうは技術論じゃないけれど、そういった視点の違うところでお話しさせていただきたいのですが、公民館に来て、別に私はそんなに不便さを感じていなかったのですが、皆さんからエレベーター

ターがないと上がれないということで、じゃあ、どうすればいいんだということで、この8月にエレベーターの小さな会社に見に行き、よく階段などについているじゃないですか、階段の昇降機みたいな、そういうのを実際に見させていただきました。なれている人間であればそれに乗れるけれども、初めて乗る人というのはとても乗れないということがわかって、なかなか使えないかもしれない。これって何が言いたいかというと、今、私どもはエレベーターをお願いしているのですが、エレベーターと同じような効用を持った、すなわち足の不自由な方が安全に昇降できるものがあればいいんだということでお願いに上がっている次第です。調べますとエレベーターというのはなかなか建築基準法やそういったものを調べて耐震設計などで大変で、なかなか壊して使うということは無理だろうと。皆さんもそれによって1,000万円、2,000万円という経費がかかるという見方をしておられるようですが、そういう階段昇降機であれば100万円、200万円、あるいは松竹梅とくれば真ん中に段差解消機という設備があって、これは建物を直さずに階段のところだけで上がるような仕組みもあるということで、やろうと思えばいろいろなアイデアがあるので、ぜひそれを検討していただきたい。その背景としては、やっぱり公共施設、我々一般の人間が行く、特にあそこは社会教育ということでずっと続けて勉強していくところ、これが一番大事なことであればその機会を守っていただく、それが一番大事じゃないかと思うのです。ですから、何らかの解決策を出してほしい。

今、改修費で3,000万円かかったとしても20年間使用するとすれば年に150万円です。今公民館で年間の設備の改修費は1億8,000万円ほど使っている。その中の150万円ということは1%にも満たない金額について高い、安いと言っているのは、いわば違うのではないかと。まず、そういうバリアフリーで、皆さんが使えるようにすることをどうする、それが必要かどうかという議論が先にあっていいのではないかと。今一緒に動いているようなところになるのですが、いろいろ松竹梅、高いものも、安いものも全部あるので、やるということから考えていただきたいと思っています。

158 ○岩永委員長 御説明、ありがとうございます。

それでは、御質問のある委員の方は挙手にてお願いします。

159 ○だて委員 御説明ありがとうございます。今、恋ヶ窪公民館を利用されていらっしゃる皆さんには、私も行きますからよくわかりますけれども、本当に階段の上り下りに大変な思いをされていらっしゃる方も多くいるということが、また改めてよくわかりました。

1点確認ですが、今最後に牛山さんからリフトの話がされたわけですが、今回はエレベーターで陳情は出ているのですが、皆様方の認識ではエレベーターというものにはこだわらず、そういったリフトなど解決策を求めたいというところでの総意でよろしいのか、そこだけ確認させていただきたいのですが。

160 ○牛山氏 済みません、そういう意味でリフトということで、とにかく何か解決策をと思ったのです。今、公民館の方々が自発的に重い荷物がある方はボタンを押してくださいということで、下に下りて荷物を持ってあげてくれますから、そういうボランティアというとおかしいけれども、そういう形でやってくださっているのです。それでは不十分というか、何が言いたいのか、今、リフトですと、なれている方が乗れるのですよ。初めて来た人はできないです。だから、高塚さんと一緒に見に行

って、あっ、これはやっぱり不十分かもしれない。そういう意味では、代替案を求めているけれども助けを、ちゃんと2階上がっていかなくてはいけないということで、今エレベーターということをまずお願いしているということです。

161 ○高塚氏 あともう一つですけれども、国分寺駅近くの店の簡易リフトを見学に行きまして、よくお話を聞いたのですが、あのリフトは人間が乗るだけだそうです、座れる人が。ベルトが1つしかないのですね。そうすると、自分でちゃんと座れる方じゃないと乗れないです。

あともう一つ、ワンランク上がありまして、それは外国製だったのですね。枠がしっかりしていて、そのリフトもありますけれども、それは車椅子の人だけしか乗れないのだそうです。そういうやはりリフトにも規定があるらしいのです。JRもすごく立派なリフトがあるのですけれども、あれもやっぱり荷物は運べないと思うのですね。そういう、どうしてもいろいろな制約があるとなるとエレベーターじゃないと、落ち着いて座れない人はもうリフトは使えないということになりますよね。そうなるとうやほりだめですし、駅などでも見ると車椅子しか乗っていないようですよね。車椅子の介助の人は、必ず介助者が一緒に乗って、そして安全を確認しながらやっていると思います。やっぱりあれが理想だなと思いますし、結局この人には当てはまるけれど、この人には当てはまらないとなってしまうと、せっかくつくってもほとんど使えなくなるともったいないというような私たちは結論としています。

162 ○岩永委員長 今のお話で確認ですけれども、そうすると、陳情事項の、エレベーターを設置してくださいというこの文章のとおり陳情事項でよろしいということですね。

163 ○牛山氏 エレベーターといってもピンキリありますということを申し上げただけです。

164 ○幸野委員 いろいろな実情や、思いを聞かせていただいて、ありがとうございます。今は国でも障害者差別解消法が制定されるなど、今年度にはバリアフリー法が改正されて11月から施行されていて、私自身もバリアフリーのまちづくりを進めていかなければと思っているところではあるのです。そういう中でいろいろ公共施設のバリアフリーの状況も、市に確認させていただいて、資料も出していただいたという経過もあるのですけれど、確認したいのが、今は、確かに恋ヶ窪公民館は公民館の中では唯一エレベーターが設置されていないです。利用者連絡会の皆様としては、公民館になるのかもしれないのですけれど、そういう方がいた場合には、例えば車椅子で来られる、あるいは足の不自由な方が来られた場合の対応の規約というか公民館として決まっているということはあるのですか。

165 ○高塚氏 特にないと思います。

166 ○福嶋氏 しっかりと確認したことはないけれど、最近はずザーがついて、押せばきつと上のから事務の方が来てくださると思います。車椅子の方なら手伝ってくださるのですよね。車椅子の方は余り使うことはないと思うのだけれど、大きな荷物を持っているようなときには手を借りるぐらいじゃないですか。

167 ○高塚氏 そんなルールは何もないと思います。

168 ○福嶋氏 お互いに気持ちでやるものだと思いますけれど。

169 ○高塚氏 私が公民館の関係で会議を開いたときに、電動車椅子の方がいるから本多でやりましょうって簡単に変えましたので、そういうことになるのだと思います。だから皆さんも、電動の方は、恋々窪は無理だと思っていらっしゃるのだと思います。

170 ○幸野委員 そのことについて公民館職員は何か言っていることはありますか。

171 ○牛山氏 公民館職員の方は、今話が出ているようにブザーを押してください、手助けできることはいたしますということで、厚意としてやっていただいているわけですが、逆に普通の方から見ると、いつもその都度そんなことで呼んでこうやって持ってもらうのはどうしようかということで、最初のころはちょっと助けてって言っていましたが、今はもう遠慮してしまって、お声がかかってこないというのを聞いているのですね。やっぱりおっしゃったように仕組みとしてきちっとできていなくちゃいけないと、館の人が手助けに来たら、その人たちがみんなでよいしょと持ち上げられる仕組みができていなかったら何にもならないじゃないかと。そういうことで何とかしましょうと、精神論じゃないかということをお願いしたいと思います。

172 ○高塚氏 あと公民館としてブザーをつけたのは、苦肉の策で何とか助けられる範囲は助けましょうということで、荷物の重い方、ちょっとふらふらする方は手助けするというので、車椅子をどうこうということまでは範疇にないと思います。

173 ○岩永委員長 ほかに御質問はよろしいでしょうか。

それでは、そろそろお時間ですが、よろしいですか。

では、これで陳情第30-4号について、陳情提出者補足説明会を終了いたします。陳情提出者の方、お疲れさまでした。

午後1時27分休憩

午後1時32分再開

174 ○岩永委員長 それでは、委員会を再開いたします。



175 ○岩永委員長 午前中に引き続き議案の審査を続けていきたいと思いますが、午前中に保留になっていた答弁はどうでしょうか。

176 ○可児子ども家庭部長 午前中の質疑で基本協定書の損害賠償につきまして、こちらにつきましては、その内容について明らかにここから読み取れるということが明らかではない部分がございますので、ここについては事業者と内容を確認させていただきたいと思います。その上で対応を協議させていただきたいと思います。

177 ○岩永委員長 そうすると、本日はなく、改めてということになりますでしょうか。

178 ○可児子ども家庭部長 ただいま連絡をとっているところですが、なかなか直ちにきょう、ここで今現在では協議が整わないというところがございます。

179 ○幸野委員 ということはどういうことになるのでしょうか。基本協定書の第5条で損害賠償があって、第5条2項で「乙の責めに帰する理由なく」ということですから、陽だまり会の責めに帰する理由がなく、国分寺市が本計画を中止すると、これは議会の議決が例えば1つ大きな要素としてあって中止したときには、乙から本協定を解除することができる、甲に対して損害賠償を請求するということもあり得るということでしょうか。

180 ○可児子ども家庭部長 この文言で、例えば「本計画を中止したときは」という言い方になっていますけれども、例えばそこを市としては中止するわけではないですが、この議会の結論によっては延期するということもありますし、この辺の文言の確認というのも改めて必要なのかと思っています。こういったものを補足するやりとりというのも必要なのかと思っていますところがございます。

181 ○幸野委員 ただ、今この議案の議決が求められていて、その議決の前提としての基本協定になっています。場合によってはこの議会の議決として否決ということもあり得るかもしれないわけですが。むしろ問題点を今私も指摘している立場ですから、そういうことも含めてどう考えたらいいか教えていただけますか。

182 ○橋本副市長 今、子ども家庭部長が答弁したように、この文言の解釈について先方と協議する時間が必要になりましたのでお時間を下さいという答弁をいたしましたので、その点については御理解いただきたいと思います。

したがって、議決に関するところなので、この点についての取り扱いについては委員長にお取り計らいいただきたいと思います。

183 ○岩永委員長 暫時休憩いたします。

午後1時 38 分休憩

午後1時 42 分再開

184 ○岩永委員長 委員会を再開いたします。

それでは、質問を続けていきたいと思います。

185 ○新出子ども施設整備担当課長 先ほど、午前中の御質問の中で保留になっていた件のお答えをしたいと思います。保育室の考え方でございますけれども、現在の保育室の面積につきましては、子ども・子育て支援法施行の附則第7条に、施行日において既に認可しているものについては、それを確認があったものとみなすということになってございます。実際今回のもとまち保育園の定員減でございますけれども、これにつきましては実際の保育室を見ている中で遊戯室と他

の保育室が物理的に離れているところがありますので、そこを適正にするという意味での定員減でございます。ほかの施設につきましては、先ほど前段で申し上げましたとおり確認があったものとみなすということになっておりますので、こちらについては大丈夫でございます。

186 ○本多子ども子育て事業課長 先ほど、説明会での職員 45 人の内訳ですけれども、こちらは保育士のほかに調理員、栄養士、保健師の職種も全て含んだ人数をお伝えしているということを確認しております。

臨時職員の登録につきましては、その当時 18 人の保育士が登録しておりまして、私が先ほどお答えしましたのは実勤務のあった人数ということになります。登録していても、非任用月がございます。また登録していてもまだ勤務していない方も含まれての人数となります。

187 ○岩永委員長 そうしますと、正確には登録者が 18 人で、実勤務人数が 13 人だったということですね。

45 人というのはそれにプラスアルファ、調理士などの保育士以外もスタッフとしてカウントした人数が合計 45 人だったという御説明です。

188 ○幸野委員 今、保育士だけ確認したいのですが、そうすると正規職員 15 人、嘱託職員 3 人、臨時職員が 18 人で 36 人です。45 人のうち 36 人が保育士で、9人が調理員と保健師と看護師の内訳でいいですか。

189 ○本多子ども子育て事業課長 正規職員、嘱託職員につきましては既に提出しております 11 月 1 日現在の人数となりまして、それ以外に臨時職員の登録としましては保育士が 18 人います。そのほかに調理員がおりますが、正規職員と再任用職員と嘱託職員と臨時職員とおりまして、合計は 6 人です。栄養士は 1 人です。保健師が 1 人です。嘱託の欠員の方と、再任用の方等が含まれて 45 人です。

190 ○幸野委員 ちなみに栄養士と保健師は正規職員ですか。

191 ○本多子ども子育て事業課長 栄養士と保健師はそれぞれ正規職員です。

192 ○幸野委員 この分野も保育士以外の部分で非常に不足しています。市のほかの部署でも多分かなり不足しているところもあるだろうと思います。配置転換などで栄養士、保健師が対応できるということはあるのかもしれないのですが、ただ、そういうところをまた新しい民間園で募集するというのも非常に大きな矛盾かという気も、そういう一面もあるかと思います。

先ほどの保育室の話ですけれども、ほかの施設については変更する必要はないとおっしゃっていましたが、新しく認可をとるときには変更が必要になってくるわけですね。だから私がさっきからお伺いしているのは、もとまち保育園について、民営化しなければ新しく認可を取得する必要はなかったわけだから、定員変更する必要はなかったですねという確認をしているだけです。そういうことでいいですね。

193 ○新出子ども施設整備担当課長 おっしゃるとおり、ここ平成 27 年の改正から実際運営しているわけで、この時点でみなすということになっておりますので、この認可を改めてとることが定員減の要因でございます。

194 ○幸野委員 だから民営化しなければ定員減にする必要はなかったということですよ。それはちなみに期限というのはいついていますか、そのみなすことにしているというのが、例えば5年間限定や 10 年間限定などのそういう限定はいついていますか。

195 ○新出子ども施設整備担当課長 こちらについてはございません。

196 ○幸野委員 今の法体系の枠組みの中では今後5年も 10 年も今の定員数のままいけたわけです、今の段階でいえば、これからまた改正があればまた別ですけども。確かに先ほど委員長も指摘されていましたが、子ども 1 人当たりに対して保育室がきちんと確保されてなければいけないという法改正の趣旨も、私は理解しているつもりです。それはあったほうがいいことは間違いないですけども、ただ一方で、今の国分寺市の課題というのは、そのことも大事ですけども、第一義的には待機児童の解消というものをどうするのかと。かといって、たくさん詰め込めという話をしているわけじゃなくて、今までの法体系の枠組みの中では定員が確保できているのであれば、それを維持するという選択が必要だったのではないですかと。民営化することによってそれが減ってしまうというのは不必要じゃないのかと、むしろ逆行してしまうのではないかとことを指摘しているわけで、それは事実関係として、今子ども施設整備担当課長が答弁していただきましたけれども、民営化しなければ変える必要はなかったと、減らす必要はなかったということは確認できたので、それはそれで事実として受けとめておきたいと思います。

議案第 127 号ですけども、財産の無償譲渡ということで、地方自治法第 96 条第 1 項第 6 号の規定により議会の議決を求めるということで、園舎を無償で譲渡するために議決してくださいという議案です。これはほんだ保育園のときにも一定議論したこともあって、そのことも含めて確認しながら質問させていただきたいと思いますが、第 96 条第 1 項第 6 号というのは、「条例で定める場合を除くほか、財産を交換し、出資の目的とし、若しくは支払い手段として使用し、又は適正な対価なくしてこれを譲渡し、若しくは貸し付ける」ことについて、議会は議決しなければならないとなっています。第 96 条第 1 項第 6 号の後段のところ適正な対価なくしてこれを譲渡することについて議決してくれということだと思っておりますが、適正な対価というのはこの案件についてはお幾らでしょうか。

197 ○新出子ども施設整備担当課長 今回、この無償譲渡に当たりまして鑑定士に金額を、評価額を算定していただいております。こちらからいただいた数字につきましては、1,670 万 9,427 円という評価をいただきました。

198 ○幸野委員 これは適正な対価の額でしょうか。

199 ○新出子ども施設整備担当課長 この価格につきましては、鑑定士にお願いしている数字でございますので適正な価格と考えております。

200 ○幸野委員 適正な価格と考えている。前回の議事録を子ども施設整備担当課長は読まれていると思うのであえて全てを申し上げますが、適正な価格というのは国分寺市の例規で、とりわけ公有財産規則ですが、公有財産規則で適正な価格というものを計算する条文がありますね、それにのっかってやられていますか。具体的には公有財産規則の第 40 条で、第 41 条にもかかってきますが。

201 ○新出子ども施設整備担当課長 この価格につきましては、先ほど申し上げた鑑定士から評価額をいただいているのでございます。今回、そもそもこの議案につきましては無償で譲渡するというので提案を申し上げているところでございますので、こちらについてはこの議決をもって無償譲渡するというのでございますので、そもそも価格をもって議決を判断いただくものではないと考えてございます。

202 ○幸野委員 地方自治法第 96 条第 1 項第 6 号に戻りますが、適正な対価なくしてこれを譲渡する際に議決が必要だということです。適正な対価が出ていないと、適正な対価なくして議決案件にはならないですよ。適正な価格というものが出ていなければ、これは適正な額じゃないですねということも言えない。だから適正な額というのをまず国分寺市として計算しなければならないわけです。その適正な額を計算するのがこの国分寺市の公有財産規則にありまして、第 40 条に価格または料金の決定というのがあります。「財産の取得、管理及び処分に関する価格又は料金については、適正な時価により評定した額をもって定めなければならない」ということがあります。ここで適正な時価というものを定めるわけです。定めるけれども、しかし、その適正な時価と違う額で譲渡するという際には地方自治法第 96 条第 1 項第 6 号が出てくると。なので、この適正な対価、適正な時価により評定した額をもって定めていただかないと、実は議決案件かどうか分からないですよ。それは前回も議論して、資料も今、私の手元にあって言っていますが、これは平成 29 年第 1 回定例会の文教子ども委員会の調査事項資料 No.3 というので、保育所民営化に伴う建物無償譲渡に係る手続についてというのがありますが、適正な対価とは時価を言うから、市としても適正な時価と適正な対価とは同義と解されるということを解釈しているわけです、適正な時価が適正な対価だと。その適正な時価を定めるのは公有財産規則の第 40 条であって、そのためには審議会、同規則の第 41 条になるわけですけれども、価格を定めるに当たっては財産価格審議会の議を経なければならない。財産価格審議会です適正な時価というのを定めると、財産価格審議会の議は経ていますか。

203 ○新出子ども施設整備担当課長 今回の案件につきましては、無償譲渡ということ先ほど申し上げたとおりでございます。この場合、適正な価格による処分を予定しない場合につきましては公有財産規則第 40 条の規定が適用されないとあるので、審議会への諮問、答申が必要ないという考えで整理してございます。

204 ○幸野委員 第 96 条第 1 項第 6 号では「適正な対価なくしてこれを譲渡し」と書いてあります。無償譲渡ですから、もし適正な価格がゼロ円だったら、これは適正な対価なくしてこれを譲渡するに当たらないですよ。つまり議決案件じゃなくなるのです、適正な時価がゼロ円だったならば、とい

うことです。逆に適正な価格が1億円なり2億円なり、今回の1,600万円なり、それがもし適正な対価であれば議決が必要だということです。つまり、その前段としては適正な対価というのが定まっていないと、これが議決案件かどうかは実は決められない案件です。

これは不動産鑑定士1者ですか、1,670万9,427円というのは。

205 ○新出子ども施設整備担当課長 おっしゃるとおり1者でございます。

206 ○幸野委員 ちなみにこの財産価格審議会の案件では、不動産鑑定士は何者ぐらいから算定していただくのでしょうか。

207 ○新出子ども施設整備担当課長 済みません、その案件につきましては担当外でございます、今答えられません。

208 ○幸野委員 今適正な対価だということ自体は1者の不動産鑑定士の額だけで言えますかという話です。1者は1,670万円だったかもしれないけれども、2者からとつてもう一方が1億円だったといった場合に、じゃあ、どこが適正な対価ですかということになりますね。その適正な対価の額がわからなかったら、我々議会の議決だって額によって変わりますよ。この価格が幾らなのかです、建物の価値が。1億円だったらいいですよという方もいるかもしれない、2億円だったらいいかもしれないという方もいるかもしれない。そういうことになるので適正な価格というものを出さなければいけないのではないですか。その適正な価格を出すためにこの公有財産規則があるのではないですか、ということも2年前にも議論して、そのことについては幸野委員の意見は一定理解できるという法務課長の答弁もいただいて、そのことについて規則などを整理して対応します、検討するという答弁もいただいていたわけです。これに対応しなかったら同じ議論になりますよということも言っているわけです、その当時も。なぜそこをちゃんとやっていただけないのですか。適正な価格は一体幾らですか、それがわからないと議決の判断だって変わりますよ。10億円のものを無償譲渡するのか、1,000万円のものを無償譲渡するのか、適正な価格によって変わると思いませんか。

209 ○可児子ども家庭部長 2年前、平成29年第1回定例会でこの辺の無償譲渡について、その手続については資料をもって説明させていただいております。その際にも説明させていただいたのは、まず地方自治法第237条では、財産の処分に当たっては適正な対価をもってなすべきというのが原則だということになっています。この公有財産規則の第40条については、適正な時価により評定した額で不動産の取得または処分を行う場合の手続を定めたというところでございます。例外的な適正な時価によらない処分を行う場合は公有財産規則第40条が適用されず、それに伴いまして第41条の財産価格審議会への建議といえますか、それも要らないというような答弁はさせていただきます。

今回の適正な価格は幾らかというところにつきましては、これは先ほど説明申し上げたとおり不動産鑑定士に鑑定をお願いしています。不動産鑑定士につきましても一定の資格の中で仕事をしているわけですから、その責任において御回答いただいた額でございますので、それをもとに今回

の議案については適正な価格なくしてという判断をした上で財産の無償譲渡を、これを提案させていただきます。

210 ○幸野委員 今の子ども家庭部長の答弁に照らして、不動産鑑定士は資格を持っているから、それは適正な額だという論理がもし成り立つのだったら財産価格審議会は要りません。これはもう廃止することになりますね、その論理が成り立つのなら、適正な対価だってなってしまうのだったら。そうじゃないから財産価格審議会を設定して、不動産鑑定士は多分複数とっているのではないですかね、財産価格審議会では。何者かからとって、その中でさらにこの財産価格審議会の中にも専門家の方がいて、有識者がいて、公有財産だから一般の市場価格の調査だけじゃなくて、ちゃんと公的な視点も含めながら定めているのではないのですか、適正な対価なるものは。

無償譲渡だったらそんな価格、適正な対価をはじく必要はないという、そんな横暴な話は、私はないと思います。不動産鑑定士1者でいいという話はないと思うのです、公有財産だから。無償譲渡するのだから、その適正な対価なくしてだから、無償譲渡だけじゃなくて1億円のを5,000万円で譲渡するということもあるでしょう、有償譲渡で。そういうときだって、1億円なる額というものは適正な金額を計算しなければ、私はだめだと思いますよ、市民の財産だから。市民の税金でつくったものじゃないですか。

実際にきょう資料を出していただきましたけれど、追加資料 No.3-2。もとまち保育園は確かに古いですが、大規模改修や耐震改修工事をかなりやられていまして、例えば内部の大規模改修工事もやられています。ホール、事務室、玄関、廊下、階段室、1階、2階の各保育室を改修されている。1階の3歳以上保育室も、2階の給食室の改修も、2階の新旧調乳室の改修、2階の保母室、2階の更衣室、2階の洗濯室、2階の男子更衣室、仮設職員事務所、1・2階便所、浴室等大規模改修工事、耐震改修工事、内部だけでもこれだけやられているわけです、10年前に。外部の大規模改修工事だって外壁面もやられて、屋根の防水面、鋼製手すりなど、玄関ポーチ床、鋼製建具、外構改修工事も屋外プール、道路沿いフェンス、門、ドアということについて8,174万円かけてやられているわけじゃないですか。だからこれも市民の税金で改修しているわけでしょう、もともとつくったときもそうだし、改修もそうだし、そこは適正に計算していただかなきゃいけないというのは、私は当然のことだと思います。1,670万円は適正な金額と言えないのだったら、計算していただかなきゃ無償譲渡などできないですよ、議決案件かどうか分からないのですから。そこは2年前にさんざんやったじゃないですか、何で何もやられていないのか、私は理解できません。そういう疑義があるということ自体を皆さん方だって認めているのですよ、政策法務課長が私の意見を一定理解できると言っているのだから、そのときの答弁で。議事録を読み返していただければわかると思うのですけれども、どうして何も対応されなかったのだろう。

211 ○新出子ども施設整備担当課長 そういう御議論があったことは私も認識しております。今回、この議案の提出に当たりまして、私もいろいろ相談を関係部署ともしさせていただきます。また、その中で改めて前回、それから過去2回、この無償譲渡の扱いをしているところでございます。その中でやってきたこの方法については、解釈というところはあるかとは思いますが、間違っていなかったということを前提に前回と同じように今回提案させていただいているものです。

212 ○幸野委員 それは議会で議決してもらったからということですか、前回も前々回も議決してもらったので間違いなかったということをおっしゃっているのですか。

213 ○新出子ども施設整備担当課長 議決していただいたからということではございません。法的な解釈として間違っていないと考えてございます。

214 ○幸野委員 いや、その説明は、私はだから理解できません。だから平成 29 年の当時もかなり議論して、そういう答弁もいただいて矛をおさめたという経過もあるわけです。もとまち保育園は2年後にありますから、またそのときにこういう議論をしないほうがいいと思っているということから、そのときに平成 28 年の第4回定例会で議決はしているけれども、その考え方についてはきちんと整理する必要があるということで閉会中の当委員会ですべて、平成 29 年の第1回定例会で文書でも資料も出していただいて議論もして、先ほど言ったようにもう一度検討するということがここに至っているわけじゃないですか。何もされていないということ自体、もう憤慨です。またこの議論をしなければいけないのかという思いです。

だって適正な対価を示せないじゃないですか、皆さん方は。これは適正な対価と言えるのですか、不動産鑑定士1者の鑑定だけで。公有財産規則から考えれば言えないでしょう。適正な対価を出す必要があるのではないですかということ。そうじゃないと第 96 条第1項6号の議決案件にならないのではないですかと、適正な対価かどうか分からないのだから。その額が分からないのに議決してくれというのは余りにも失礼じゃないですかと、議会に対しても。もし財産価格審議会に諮っていただいて、実際にやってみたら全然違う金額だったとなったらどうするのですか。これは議会だって責任を問われますよ、そうなった場合には。だから行政の手続にのっとってきちんとやっておく必要があるではないですかということをおっしゃったのですよ、あのときに。

いや、このまままたここで議決してくれというのは、私はおかしいと思うのです。こういう疑義があるということをおっしゃって、皆さん方も一定それを認めていて、また強弁して、数の力でやればいいと思っているのかどうか知りませんが、あくまでも法治国家でしょう。法律、条例、規則に基づいてやられているわけでしょう。私は、だから地方自治法第 96 条第1項6号に当たるかどうかだって分からないと言っているのです。だって適正な対価が出ていないのだから。適正な対価を求める手続があるのにそれをやっていないのだから。それは2年前に言っていますから、私はやってくさいねと、なぜやらなかったのかですよ。やらなかった理由は何ですか。

215 ○新出子ども施設整備担当課長 その件につきましては、先ほど答弁したとおりでございます。私どもはこの解釈につきましては、「適正な価格なくしてこれを譲渡し、もしくは貸しつけること」、これについては政策的な判断で議会に諮って議決いただくということが前提でございますので、改めてですが、財産価格審議会にかけ、またそこに諮る案件ではないと判断しているものです。

216 ○幸野委員 いや、政策的な判断じゃないでしょう、だから自治法の問題だから、第 96 条の、法的な問題ですよ。皆さん方は政策的にそうかもしれないけれど、議会としたら問われるわけですよ、議決案件かどうか分からないのに議決して、適正な価格かどうか分からないのに勝手に譲渡してみたいな話になりかねないわけです。だから議会として、こういうことは議会のルールとして

厳しくやる必要があるのではないのですかということを行っているわけじゃないですか。逆に何か財産価格審議会にかけちゃまずいルールって何かあるのですか、かけることによって何かデメリットがあるのですか。

217 ○可児子ども家庭部長 財産価格審議会の所掌というところでは、先ほど私がお話ししたとおり、公有財産規則の第40条に関して所掌するのが財産価格審議会の事務と考えております。先ほども申し上げたとおり、この第40条につきましては財産を適正な時価により評価して不動産の取得または処分を行う場合の手続を定めたものと考えておりますので、今回の案件につきましては、その適正な時価により評価した不動産を取得または処分するというものではないと考えております。その部分につきましては、自治法の第96条の規定に該当しますので、こちらについてはこの財産価格審議会ではなくて、財産価格審議会先ほど申し上げたとおりの所掌ですので、この第96条の規定に基づいて行うものについてはこの議会の場で御判断いただくということで、その部分については改めて不動産の鑑定をとった上で、その価格について対価なくして処分いたしますので、この議会の場で御議論いただくという整理をしているというところでございます。

218 ○幸野委員 それは適正な対価を我々に計算しろとおっしゃっていらっしゃるのですか。それは違うでしょう。幾らなんでもそれはないじゃないのですか。それはまずいですよ、我々に適正な対価を計算しろというのは、不動産鑑定士1者の数字から適正な対価を出せというのはおかしい話ですよ、それは。何で行政としてそういう機関があるのにそこを通さないのですか。

公有財産規則第40条は、いや、子ども家庭部長がおっしゃっていますけれども、全然解釈が違いますよ。「財産の取得、管理及び処分に関する価格又は料金については、適正な時価により評定した額をもって定めなければならない」と書いてあるわけです。つまり、この出した額で処分しなきゃいけないということを言っているわけじゃないのです。取得、管理及び処分に関する価格、料金については適正な時価により評定した額をもって定めなければならないとあって、定めたからといってその額で処分しなきゃいけないということを言っているわけじゃないです。定めたけれども、その額を超えて地方自治法第96条第1項6号があるわけでしょう、これはもう法律として適正な額は定めたけれども、関する額は定めたけれども、それとは違う額で譲渡するときには議決してくださいというのが第96条第1項6号です。ここで適正な額を定められるという、行政として専門家の皆さんの御意見もいただいて、財産価格審議会という有識者会議を税金で雇っていただいている機関があるのに、なぜここを通さなかったのかということです。通してはいけないということは書いてないですよ。いや、むしろ適正な額をはじくためにはここを通さなきゃいけないですよ。さんざんやったじゃないですか、それは皆さん方だって否定できなかったわけでしょう。それには異議があるということ資料としていただいていますよ。いろいろ解釈の関係で、考えられる、考えられると言っているだけで、はっきり言えないわけじゃないですか。

議会との関係でいえば、さっきの子ども家庭部長の答弁でいえば、我々で適正な価格をはじき出してくれという話ですよ、そこで勝手に計算してくれという話ですよ。そんなことができるわけがないじゃないですか。だからこの公有財産規則第40条、だってそんなに時間がかかる話じゃないでしょう、これは1カ月、2カ月というか、財産価格審議会の審議は、普通は1回じゃないですか。なぜここをやらなかったのか、不思議でしょうがないです。もっと大きい金額になってしまうということが想

定されているのですか、1者だけだとあれだということもあって、そういうことですか、これは。そういう疑問だって生まれかねないです。かたくなにやらないという判断をしていることが何なのかと疑わざるを得ないです。財産価格審議会を通してはまずい理由があるのですか。

219 ○木村議長　私も前回の幸野委員の御議論はよく記憶にとどめております。それが無償譲渡の2回目でした。1回目については、まだ私は議長になる前でしたけれども、そもそも今回でいうところの議案第127号に当たる無償譲渡についてという議案すらなく、あれは日吉保育園を民設民営に事を進めていたということで、あのときは委員会に差し戻されています。今回は3回目ということですが、今の幸野委員の御発言、前回もかなりおっしゃっていたことは、私なりにもともとだと思うところは多分にありました。ただ、そこは幸野委員に御理解というか、のんできいて議決に参加していただいたと。

事は財産の無償譲渡、公有財産ですから市民の共有財産です。市民の共有財産を行政の判断のみで第三者に譲渡が認められてしまうということになれば、これは大変なことです。だからこそ議決機関の我々議会に対してその無償譲渡という判断が適切であるのかどうかということが法律、地方自治法第96条によって義務として定められて、我々はそれを妥当か否かということで議決するということになっているわけです。

事は、今、幸野委員がおっしゃっているように、もちろん議決する判断のポイントとしては、その1つは金額、幾らぐらいだったら、これは事の性格からして、あるいは譲渡する目的からして妥当だということも言えるでしょうし、その額というものがある一定以上高ければ、いや、目的がそうであっても、これだけの金額だったら、それは無償譲渡ではなくて売却すべきではないかという意見だって、我々議会の中にはあり得る話です。それは幸野委員がおっしゃるとおりだと思います。

行政側は鑑定士の鑑定をとったからというお話はされているわけですが、実際、最近の事例でも鑑定士によってかなり金額というものが違うという事例がございました。中身は申し上げませんが、我々は、当然議決というのは公の行為になりますので、もちろんそこには公たる責任も問われますし、市民感情からして、いや、これを無償譲渡するのはどうだろうかということになれば、それは反対するでしょうけれども、そもそもそこがわからずに議決に臨んだと、わからないけれども、先ほどの子ども施設整備担当課長の答弁をかりれば、政策的判断だからということで賛成した場合に、我々議会も一定のリスクを負うこととなります。市民感情と申しましたけれども、じゃあ、市民からして、いや、こんなに多額のことを無償譲渡するのはおかしいだろうと、判断として間違っているとすれば住民監査請求、場合によってはその先の行政訴訟も含めて、我々も含めてそこは問われかねないです。だからここは、私としては議会を預かる立場にありますから、本来であればより慎重になっていただくべき事柄だろうと、このように思っております。あとは委員及び行政に御判断はお任せしたいと思いますけれども、議長の立場ではそのように考えております。

220 ○岩永委員長　では、一定時間たちましたので10分程度休憩いたします。

午後2時29分休憩

午後3時02分再開

221 ○岩永委員長 それでは、委員会を再開いたします。

222 ○橋本副市長 先ほどの幸野委員の財産の譲渡に関しては、庁内で手続を調整させていただきますので、委員長にお取り計らいをお願いしたいと思います。

223 ○岩永委員長 現在、議案審査の途中でありますけれども、その議案は一旦保留とさせていただきます。

それでは、現在、総務委員会で保留になっております議案第 123 号について、その審査にかかわって当委員会での報告が必要あるため、その報告を先に受けたいと思っておりますけれども、これに御議論はございませんでしょうか。

(「異議なし」と発言する者あり)

224 ○岩永委員長 御異議なしと認め、そのように進めさせていただきます。



225 ○岩永委員長 それでは、報告事項2 国分寺市立にしまち児童館及び国分寺市立西町学童保育所の指定管理者の指定について、を議題といたします。

226 ○本多子ども子育て事業課長 国分寺市立にしまち児童館及び国分寺市立西町学童保育所の指定管理者の指定について御報告いたします。この案件は、議案第 123 号、指定管理者の指定についてということで、先日の総務委員会で御審査いただいている案件でございます。本日は所管の施設、にしまち児童館と西町学童保育所に係る部分を御報告させていただきます。

資料は2種類ございまして、1番から5番まで、指定管理者候補者選定委員会評価集計表、募集要項、事業計画書及び企画提案書、収支計算書、人員配置計画書をまとめたものと、あと追加でアンケート結果と収支決算計算書をおつけしております。

初めに、指定管理者候補者選定委員会評価集計表をごらんください。最初に、こちらは今回の指定管理者候補者選定委員会の選定によって候補者となりました集計表の結果がついております。

おめぐりいただきまして次が募集要項となっております。通し番号の3ページに指定管理費としまして上限額を示しております。3億 3,515 万円(消費税含む)ということで上限額として示しております。

そして、次に通し番号 46 番から協定書となります。企画提案書には生きがいセンターが含まれておりますけれども、通し番号 12 ページから企画提案書が始まっております。

そして 110 ページが収支計算書。

そして5番目、116 ページに人員配置計画書となっております。

また、もう一冊ですけれども、平成 29 年度のアンケートにつきましては、児童館の利用者に対してアンケート調査を各施設で行っております。冊子としてほかの施設も含まれておりますけれども、にしまち児童館、西町学童保育所でとりましたアンケートを含んでおります。

最後の 73 ページが収支決算書となっております。
簡単ですが御報告になります。

227 ○岩永委員長 御報告が終わりました。それでは、質問のある方は挙手をお願いいたします。

228 ○幸野委員 委員長に確認すべきなのかわからないのですが、指定管理の案件が今議会には幾つか出ているのですが、西町プラザの件で事業計画と事業報告というのは資料 No.2 ですか。何か苦情処理、事業計画そのものも出ている案件もあるみたいなのです。あと過去の自主事業など。

西町プラザも、見ると学童保育所や児童館でもいろいろ意見が寄せられているなという感じがあって、事業報告をいただくことって可能ですか、事業報告書。資料請求でお願いすることは可能ですか。もともと出てくるものかと思っていたのですが、見たら見当たらなかったの。

229 ○岩永委員長 過去のにしまち児童館及び西町学童保育所の5年間の事業報告ということですか。それはすぐには出ないですか、すぐには難しいですか。

230 ○本多子ども子育て事業課長 にしまち児童館、西町学童保育所に関する事業報告書につきましては、すぐお出しすることは難しいです。

231 ○幸野委員 これは今回の文教子ども委員会で報告事項として報告を受けることになっていて、総務委員会では今、議決の直前の段階になっているということもあるのですが、この資料は結構大事かと思っています。継続案件なので、これまでの事業者がどういう事業を行ってきたのかという評価にもつながる話なので。議決は議決で当然しなきゃいけない部分はあるので、次回の委員会までに御用意してもらうことは可能ですか、それも難しいですか。

じゃあ、質問の中で確認もさせていただきたいと思いますが、その質問そのものも資料がないとなかなか難しいこともあるのですけれども。

児童館と学童保育所のところにかかわってということで、児童館のアンケート結果というのを出示していただいています。これは西町プラザだけの問題じゃなくて全体的な話としてまずお伺いしたいのですが、アンケート結果の 24 ページですが、にしまち児童館の乳幼児親子対象の話になるのですけれども、遊具が古い、電池が切れている、本が汚いというのが 24 ページのところに出されています。電池切れというのが特に気になっているのですけれども、こういうのが結構目につきますが、これは常にストックされている状況じゃないのですか。どういう対応をされているのでしょうか。

232 ○本多子ども子育て事業課長 消耗品費については指定管理の契約金額に含まれているわけですので、随時対応すべきものであります。その状況が確認できないのですけれども、対応可能な内容であったかと思えます。

233 ○幸野委員 いろいろほかの児童館でも散見されるので、ぜひそこは対応をお願いしておきたいと思います。

あと、学童保育所のアンケートでいくと、通し番号 35 ページのところです。西町学童保育所の「子どもは学童保育所での生活を楽しんでいると思いますか」という問いに対する答えが、「そう思う」という回答されているのが 31.3%ということで、ほかの学童保育所と比べても結構低くなっています。「ややそう思う」というのは結構高いのでカバーしているというはあるのかもしれないですけども、あわせて、「あまりそう思わない」、「そう思わない」というのも1人ずついらっやって、ここが気になるのですが、これは市としてはどのように分析されていますか。

234 ○本多子ども子育て事業課長 「子どもは学童保育所での生活を楽しんでいると思いますか」という問いかけの結果についてですけども、割合としましては楽しんでいるという子どもの割合が多いとは見ております。

235 ○幸野委員 「ややそう思う」というのも含めてということですか。ただ、「そう思う」というところだけを見ると一番少ないのは、何か要因というのを感じていらっしゃることはありますか。

236 ○本多子ども子育て事業課長 これは「そう思う」、「ややそう思う」という主観のところでありますので、たまたま西町の子どもたちの感想というところで「そう思う」、「ややそう思う」が分かれているということですけども、ほかと比べますと数字は違う場合もありますが、そこは客観的に絶対こうだという分析までは難しいかと思えます。おおむね満足していると受け取っております。

237 ○幸野委員 特に何か市ではそのことについて分析などはまだ加えていないということですか。ちなみに、次のページにも「保護者の方は安心して学童保育所に通わせることができますか」ということについて、西町が「そう思う」が 34.4%ということで、ほかの学童保育所は 60%以上、第一東元町は 58.6%ですけど、それ以外はみんな 60%以上です。西町だけ 34.4%というちょっと低い数値になっています。何か保護者の方の御回答の中で「そう思う」というのが少ないのは何か要因があるのかと見ていますが、館庭が使えなくなったというのは西町じゃないですか。何かそういう要因などがあるのかという、ごめんなさい、私も詳しくはわかりませんが、何かそういう大きな要素があったのかと見えなくもないのですが。

238 ○本多子ども子育て事業課長 西町学童保育所は第八小学校の敷地内にございまして、晴れていれば校庭を利用させていただいておりますので、館庭というのはまた違う施設ではないかとは思っております。私は何度か西町学童保育所を見に行っておりますけれども、その様子においては非常にどの子どもそれぞれ楽しく過ごしていると見ております。

239 ○幸野委員 私もほかの学童保育所と比べて「そう思う」という回答が比較する限りだとかなり低かったので、何か要因があるのかと思って確認させていただきました。

240 ○だて委員 児童館のところで伺いますが、西町プラザに入ってすぐのところはロビーになっています。割と広くてソファなどもあって、いろいろな人がいますが、最近児童館で遊んでいる

子どもたちも含めてロビーでいろいろなゲームをするなどして過ごしている子どもたちも見られるわけです。2階は生きがいセンターなど子どもたち以外の方たちが使われる施設というところで、共有部分ですので、そこで子どもたちがにぎやかにしていると不快な思いをされている方もいらっしゃるという話も聞くものですから、扱いというのは指定管理者がどういう形で今管理されているのか、わかりますでしょうか。

241 ○本多子ども子育て事業課長 ロビーにつきましては、いろいろな来館者の方に使っていただくというような共有スペースで、そこで発表会等をすることもございます。おまつりのときでもそこでセレモニーをするなどしております。児童館利用者につきましては、まずは真っすぐ児童館の中に入って遊んでいただくということがほとんどですので、ソファーや、そこでは図書室もございますので、自由に使っていいスペースとはなっております。

242 ○だて委員 そうすると、誰が使ってもいいとなっているとはいえず、児童館の中であればまだしも、余り騒がし過ぎるというのも、あの部分はあくまでも共有スペースといった中で、指定管理の職員の方と話したときに、クレームが入った場合に、なかなか対応が難しいと伺っています。そのあたりというのは、今後も当然子どもたちは児童館の狭い中はずっといなくて、あそこの部分に出てきてちょっと遊んだりするというのがあるかとは思っています。その辺はどのように市としては指定管理者にうまく対応してもらおうのかというのは気になっているところですけど、その辺はどうお考えですか。

243 ○本多子ども子育て事業課長 今は指定管理者が3つの施設を一括で管理しておりますので、その中でいろいろな世代の交流というのもございます。そういった配慮をしながら、声かけ等をしながら上手に利用していただくように配慮しているということです。

244 ○だて委員 わかりました。いろいろな方が使えることが前提ですから、誰かを排除するという話では全くないのです。うまく共存共栄の形で使ってもらえるようにやってもらいたいというのが1点なので、そこら辺はうまく指定管理者と、今回決まればまた協議していただきたいと思えます。

それでもう一点が、何かあったときの児童館からの避難経路の問題です。にしまち児童館の場合は正面のエントランスから入って、児童館の突き当たりのところに入出口があります。そこからいざというときは出て行けるというようなつくりになっていると思うのですが、結局そこを出てすぐ左に建物沿いに回っていくと扉があって、扉は基本施錠されています。あの辺も、いざというときにどういった対応をしていくのかといったところも課題としてあるのではないかと思っています。あとは逆に出て生け垣があって、その向こう側は民地の畑になっているわけですが、本当にいざというときはそこから民地に逃げるといったようなことも想定の一つとして、左の扉が閉まっているということも考えると、選択肢としてはあるのかと思っています。利用者の子どもの親御さんも少し心配されている方、正面から例えば悪い人が入ってきた、火事になった、そういったときの逃げ場という意味では、その辺の避難動線というのをしっかり確保してもらいたいというような御意見もあるので

す。まず一つ、扉が施錠されていざというときに内側から出られないつくりなのか多分なっていますね。鍵の問題で、その辺は、まず認識としてどうでしょうか。

245 ○本多子ども子育て事業課長 施設管理につきましては、指定管理者で安全を確保するために鍵の管理もしております。一番奥の出入口については、通常は子どもが自由に出入りしないようにというような配慮です。いざとなった場合の避難経路につきましては、管理者が緊急時のマニュアル等に従って対応しますので、その辺は皆様を安全な状況に誘導するというマニュアルどおりに、いざとなったら対応いたします。

246 ○だて委員 いざとならないことが一番いいですけども、外に出て、今言ったのがその突き当たりのところのドアじゃなくて、外に出て一旦そのドアから、建物側、壁に沿って外の道を、通路を歩いた先にある扉のことです。あそこが基本、なかなかすぐに子どもたちが開けられる状態じゃないというところがあるというのは課題かと聞いています。そこは対応していただきたいところと、繰り返しになりますけれども、民地側に逃げるすが、今のところ生け垣がしっかりあるものですから、多分無理やり生け垣をよけて行けば行けるのかもしれませんが、そういったところもいざというときは、向こうは広いスペースになっていますし、その辺も動線としては必要かと思えます。そのあたりもぜひ協議を、民地へもいざというときには入るかもしれませんがというような話はしていただいてもいいのかと思えますけれども、その辺も含めて避難の動線のところは今後検討いただきたいと、利用者からも要望をいただいていますので、管理者の方とも協議していただきたいと思えますので、一言いただいて終わります。

247 ○本多子ども子育て事業課長 避難経路についてはもう一度管理者と確認して、今御意見をいただいたところを十分に配慮しながら、また安全確保に努めたいと思えます。

248 ○幸野委員 事業報告書がないのでわからないので教えていただきたいのですが、西町プラザで、特に学童保育所や児童館のことに限って自主事業というのはどういったものが行われたのか、教えていただけますでしょうか。それでどういった効果があったのかを教えてください。

249 ○本多子ども子育て事業課長 自主事業というのは、この西町プラザにつきましては地域センターに係る内容が多かったのですが、1階のロビーにおいては、季節ごとに季節を感じられるような装飾を行うというのをまず実施しております。また、子どもに関する内容ですと、料理企画ということで小学生を対象とした何か料理をつくりましょうというような企画物を中心に実施しているところです。また、夏休みの子どもまつりというのも実施しております。西町学童保育所の児童たちも参加できるようなイベント等もやっております。また、冬のこの時期ですけども、しめ縄づくりや門松づくりというのも、地元の方と一緒にやっているというのが特徴的なところです。

250 ○幸野委員 それって自主事業って言えるものですか。市の仕様書には書いていないことですか、そういう事業ですか。自主事業報告書みたいなものというのは上がっていらっしゃるのですか、報告書の中には。

251 ○本多子ども子育て事業課長 今、申し上げました内容は、事業者から報告が上がっている中に記載されているものでございました。また、今回は企画提案書の通し番号 78 ページのところに自主事業などの提案ということで書かれております。この中で実際に具体的に実施しているというのが食に関するイベントの実施で、小学生向けの料理イベントというのをやっております。また、音楽に関するイベントの実施につきましてはロビーコンサートや親子でリトミック等を行っております。また卓球大会や乳幼児の保健相談等、全てやっているかというところでもないですけども、この中で既に実施しているものがございます。

252 ○幸野委員 今回の企画提案も、5年前の企画提案もそうですけれども、自主事業の収支計算書というのが、今回でいえば 115 ページのところについてまして、自主事業につきましては全て無料としますと書いてあって、でも事業名としては何も書いてないです。今、子ども子育て事業課長が答弁されたように通し番号 78 ページのところに自主事業などの提案というのがあって、その部分を読むとどう書いてあるかという、「現在実施しているイベントの他に、同様の施設で実施した中で、非常に反響のあったイベントを主にご紹介しています」ということが書いてあって、これをあえてやると言っているわけではないのです。自主事業などの提案と言いながら、やるとは言っていない、だけれども反響のあったイベントを羅列しています。多分、子ども子育て事業課長は今やっているのは確認してはいるのだけれど、自主事業として事業者から報告が上がっているわけじゃないのだよね、きっと。

ここって結構大事なポイントで、自主事業というのは市が示している仕様書、募集要項や仕様書に示していること以外のことで民間独自の発想のもとで、独自のノウハウ、独自の財源なども示していただいて自主事業というのを位置づけるということだと思うのですけれども、そこがはっきり立って分けられていないです。そうであるがゆえに、民間のノウハウといっても、一体どういうことがプラスアルファとして指定管理者として力を発揮していただいているのかということがここからは見えな、これはちょっと課題じゃないかと。企画提案の出し方としてこういう出し方をされている事業者は少ないので、どう判断していいものかと考えるところですけども、これはちゃんと事業計画や事業報告の中に落とし込んでいただくことはできないですか、これから。多分今の段階では落ちていないでしょう、きっと、自主事業として明確に分けて報告いただけないじゃないかと思うのですけれども、これは市の事業とは別に民間の自主事業ですよと、それは無料だとしてもちゃんと立て分けて明記していただく必要があるのではないかと私は思いますが、それについてはいかがですか。

253 ○本多子ども子育て事業課長 確かに自主事業というものは指定管理の契約以外のところで自主的に事業者が行ってもらうものではございます。私たちのほうで実施してほしい内容を引き継ぎいたしましたので、そのまま引き継いでやっていただいているところではございます。本当に

自主事業としての部分と、引き継いだ部分と、確かに書き方としては共通項になってしまっているところも見受けられるということですので、書き方についてはまた見直したいと思っております。

254 ○幸野委員 今、手元に事業報告書がないからどういう書き方をされているのかもわからないのだけれど、企画提案を見る限りだと立て分けていないです。一体化しているような感じ、曖昧にしているような感じ、そうすると評価も難しいです。実際どういうノウハウが発揮されているのかというのがよくわからない部分なので、そこは明確にやっていただきたいと。

その話の余談じゃないですけども、通し番号 81 ページに、入浴事業の話は聞きませんが、入浴施設の活用として、「自主事業を行う際には市と協議の上で実施します」と書いてあります。そういう提案をされていて、これはだから多分、市として自主事業というのを認めるか、認めないか、これは自主事業と判断するか、しないかというのを多分していると思うのです。今までもきっとそうですよね。だから今の段階でもあるわけでしょう。自主事業として認めているものが。さっき言ったのは認めているから答弁されたのですか、その辺がよくわからないのだけれど。

255 ○本多子ども子育て事業課長 新たに自主事業を実施する場合には必ず企画提案書を市に提出していただき、協議することになっております。生きがいセンターに提案してほしいというところで、管轄は健康推進課になりますが、児童館、学童保育所に関しましては企画提案書を毎回、全ての事業について出していただいているところです。もし新たにということである場合には、またそこで提案していただくということになっています。今のところ新しい提案はないですけども、今までやっていたことを引き継ぎます。ただ、料理企画としましては毎回いろいろ工夫していただいていますので、そのたびごとに企画提案書を出していただいています。

256 ○幸野委員 そこはきちんと市の事業と自主事業、指定管理者が独自でやられている部分というのは立て分けて、提案のときにもしていただきたいと。募集要項ではそうなっているのではないかと思うのですけれども、これは提案の際にもしていただくと。事業計画もそうですし、事業報告の段階でもちゃんと立て分けてやっていただくということはぜひお願いしておきたいと思います。

もう一つ、これは総務委員会でも議論になっていたところですが、企画提案書の通し番号 49 ページで、当法人の系列の児童センターでの実績が毎年ふえていると、来館者数は毎年度8%増を実現しているということがありますが、一方で、これは仕様書になりますが通し番号の 37 ページを見ると、にしまち児童館の利用実績は平成 26 年度が2万 357 人でピークですが、それ以降、平成 27 年度は1万 9,199 人、平成 28 年度は1万 5,804 人、平成 29 年度は1万 6,448 人という形でかなり減少しているということです。このことというのは、実績とこの企画提案との事実の違いを選定委員会ではちゃんと評価されているのですか。

この事業者は西町プラザを継続して受ける事業者です。過去5年間の実績というのはきちんと見なきゃいけないと思うのだけれども、そうすると、そのこと自体は選定委員会としては余り見ていないと、こういう理解でいいのですか。全く見ていないと、実績自体は。

257 ○岩永委員長 暫時休憩します。

午後3時 44 分休憩

午後3時 46 分再開

258 ○岩永委員長 委員会を再開します。

259 ○幸野委員 また質問の内容を変えたいと思いますが、ここに8%毎年増加を実現していると書いてあるのですが、この8%の増加というのは既存の施設に基づいた8%増加しているのでしょうか、それとも施設がふえている中で8%増加しているのか、その辺の事実関係というのは確認されていますか。

260 ○本多子ども子育て事業課長 企画提案書の通し番号 49 ページのところの数字ですけれども、こちらは法人が運営している児童センター全体の数字を示しておりますので、個別に国分寺市のみということではないです。ほかの施設の実績データが添付されておりますけれども、児童館については次々とふやしているというような運営ではなく、今の既存の児童館でふえているというような結果になっております。

261 ○岩永委員長 児童館数はふえていないけれども、来館者数はふえているということですね。

262 ○本多子ども子育て事業課長 失礼いたしました。実績の添付の中で通し番号 31 ページ、こちらは渋谷区ですけれども、当法人が平成 27 年4月より引き継いで3年目を迎えている最近の施設の実績もありまして、平成 27 年度はその分が確かにふえております。

263 ○岩永委員長 この平成 25 年度から 29 年度の5年間の中では1施設のみ新しく開設されたということですか。

264 ○幸野委員 ちなみに平成 25 年度から 29 年度までの施設数というのは市で確認されていますか。何施設で何人の利用者があったかというのは確認されていますか。

265 ○本多子ども子育て事業課長 今、企画提案書に添付されている以外のところまでは把握できておりません。

266 ○幸野委員 そうすると、来館者数が毎年度8%増を実現していますと言っているのですけれども、その施設の数はずっと変わらずに、例えば 10 施設の中でこれだけふえているということであれば、その施設の運営内容や魅力というのがきつとあって来館者数がふえているというのはわかるのですが、例えば施設がふえているとしたら、10 施設から 11 施設、12 施設、13 施設とふえているとすれば当然ふえることは間違いありません。それぞれ1館ずつの児童数が減ったとしても、館数がふえていれば全体的にはふえるということになってしまうので、その事実関係というのは確認する必要があるのではないかと、そこがないと正しい選定にもつながらないのではないかと私は思うのですけれども、その点についてはいかがですか。

267 ○本多子ども子育て事業課長 企画提案書の通し番号19ページのところに児童館は8カ所運営しているとございます。

268 ○岩永委員長 よろしいですか。

269 ○幸野委員 そのところがよくわからないのです。企画提案書の通し番号の57ページでは、現在18の系列施設の運営実績があり、うち5つが児童センター機能を有した児童館だと、一方で児童館は8カ所だと。私が指摘している49ページの当法人系列児童館センターでの実績というのがこういう推移でふえているということなので、一体何が当てはまって、何が当てはまらないのかというのがよくわかりづらい資料になっています。これは評価しづらいとされていて、企画提案書というのは出していただいたもので評価するしかないのですが、この部分というのは、事実関係の確認というのは結構大事じゃないかと率直に思います。実際、にしまち児童館だけでいうと、さっき紹介しましたがけれども年間利用者数は減っているのです、4年前に比べると4,000人弱、2万357人から1万6,448人に減っているということもあるので、何が事実なのかがわからない中できつと選定されているのではないかと思います。これも企画提案していただく際に、契約管財課になるのかとは思いますが、きちんとその事実関係がわかるように記載していただくような方針にしておくことは可能ですか。

270 ○可児子ども家庭部長 企画提案書の内容をどこまで定められるかというところもあると思いますので、指定管理者の運用指針等がありますけれども、こういったものもあわせて担当課に確認したいと思います。

271 ○幸野委員 ごめんなさい、あと収支計算のところでももう少しお伺いしたいのですが、これも総務委員会で租税公課の問題が議論されていましたが、これも金額の話では児童館、学童保育所にも大きくかかわってくるのですが、収支計算を見ると平成26年度に租税公課として633万円、27年度にも701万6,000円、28年度にも715万8,000円、29年度にも588万円という形で、租税公課の支出というのがかなり大規模に行われています。これって、予算額から決算額はかなり大きく膨らんでいるのですけれど、これはこの西町プラザの利益にかかる法人税を納めていらっしやるのですか。

というのも、ほかの事業で上げた売り上げについての税金もここにかかっているということですね、そういうことじゃないですか。つまり、この西町プラザだけの売り上げにかかる法人税以外の税金がここにかかっているということですね。そうであるがゆえに、支出額自体に非常にしわ寄せが来てしまっていると。例えば平成26年度でいうと人件費が4,115万円という形になっていて、平成26年度はわかりづらいですけど、平成27年度でも人件費の予算額は3,819万円だけれど決算額は3,381万円という形で圧縮を受けることや、それ以外の要素もそうですが、租税公課が大きく膨らんでしまっているがゆえにほかの経費に圧迫が来てしまっているという関係になっています。それってどうなのかと思っているのですけれど、協定書では第49条のところに経理の独立というのが入っています。「乙は、本業務に関する経理を明らかにするため、本業務に関わる収支明細書及び収支計算報告書等、経理に係る帳票を備え、乙の他の会計から独立した経理を

行わなければならない」と書いてあります。これに照らしてどうなのかと思っているのですが、この西町プラザで上げた売り上げにかかる法人税を納めなきゃいけないというのであればわかるのです。けど協定書では独立した経理を行わなければならないと明記しているじゃないですか、この辺の関係というのはどう整理されていますか。

そこは相談してもらうことはできないですか。制度として、これはやむを得ないという話だったらわかるのですが、少なくとも西町プラザで毎年 700 万円、800 万円という法人税を納めなきゃいけないような売り上げが上がるような状況には指定管理者はなっていないはずですが。それにもかかわらず、その決算の中からは 700 万円なり 800 万円なりというのを支出してしまっているわけです。であるがゆえに赤字になっている、あるいはほかの予算にしわ寄せがいつている可能性もあるということを見ると、そのことは、今回も租税公課という形で収支計算の中に入れていただいて出しているのです、金額は 180 万円ということで抑えてはいるけれど。ただ、それを前提とした提案になると、その分を税金で、我々の市民税でその方たちの法人税を払うことになるわけですが、その構図が果たして妥当なのかということなのです。

272 ○岩永委員長 暫時休憩します。

午後4時 06 分休憩

午後4時 08 分再開

273 ○岩永委員長 委員会を再開します。

274 ○幸野委員 仕組みの問題で、企業会計のお話にもつながってくる話なので、どういうやり方があるのかというのは、私は経営したことはないのだからわからないところですけども、少なくとも構図的に見ると、市民の税金が指定管理費のみならず、企業別の事業の売り上げの法人税を納めるところに入っている構図に見えなくもないわけですよ。なので、そのことについて協定書で、やはり独立させてくれということを協定書の中でうたっていると。企業会計の関係でそれができるのかできないのかというのは私も今の段階では断定しては言えないのですが、市の立場とすると、もしできるのであれば、そこはそういう形をお願いなり何なりして、していくのは1つのやり方じゃないかと私は思いますので、その部分は受けとめて研究をしていただけたらいいかと思うのですが、いかがでしょうか。

275 ○可児子ども家庭部長 この租税公課の部分については、いろいろ御議論もあるようでございますので、その辺は契約管財課とあわせて研究していきたいと思えます。

276 ○幸野委員 これは、指定管理と、業者というよりは市の側になると思うのです。仕様書の通し番号 38 ページになりますが、学校地域との連携というのがあって、8)番にあります。イのところ、放課後における学校の教室等の活用や放課後子どもプランとの連携を図ることというのが仕様書にあるのですが、指定管理業者に対してこういう仕様書を出しているのですが、具体的な何か連携のあり方、そういうことについては別途定めなどというのは何かあるのですか。

277 ○本多子ども子育て事業課長 仕様書の通し番号 38 ページの放課後における学校の教室の活用や放課後子どもプランとの連携を図ることということに関しましては、学童保育所の日常の運営の中で、校庭開放のときに利用や、放課後子どもプランの行事に参加、そういった連携を意味しているところがございますので、別途、特に特記仕様書のようなものはございません。

278 ○幸野委員 今後、一体化というお話が出ていると思うのですが、一体化していくかどうかは別にしても、連携というのは今非常に大事になっていると思うのですね。例えば担当者という、放課後子どもプランの実施委員会とのやりとりの中でいろいろ積み上げることもあると思うのですが、そのところで、例えば担当者を1人配置する、あるいは実施委員会との協議の場に必ず出ていくなどというのは一定必要じゃないかと思っているのですが、その点についてはいかがお考えですか。

279 ○本多子ども子育て事業課長 学童保育所の運営職員が放課後子どもプランの委員と協議するというのは可能だと思います。いろいろな会議や行事などとの連携というのは、今後も必要と考えておりますので、どんなことが可能かというのは今後の研究課題とっております。

280 ○岩永委員長 運営委員にも今入ってらっしゃってないのですか。入っている学校もあるのかと思ったのですが、放課後プランの運営委員会には入ってらっしゃらないということですね。

281 ○千葉社会教育課長 まず、運営委員会につきましては、指定管理の職員等については、委員の中には入ってございません。

282 ○幸野委員 仕様書の 39 ページの(2)の関連業務のところに、上記(1)の業務に関連する次に掲げる云々、他課と連携して実施するものとするということで、放課後プランの事業運営に関することというのがあるのですね。だから、今委員長も言われていましたけど、運営委員会などの協議の場にはぜひ出ていっていただくということが大事じゃないかと思うのです。そのために担当の職員を1人配置する仕組みなども今後のあり方としてぜひ御検討いただければと思うのですが。

283 ○本多子ども子育て事業課長 西町学童保育所は学校の敷地内ということもありますので、連携しやすい環境にはあるかと思います。関係性の築き方といいますか、具体的な連携の仕方等、今後も第八小の指定管理者とも話していきたいと思っています。

284 ○岩永委員長 ほかにございますか。よろしいでしょうか。
(「なし」と発言する者あり)

285 ○岩永委員長 それでは、報告事項の2番を終わります。



286 ○岩永委員長 では、次に議案審査に戻りまして、議案第 114 号 国分寺市立学童保育所条例の一部を改正する条例について、を議題といたします。

担当より説明を求めます。

287 ○本多子ども子育て事業課長 議案第 114 号、国分寺市立学童保育所条例の一部を改正する条例について、御説明いたします。

本案は、国分寺市立第七小学校区の学童保育所について、新たに施設を開設するために条例の一部を改正する必要があるものです。

資料をおめくりください。議案資料の国分寺市立学童保育所条例の新旧対照表をごらんください。

第 14 条の「及び国分寺市立本多学童保育所」とありますところを「国分寺市立第一本多学童保育所、国分寺市立第二本多学童保育所及び国分寺市立第三本多学童保育所」に改めるとともに、別表第 1 の名称、国分寺市立本多学童保育所とありますところを国分寺市立第一本多学童保育所、国分寺市立第二本多学童保育所、国分寺市立第三本多学童保育所、また施設の位置につきまして、第二本多学童保育所と第三本多学童保育所の位置につきまして、国分寺市本多一丁目 2 番 1 号とするものです。

学童保育所の運営につきましては、第一、第二、第三ともに市直営で行います。

また、新設しております場所ですけれども、資料を 1 枚おつけしております。国分寺市立第七小学校区新設学童保育所の概要といたしまして、所在地としましては、国分寺市立第七小学校の校庭南側となります。案内図にその位置を示しております。

そしてまた、建物としては 1 つで建てておりますけれども、その中につきまして、1 支援単位 40 人以内というところで定員を面積から割り出しまして、1 人 1.65 平米以上確保できるようにというところで、2 支援単位としております。

国分寺市立第二本多学童保育所が定員 37 人、国分寺市立第三本多学童保育所が 26 人というところで、間取り図のとおり 2 支援単位で運営していく予定です。

開所予定日は、平成 31 年 4 月 1 日を予定しております。

ただいま工事中で、今建物としては外観が立ち上がっておりまして、内装に入っております。こちらの工事につきましては、当初想定していなかった工事が必要となっております、その分の予備費流用で対応をしておりますので、あわせて御報告いたします。

校庭の配水管の切り回しにおいて、勾配が最初の設計のときよりも、現実的には勾配が違っていたということが掘ってみてわかったというところと、ジャングルジムを移設する予定になっていますが、そのジャングルジムの移設に関しまして、基礎が想定以上にしっかりとしておりましたので、切断してまた再設定するということで契約金額を変更する必要が発生いたしましたので、予備費で対応しているところでございます。

以上で説明を終わります。御審査のほどよろしく願いいたします。

288 ○岩永委員長 説明が終わりました。質疑のある方は挙手をお願いいたします。

289 ○幸野委員 この本多学童保育所の第二、第三になるわけですけど、過去には一定の議論もさせていただいて、本当だったら 2 階建てあるいは 3 階建てが必要だったのではないかという

指摘もさせていただいたところなのですが、現在の申し込みの状況について教えていただきたいのですが、第一、第二、第三、それぞれ申し込み人数が何人いらっしゃるのか。障害児がどれくらいいらっしゃるのかも教えていただけますか。

290 ○山口子ども子育てサービス課長 12月1日現在で、本多第一、第二、第三含めまして、全部で101人の申し込みがあります。第一本多を希望する方は、定員40人のところ58人となっております。第二、第三につきましては、定員63人のところ43人ということで、まだまだあきがある状況です。障害児はまだ精査できておりません。

291 ○幸野委員 現在、本多の定員が40人のところ58人の申し込みがあると。63人新しくつくったけれども、申し込みは43人だと。これはどういった要因でこれが分かれているかという分析はされていますか。今まで本多学童保育所は結構老朽化もあることや、施設の手狭な問題もあるということも言われていたのですが、ただ、児童館が併設されているという問題があって、一方で新しくできる場所は新設ということもあるのですが、その辺についてはどのような分析をされていますでしょうか。

292 ○山口子ども子育てサービス課長 今現在、分析としましては、新1年生に限って言いますと、第一本多を選んでいる方は14人、第二、第三本多が34人ということで、過半を占めています。このことから考えても、低学年に至っては、やはり第二、第三、校庭内の学童を希望する傾向が強いのかと分析しているところでございます。

293 ○幸野委員 わかりました。そうすると、定員40人のところに第一は今58人の申し込みがあるのですが、これはどう配置になるのですか。例えば今の101人の申し込みを前提としたときに、40人以上のところ、例えば第二、第三に行ってもらおうなど、そういう判断はあり得るのですか。

294 ○山口子ども子育てサービス課長 まず、申し込みの段階でやはり皆さん、移動のことを気にされていて、受け付けの相談の段階では、大きな偏りがない限り、移動というのは特に考えていないとお知らせしております。本多学童に至っては、定員40人のところを倍以上の人数がいたということを考えますと、かなり狭隘状況も解消されてきていますので、まずは皆さん、第一志望のところを出していただいているので、希望どおりに、今の段階では調整等は考えておりません。

295 ○幸野委員 わかりました。そうすると、第二、第三では一定の定員に対しての余裕が生まれてくるのですが、その部分は別の、例えば4年生以上の受け入れなど、そういうことも検討されるということになるのでしょうか。

296 ○山口子ども子育てサービス課長 今の段階での数字ですので、これは3月までに駆け込みで入ってくる可能性もありますので、推移は見守りたいと思っております。

297 ○幸野委員 第七小学校の学童保育所をつくるときに、そのことも検討できるのではないかと説明などもされていたのですよね。そうすると、3月以降、検討はあり得るということですか。それとも、来年度は4年生以上の受け入れというのはなかなか難しいという判断なのか。その点についてはいかがですか。

298 ○本多子ども子育て事業課長 まだ申し込みが始まったばかりで、今後の状況を見ていく必要があるかとは思っております。

299 ○岩永委員長 まだ今の段階ではわからないということですか。

300 ○だて委員 和みっこの状況はどうですか。できるときには、その影響というところも一定の議論があったと思うのですが、今の状況で結構ですけれども、入所の募集状況というのはどうでしょうか。

301 ○山口子ども子育てサービス課長 まだそちらの確認はとれておりません。まず今お示した本多第一、第二、第三の申し込み状況ですが、この中で併願されている方もいて、場合によってはそちらを選択する方も出てくる可能性はあるかと考えております。まだ調整はこれからとなっております。

302 ○だて委員 やはり若干、距離の問題が少しあるというところもあろうかと思うので、敷地内にできたらそちらのほうが近いというところ、安全性なども含めてあろうかとは思いますが、和みっこも市が誘致して運営していただいているというところもあると思いますので、もし相当偏りがまた出てしまうということがあった場合というのは、何かまた市として対応を考えるのでしょうか。

303 ○山口子ども子育てサービス課長 和みっこを誘致したところではございますが、やはりまずは保護者の第一希望というところを優先したいと考えております。当然、仮に、今、本多第一が40人のところ58人ですが、こちらのほうがもっと多くなるような傾向が見られた場合には、和みっこも積極的に御協議願えるように申し入れていきたいとは考えております。

304 ○だて委員 募集の現状、仕方として、公設公営の3つと和みっこというのは、説明会も含めて、何か違いというか、どのような募集をされていらっしゃるのですか。

305 ○山口子ども子育てサービス課長 こちらは、まず入所説明会では、民設園も公設園も一堂に集って説明会を開いております。そちらで、それぞれの特色等もアピールしながら、保護者に選択していただくようになっております。

306 ○だて委員 わかりました。なかなか、保護者の御希望というところが第一というところは、確かにそのとおりだと思いますので、それは優先していただくというところは、こちらとしても願うところでありまして、一方で、和みっこも、経営努力をいろいろされていると思います。せっかくこの地域でやっていただいているというところもありますので、先ほどの4年生以降の話も含めて、もし定

員のばらつきがあるようであれば、いろんなことを考えていただく余地もあるのかと思うのですが、そういったところも、ぜひ、今後検討の上でやっていただければと思います。

307 ○吉田副委員長 岩永委員。

308 ○岩永委員 済みません。確認ですが、第七小の校門ですか、南側にも門があったと思うのですが、学童の子どもたちの出入りの動線というのは、その門を利用してということもあるのでしょうか。あと、あわせて、お迎えに来た保護者もその門を利用することがあるのかどうか。その辺、教えてください。

309 ○本多子ども子育て事業課長 第七小の児童は、校舎北側の門から出入りする場合と、南側の門から出入りする場合がございます。それぞれの児童の住所地によって両方使うことにはなるかと思うのですが、南側を使う児童のほうが多いと聞いています。

310 ○岩永委員 わかりました。たしか説明会などで近隣住民から、学童が新しくできることによる保護者の自転車の送迎などで、自転車をとめる場所や、出入りというところでの注意などもしっかりやってほしいというような御要望もあったかと思しますので、この門を使って出入りされるのか、また北側、両方あるとは思いますが、自転車をきちんととめる、出入りのときの安全をきちんと確認する、その旨、説明を新たに、また開所にあわせて、注意がけもあわせてしていただけたらと思うのですが、いかがでしょうか。

311 ○本多子ども子育て事業課長 今度できます第七小学校の校庭の学童の建物の近くには、駐輪場のスペースも設けます。送迎の方の利用としては、両方の門は想定できるのですが、安全面を配慮するようにということで、開設のときには、関係者に出入りのことも説明に含めたいと思います。

312 ○岩永委員 そこはお願いしたいと思います。

あと、あわせて、やはり今後の定員状況によっては、4年生に限った受け入れの検討というもできるところからという考え方もあったと思しますので、状況を見ながら検討いただきたいと思しますので、答弁は結構ですので、要望しておきます。

313 ○幸野委員 ちなみに、ここは公設公営で直営になるのですよね。市職員が配置されるということですよね。職員、何名の配置になりますか。2施設なので、常勤職員は少なくとも4人以上は多分配置しなければいけないと思うのですが、正規、嘱託1名ずつという形にそれぞれの施設がなるのかどうかを教えてください。

314 ○本多子ども子育て事業課長 新しい施設、2支援ありますので、それぞれ2人以上の常勤は必ず置かななくてはならないという決まりがあります。子どもの数に応じて常勤、また非常勤をふやしていくということになりますけれども、今の時点では、常勤、非常勤含めて4人ずつを想定しています。

人数については、最低人数が2支援なので2人ずつは必ずということですがけれども、子どもの数に応じてまたふやしていくという。

315 ○幸野委員　そういうことですね。2人だと多分シフトもなかなか組めないの、非常勤の方は必ず必要になってきますから、しかも、障害児1人に対して1人加配しなければいけないということもあるので。わかりました。少なくとも最低2人ずつの常勤職員を配置すると。それも、正規も嘱託も織り混ぜてということですか。さっきの民営化の話などもかかわってくるのかと思うんですけど、そこは了解しました。

それで、もう一つ確認しておきたいのですが、第一本多学童保育所ですけど、それでもまだ58人の児童が申し込まれているということですが、これは建てかえなどは今どういう状況になっていますか。検討されているのですか。児童館の計画ともかかわってくる話ですけど、児童館、学童の施設整備計画というのがあって、見直さなきゃならないという答弁は1年ぐらい前にいただいているのですが、今はどういう動きをされているのですか。公共施設の総合管理計画に基づく適正配置計画も10月に策定されたという状況ですから、大体市の方針は見えてきたわけですよね。その中で、この児童館、学童の建てかえなり改修なりというのは、今、検討をされているのでしょうか。

316 ○本多子ども子育て事業課長　本多児童館につきましては、具体的にはいつ建てかえという計画には至ってはおりませんが、全体の見直しの中には入っておりますので、その中で検討していくということになるかと思えます。

317 ○幸野委員　たしか個別施設計画だと5年後ぐらい、平成35年度に建てかえとなっていたと思うのですが、担当課としては、そういうことは検討されていないのですか。公共施設担当との協議や、10年前から建てかえなきゃいけないという話になっているわけですから、レスポンスしないとおかしいと思うのですが。公共施設の適正配置計画ができるまで何もできないですという答弁もずっとしていたわけじゃないですか。この間、それを要するに見守っているみたいな話だったと思うのだけど、できた中で、担当課として早急に対応するという方向になってないのですか。

318 ○本多子ども子育て事業課長　検討していく施設には間違いはないのですけれども、これからのことになると思えます。

319 ○幸野委員　ちなみに、児童館の整備計画等々の見直しというのは、今、されていますか。これは必要だという答弁はいただいているのですが。全体的な、だから、そういう計画がないと多分進まないということもあるのだろうと思うのでお伺いしたいと思うのですが、それは今の段階にはあるのでしょうか。

320 ○可児子ども家庭部長　児童館の計画が、これまで耐震化や老朽化についての対応ということで計画を立ててきたものがあります。これは一定済んでいるものがありまして、ただいま御指摘をいただいた本多児童館、こちらが最終的に残っております。今回、個別施設計画等もつくられているところもありますので、そういったものも踏まえて、今後、児童館や学童などの検討を進めて

いかなければいけないと考えているところです。

ただ、まだ具体的にどう進めていくかということまでは検討が入っていないというところですので、そういった個別施設計画や市の計画、こういったものを踏まえて考えていきたいと思います。

321 ○幸野委員 老朽化が深刻で、10年以上前から建てかえが必要だということが言われている施設ですから、ぜひそこは早急に対応をお願いしたいということはお願ひしておきたいと思ひます。

私も初めて伺ったのですが、第二、第三学童保育所がつくられる場所は、非常に湿気が多いところだと伺ったのですが、そういう場所じゃないですか。水が、さっき配管の話をも分地下のところでしたと思うのですが、そこで常にじめじめしているということはないですか。そういう場所ではないですか。

322 ○本多子ども子育て事業課長 今つくっております学童保育所の周辺的环境につきましては、樹木が周りを囲んでいるような環境ではありますけれども、じめじめはしてありません。

323 ○だて委員 この第二、第三、新しい学童ですが、これは学校で授業を行われている昼間は、何か使ったりするのですか。親子ひろばでの使用や、何か計画されていますか。

324 ○本多子ども子育て事業課長 現在は、まだ午前中の活用については未定ではございます。

325 ○だて委員 検討は何かされるのですか。使えない時間帯、当然もつたいないと思ひます。近くで、このあたりは、親子ひろばなどの事業をやっている場所というのは本多児童館です。建物の話もありますし、新しい施設でいろいろ使い勝手のいい部分もあるかもしれませんので、その検討の予定というのはどうでしょうか。

326 ○本多子ども子育て事業課長 本多児童館で乳幼児親子の方が結構多く参加されております。そこでまた充実した活動が行われているところではございます。第七小の学童保育所の午前中の活用については、今後の検討課題となるかと思ひますけれども、今のところは特には考えていません。

327 ○だて委員 わかりました。せつかくの新しい施設なので、活用できる内容があればと思ひております。あと、常勤職員は、午前中の時間はどういったお仕事になるのですか。その時間はまだ勤務されてないのですか。

328 ○本多子ども子育て事業課長 今回は市職員を配置いたします。午前中の時間帯につきましては、本多児童館併設の第一本多学童と連携して運営していくこととなりますので、そちらとの打ち合わせや午後の準備、市職員ですので、市の事務をしていただくということになるかと思ひます。

329 ○だて委員 わかりました。そこら辺は恐らくしっかりとやっていたいただけるものだと思っています。無駄のないようにやっていたらと思いますので、それはそれで結構です。

330 ○吉田副委員長 岩永委員。

331 ○岩永委員 今回の関連ですが、午前中の学童保育所のスペースの活用というところで、いろいろ考えていかれるということはもちろんお願いできればとは思いますが、今第七小のPTA室がなかなか使っていくのが難しいという状況などもあったりするようなので、PTAが会議などで使用することにも積極的な連携というのですか、学校とも連携しながら有効活用していくという考え方もぜひ持っていたきたいと思うのです。そのあたりは、いかがでしょうか。

332 ○本多子ども子育て事業課長 ほかの学校の敷地内の学童保育所でも、学校と連携して、学童保育所での打ち合わせなどにも使っていただいております。また、第七小についても、学校とうまく連携してできたらと思っています。

333 ○岩永委員 お願いしておきますので、よろしく願いたします。

334 ○岩永委員長 ほかにございますか。
(「なし」と発言する者あり)

335 ○岩永委員長 それでは、質疑を以上で終了いたします。
次に、討論を行います。討論はございますか。

336 ○幸野委員 議案第 114 号、国分寺市立学童保育所条例の一部を改正する条例について、賛成の立場ですが、苦言を添えて賛成の討論をしたいと思えます。

この議案につきましては、第七小学校の本多学童保育所の狭隘状況を解消するためということで、第七小学校の校庭敷地内の中に学童保育所をつくるという提案でございます。しかし、その提案は、平屋建てで定員が 63 人という規模にとどまってしまうということで、私自身は、この間、指摘してきましたけれども、2階建てあるいは3階建てできちんとつくって、今回、名称が変更されました第一本多学童保育所の児童をきちんと全て受け入れられるような体制にすべきだと。さらに4年生以上も受け入れられるような状況にして、現在の施設、老朽化している施設を早急に建てかえられるような条件をつくるべきだということを指摘してまいりました。

今議論の中でも明らかになったように、63 人の定員はつくりましたけれども、本多第一学童保育所は、定員 40 人のところまだ 58 人の申し込みがあると。最終的な登録時はどうなるかということとは別にしても、やはり定員以内にはおさまらない状況になってしまっている。しかも、これだけの児童がいるということになると、やはり建てかえ自体も、また別個で建てかえる際には、仮設の施設などをつくって建てかえなければならないということにもつながってしまうということも思います。

そういうことから考えると、せっかく学校の中に確保できた敷地の場所につくる学童保育所、あるいはこれまで教室等もありましたけれども、そういった施設については、きちんとそれなりの規模の

施設をつくるのが今の国分寺市には求められているのではないかと。人口の増加、児童数の増加というのが今、国分寺市では大きな課題になっていまして、そこにきちんと向き合った市政にする必要があるのではないかと私自身は考えておりまして、今回初めて、これまで民設民営の学童保育所しか整備しないと言っていたのですけれども、初めて公立の学童保育所をつくったということでは一歩前進ではあるのですけれども、その不十分さというのは改めて指摘をしておかなければならないと考えているところでございます。

そういうことを含めて、苦言は述べさせていただいた上で、本議案については賛成をしたいと思います。

337 ○岩永委員長 ほかにございますか。
(「なし」と発言する者あり)

338 ○岩永委員長 それでは、討論なしと認め、これをもって討論を終わります。
これより採決いたします。議案第 114 号、国分寺市立学童保育所条例の一部を改正する条例について、原案のとおり決することに賛成の方は挙手を願います。
(賛成者挙手)

339 ○岩永委員長 全員賛成。よって、本案は原案のとおり可決されました。
それでは、一定時間たちましたので、10 分程度休憩いたします。
午後4時 50 分休憩

午後5時 06 分再開

340 ○岩永委員長 それでは、委員会を再開いたします。



341 ○岩永委員長 続きまして、議案第 115 号 国分寺市立歴史公園条例の一部を改正する条例について、を議題といたします。
初めに、担当の説明を求めます。

342 ○櫻井ふるさと文化財課長 議案第 115 号、国分寺市立歴史公園条例の一部を改正する条例について、御説明を申し上げます。

本案は、保存整備工事が完了いたします史跡武蔵国分寺僧寺跡の中核地域を歴史公園に位置づけるとともに、文言を整理する必要があるため、条例の一部を改正したいというものでございます。

今回の改正点は2点ございます。新旧対照表をごらんいただきたいと思います。

まず1点目です。史跡武蔵国分寺僧寺跡の中核地域の整備工事が来年1月末に完了いたしますので、この地域を5地区目の歴史公園として条例に位置づけるため、第2条の表に当該地域を

追加いたします。地区名は、武蔵国分寺跡(僧寺中枢地域)とし、位置には、当該地域を構成する26筆の地番を表記いたします。

場所については、議案資料として提出いたしました案内図の色塗りをした地域となります。ちなみに、こちらの面積でございますけれども、登記簿上、合計で9,615平米ということになります。

資料の裏面につきましては、今回追加する地域に加えて、既に歴史公園となっている4つの地域の位置図となります。

次に、改正点の2点目でございます。文言整理といたしまして、条例制定当時、常用漢字ではなかったために、振り仮名、ルビを振っていた条例中第2条の表中の崖線の崖の字と、第9条別表第3の表中の湧水の湧の字が現在は常用漢字となっておりますので、振り仮名を振る必要がなくなりましたので、これを削除いたします。

次に、施行日でございますけれども、歴史公園の追加の改正については3月1日といたしております。文言整理である条例文の振り仮名、ルビの削除の改正につきましては、公布の日としております。

説明は以上となります。御審査のほどよろしくお願い申し上げます。

343 ○岩永委員長 以上で説明が終わりました。これより質疑を行います。質疑のある方は挙手をお願いいたします。

344 ○幸野委員 4カ所目の歴史公園という形になるわけですがけれども、その整備が進んでいるということ自体は私も目で見て承知をしているところですがけれども、講堂や金堂の跡がかなりきれいに、木なども含めて整備されているということをもって、供用開始というか歴史公園として位置づけるということなのかと思うのですが、これは歴史公園として位置づけることによって、市として市民に対して実施できることがふえるなど、そういう市民的なメリットなどは何かあるのでしょうか。

345 ○櫻井ふるさと文化財課長 今回の対象地につきましては、これまでも市民の方の憩いの場所として、あるいは子どもたちの遊び場としてこれまでも開放してきました。市民の使用に関しては、今までどおりでございますが、我々管理する側としましては、条例に位置づけて、公の施設として適正に運営管理をして、整備を終えた対象地域を歴史遺産として一体的な保全活用を図っていきたいと考えているところでございます。

346 ○幸野委員 管理する側としては根拠をここで持ち合わせたということになるのかと思うのですが、この一帯はいわゆる史跡地ですよ。史跡地で指定もされている中で、歴史公園という新たなというか、その上に網をかけることになると思うのですが、例えば歴史公園というのは、都市公園法に準じてくるなど、そういうこともあるのですか。都市公園法に基づく歴史公園になりますか。都市計画公園ですよ。

347 ○櫻井ふるさと文化財課長 都市計画法の中に、都市計画に定める公園の種別としまして歴史公園、特殊公園の一類型として歴史公園というのがございます。国土交通省の運用の指針

の中では、遺跡、庭園、建築物等の文化的遺産の存する土地、もしくはその復元、展示等に適した土地、または歴史的意義を有する土地を選択して配置するという定義がございます。国分寺市では、市立公園とは別に条例を制定し、現在、教育委員会で管理をしているところでございます。

348 ○幸野委員 例えば公園としての公園施設というのは検討できるということになるのかならないのかというのはありますか。

349 ○櫻井ふるさと文化財課長 こちらの今回の対象地につきましては、史跡ということで国の指定がされているところでございます。やはり文化財としてさまざまな制限が加わるということになります。

350 ○幸野委員 やはり公園として、都市公園法上の公園としてはあるのだけど、史跡地の網自体は、制限を受けるということで、公園としてのいろいろ、建築物というのは考えられるのだけれども、史跡の制限は受けるといのは変わらないということで、わかりました。

以前、一般質問等々でも、トイレの設置や駐輪場の整備ということも求めてきたこともあるのですが、駐輪場ぐらいたったら整備というのはい可能ですか。トイレはなかなか難しいという答弁もいただいている。可能性としていろいろ追求していただいているというのは承知していますが、駐輪場の整備は可能ですか。

351 ○櫻井ふるさと文化財課長 国の史跡地でございますので、建造物、あとは掘削等を伴うような土地の変更については、文化庁の許可が必要になってまいります。ちなみに、駐輪場については、現在、史跡の駅前の通路のところに、約 20 台確保してございます。

あと、今回整備をいたしました中枢地域北東部分の入り口には、コンクリート打ちの駐車可能なスペースも確保してございます。ここを駐輪場という位置づけはしておりませんが、こちらのエリアに駐輪をしていただければと思っております。

あと、条例上、車両等の乗り入れについては禁止行為ということになっております。駐車のみであれば、利用者の方、マナーを守っていただいて、他の利用者の方の御迷惑にならないところに駐輪していただければと思っております。

352 ○幸野委員 おたカフェの建物のところに駐輪場 20 台というお話ですけど、そこにとめてこちらの歴史公園を回ろうと思うかどうかというのはなかなか難しいというか、距離もありますしね。心情としてというか、放置自転車にも逆に見えなくもないというか、そこにとめて何でおたカフェあるいは資料館に来ないと思われかねないかと思っていて、やはり歴史公園には歴史公園の場所に駐輪場があるというのは大事かと思っています。おたカフェのところは、史跡地からは外れていて、設置できるということですか。史跡地の中に駐輪場はつくれないのですか。

353 ○櫻井ふるさと文化財課長 先ほど御説明しました史跡の駅、おたカフェの前の通路の駐輪場というのは、特に砂利を敷いているだけで、コンクリート打ちなどの整備をしたものではござい

ませんので、文化庁の許可を得ず、エリアとして駐輪場スペースを確保しているということでございます。

354 ○幸野委員 駐輪場の場合に掘削は必要なことでもないし、何か建物を建てるわけでもないし、屋根ぐらいいはあってもいいかとは思うのですが、何かそういうのがあってもいいのかと思います。

今、シェアサイクルなどは公共施設にも、のりすけが今設置されていますけど、そういうようなものと一緒に駐輪スペースというのを一定検討していただくことはできないですか。

355 ○櫻井ふるさと文化財課長 現在はぶんバスの万葉ルートの整備が終わり、運用が開始されまして、あと史跡地に来られる方、私の印象ではございますけれども、やはり散策ルートとして徒歩で来られる方がほとんどでございます。今、委員おっしゃられましたシェアサイクルもここで始まりましたので、史跡の駅おたカフェについても、ステーションの1つになってございます。こういったシェアサイクルの動向等も注視して、駐輪場については検討していきたいと思っております。

356 ○だて委員 簡単な確認です。今、市民利用は変わらずということでおっしゃっていましたけれども、あそこは万葉花まつりや、そういったお祭りなども毎年やっているわけですが、その辺も基本的にはこれまでどおり使用ができるということでしょうか。

357 ○櫻井ふるさと文化財課長 ここで条例に位置づけるということで、条例上に規定がある占用料、使用料については、占用する場合についてはお支払いいただくようになります。ただ、条例施行規則になりますけれども、市主催あるいは共催の事業については免除ということになりますので、それが万葉花まつりについては適用されると思っております。

358 ○だて委員 そのほかには特段、使用料以外の部分に関しては、使っていく上でこれまでとは特段変わらないということですか。

359 ○櫻井ふるさと文化財課長 公園を団体が占用して利用するような場合については、占用料をお支払いいただく対象にはなりませんけれども、一般の方が御家族で来られる、グループで来られて史跡公園を利用する場合については、無料で御利用いただいております。

360 ○だて委員 わかりました。その辺はうまくやっていただきたいと思うのと、あと、今後この地域の、今回、一定そういった形で整備が進んでいるわけですが、今後の方向性というか、長期的になってくるかもしれませんけれども、その辺というのは、今のところこの先どう進んでいくのか御説明いただきたいと思うのですが。

361 ○櫻井ふるさと文化財課長 今回の対象地につきましては、平成23年から8年間をかけて整備してまいりました。今後の整備でございますけれども、来年度、まだこれから予算を伴うものがございますので、今計画上ではございますけれども、今回、公園に位置づける東側の遺構にある東僧坊の解説板の設置、あとは、今回整備が終わったその他の中枢部の遺構の表示整備をして

いきたいと思っております。それに伴って、あと史跡地内の中門周辺の公有化も図っていきたく
思っております。まだ予算が伴うものでございますので、あくまでも計画ということで御報告をさせ
ていただきます。

362 ○岩永委員長 ほかにございますか。
(「なし」と発言する者あり)

363 ○岩永委員長 それでは、質疑は以上で終了いたします。
討論はございますか。
(「なし」と発言する者あり)

364 ○岩永委員長 討論なしと認めます。これをもって討論を終わります。
これより採決いたします。議案第 115 号 国分寺市立歴史公園条例の一部を改正する条例につ
いて、原案のとおり決することに賛成の方は挙手を願います。
(賛成者挙手)

365 ○岩永委員長 全員賛成。よって、本案は原案のとおり可決されました。



366 ○岩永委員長 続きまして、議案第 125 号 指定管理者の指定について、を議題といたし
ます。
初めに、担当の説明を求めます。

367 ○本多子ども子育て事業課長 議案第 125 号、指定管理者の指定について御説明いたしま
す。

本案は、国分寺市立しんまち児童館、国分寺市立第一新町学童保育所、国分寺市立第二新町
学童保育所、国分寺市立戸倉学童保育所について、株式会社こどもの森を指定管理者に指定し、
運営を行わせたいというものでございます。

しんまち児童館、第一、第二新町学童保育所、戸倉学童保育所につきましては、今年度末、平
成 31 年 3 月 31 日をもって、現在の指定期間が満了となります。指定の期間は、平成 31 年 4 月 1
日から平成 36 年 3 月 31 日までとなります。

議案には、資料としまして協定書案と仕様書をおつけしております。

協定書案の通し番号で 10 ページをごらんください。一番上に第 28 条とございます。こちらに指定
管理費の支払いの額を記載しております。

また、通し番号の 24 ページからが仕様書となっております。

また、別途お配りしました資料がございます。まず、最初にお配りしたのものにつきましては、1 番
から 6 番の資料をつけさせていただいております。説明資料 1 としまして指定管理者候補者選定委
員会評価集計表、そして、2 としまして募集要項、3 番目に事業計画書及び企画提案書、そして 4

番目に収支計算書、5番目に人員配置計画書、6番目にモニタリングチェックシートをおつけしております。

また、さらに追加資料といたしまして、6点資料をおつくりしています。1番目が平成29年度事業計画書、2番目が平成29年度事業報告書、3番目が平成29年度アンケート結果、4番目が自主事業について、5番目が収支決算書、苦情対応に係る記録。4番から6番につきましては、平成26年から平成29年度分をおつけしております。

それでは、戻っていただきまして、説明資料最初の1ページが指定管理者候補者選定委員会評価集計表となっております。そして、2ページ以降が指定管理者募集要項となっております、通し番号3ページの1の(4)に指定管理費の今回の上限額をお示しております。4億2,658万円です。そしてまた、通し番号9ページから事業計画及び企画提案書となっております。そして、104ページからは収支計算書となっております。その後、110ページに人員配置計画書、111ページからモニタリングチェックシートと続きます。

さらに、追加資料につきましては、目次のとおり順番にごらんください。

説明は以上になります。御審査のほどよろしく願いいたします。

368 ○岩永委員長 説明が終わりました。質疑のある方は挙手をお願いいたします。

369 ○幸野委員 租税公課のところをまた改めてお伺いというか、指摘だけはしておきたいと思っています。今回の追加資料になりますか、追加説明資料の収支決算書、133ページからですけど、平成26年度は租税公課が996万円ですね。これ、実は赤字になっていないですよ。むしろ153万円黒字になっているのですね。平成27年度も951万4,050円の租税公課を払っていますが、400万円ぐらい黒字になっているのですね。平成28年度もやっぱり926万円払って、こうなると本当に我々の税金がこの法人の法人税に、売り上げに当てられているという、それぞれの1施設で本当に1,000万円から成る法人税を納めるような売り上げを上げているのかということであれば、そんなことないわけですよ。

見ると、人件費のところが予算と決算の差額というのが非常に大きくなっていて、例えば平成27年度で言うと、人件費の職員俸給及び手当のところは、予算では6,026万円のところが、決算4,781万円で、1,300万円も少なくなっています。翌年から予算などもかなり抑えているのですけど、これはかなりいびつな構図だなと。赤字になっていて、その分、ほかの法人の内部留保なり、あるいはほかの事業から上げた利益から当てているという構図だったらまだわかるのですよ。先ほどから議長はそこら辺こだわっていましたが、赤字になっていて、補填しているというのはわからない。全部黒字ですよ。なおかつ、金額も900万円あるから、法人税をこの事業体で出しているとなると、ちょっとこの収支計算書というのは認めがたいというか、ちゃんと新町の学童や児童館、戸倉の学童に当てていただく経費として、市としては計上しているわけですから、それを法人事業税で1,000万円持っていかれるのはちょっといかがなものかと思しますので、そのところはぜひ御検討いただきたいということで、また一言だけでもらってもいいですか。研究していただけますか。

370 ○可児子ども家庭部長 先ほども租税公課の部分については御指摘等いただいております。内容について確認を今後してまいりたいと思います。

371 ○幸野委員 ぜひそこはお願いしておきたいと思います。人員配置も10人の常勤がいて非常勤は20人ですから、全員で、30人体制で4つの施設を運営されているわけですから、それなりの人件費もかかると思うので、そういう予算計上もさせていただいたということもあると思いますので、そこはお願いしておきたいと思います。

あと、この企画提案書の通し番号で71ページですけど、ここに生きがいセンターの利用というのが書いてあるんですけど、これは新町と戸倉の学童、児童館で生きがいセンターというのはどういう意図があるのか、市では確認されていますか。

372 ○本多子ども子育て事業課長 企画提案書の通し番号71ページのところに生きがいセンターの利用とありますけれども、こちらにつきましては、しんまち児童館の施設の内容ではなく、西町の内容がこちらに含まれているかと思います。

373 ○幸野委員 誤記載ということですか。

374 ○本多子ども子育て事業課長 こどもの森の運営しております施設として、西町プラザとしんまち児童館、学童とございますので、企画提案書の中に共通のものとして記載してしまったのではないかと考えております。

375 ○幸野委員 この企画提案書は出し直しなどを求めるという性質のものでもないのかという気もしなくもないですよ。ただ、新町の児童館、学童、戸倉学童を運営していくための企画提案を出していただいているわけじゃないですか。そう考えると、そこにない施設をどう運営するかという、提案されても、ちょっといかがなのかというのは思うんですけど、これは以前もそういうことがあった記憶があるんですけど、例えば逆に生きがいの提案がなかったのか、いろいろそういうのもあってどうなのかと思っているんですけど、この辺のことというのは防ぐ方法というのはいないのですか。これはこれで受けとめた上で選定するしかないという感じになっていますか。それはいいですよ。

何かこの点は、ただ、審査する側とすると、税金でやる業務で、その提案としては果たしていかがなのかと思ってしまうよね。誤記というのは、あるのはしょうがないのはしょうがないんですけど、ただ、ほかの施設と一緒に提案しているという関係の中で入り込んだのかという気はしなくもないんですけど、その辺を防ぐ方法など何か、私も今の段階でこうすべきだ、ああすべきだと言えるものはないんですけど、厳格にきちんと仕様書、協定書というのを、募集要項を見た上で、それに合致した提案をしてくださいという、その厳格さというのは一定必要じゃないかと思うのですよね。さっきの事実関係なんかのことも含めてですけど。

そこの仕組みづくりというのは、募集段階になるのかとは思うんですけど、厳格にやっていただくことはあるではないかと思うのですよ。こういう事例がこれまでありましたということを出して、こういうのは、公有財産を、公の施設を指定管理する上でいかがなものかということを引きちんと言って、ちゃんとそれぞれの施設ごとにつくっていただくということはぜひお願いしておきたいと思うんですけど、いかがでしょうか。

376 ○本多子ども子育て事業課長 説明資料の今募集要項がございまして、通し番号の5ページですけれども、こちらの(5)の申請書等の提出の中に、「一度提出し受け付けたものの訂正や差替等はできません」とうたっております。ただ、その上の行に、「市が追加の資料提出を求める場合もございます」ということがありまして、これに倣って差しかえはしてないということになるのですけれども、また今後について、検討の内容になるかとは思っております。

377 ○幸野委員 訂正や差しかえというよりは、初めの段階できちんと市の仕様書や募集要項、協定書などに合致した内容を提案していただきたいということを強調しておくことが必要じゃないかと思うのですよね。散見されるので。そういう事実関係なんかも含めて、はっきりよくわからない部分もあるので、そのところはちゃんと選定ができるようお願いしたいと思っておりますので、お願いしておきたいと思っております。

あと、企画提案書の、これも事実関係の確認になりますが、通し番号 48 ページで、当該施設へのアンケート結果があります。こどもの森だからできる効果的な運営ということであるのですが、ちょっと見づらいのですが、平成 29 年度の国分寺市児童館アンケート、児童館全般満足、ほぼ満足で 100%と書いてありますが、これは事実ですか。

378 ○本多子ども子育て事業課長 こちらの通し番号 48 ページに記載されておりますアンケート結果につきましては、国分寺市で各施設の実施されたアンケートを1つにまとめてございまして、今回の追加説明資料の3番目の 59 ページからのアンケート結果に含まれておりますけれども、追加説明資料の通し番号の 73 ページ、乳幼児親子対象、そして小学生以上対象が 75 ページに結果として記載されております。その中で、児童館全般についての不満というのは、乳幼児親子ゼロ%となっております。

379 ○幸野委員 利用者から、保護者と括弧があるからということですか。保護者から施設職員について満足度の高い評価をいただいているというので 100%という数字を持ってきたということなのですか。小学生以上の対象の児童では、満足とまあまあ満足を足しても 65%で、不満と普通で 35%もあったのですが、保護者からということですね。これもどうなのかと思うのですよね。2つアンケートをとっていて、こどもの森、当然、両方目にしているわけですよね。保護者で 100%だったからそれを出して、小学生以上はあえて出さなかったということですよね。ミックスして出すというのだったらわかるのですが、それもどうなのかというか、こどもの森だからできる効果的な運営ということで、その中でそう言われているのですが、ちょっと気になる。事実関係、これは1つの事実ですが、ちゃんと全体を言ってくれるのだったらわかるのですがという気がしなくもないですよね。わかりました。

あと、企画提案書の 15 ページのところ、安定した採用状況があるのですが、1施設当たり退職者数が 1.5 人、施設長の退職率が 3.4%など、法人内での異動が2%から3%とあるのですが、これは市内の施設では確認されていますか、こういう事実というのは。事業報告の中では見えなところではあるのですが、多分、結構数字的には、学童、児童館の数字で、事業所で考えればいい数字だと私は見ているのですよね。そんなに職員の入替わりもないと見ているのですが、これは事実ですか。それは確認されていますか。

380 ○本多子ども子育て事業課長 しんまち児童館と第一新町、第二新町の学童保育所の職員について、平成26年から平成30年度までの名簿を見ておられますけれども、その中では、毎年かわる方というのは少なく、同じ方が連続して勤務しております、お名前がなくなった方でも、ほかの施設で異動されて勤務しているということで、人材を育てながら勤務に当たっているという状況がございます。

381 ○幸野委員 この数字と同じような状況に今新町の学童、戸倉の学童、しんまちの児童館はなっていると、こういう確認をちゃんとして大丈夫ですか。率や数字など。

382 ○本多子ども子育て事業課長 例えばしんまち児童館ですと、同じ方が連続して勤務されているという事実を見ております。または、他施設に行かれた方というのは、初年度に2人、平成28年度に1人異動されて、または退職されている方がいらっしゃいますけど、ほかの方はそのまま継続して勤務されているというのを確認しております。

また、学童につきましても、第一新町、第二新町につきましても、初年度のメンバーの一部がほかの施設に次年度に行ったという記録がございますけれども、平成28年度、平成29年度、平成30年度は同じ施設で勤務しております。名前がいらっしゃらなくなった方も、ほかの施設の児童館で勤務というような記録がございます。

戸倉につきましても、平成27年度は誰も異動しておりませんけれども、平成26年度、平成28年度、平成29年度は1人ずつ異動または退職という記録がございますが、平成30年度は誰も異動していないというような、そういった記録がございます。

383 ○幸野委員 聞く限り、法人内での異動が2%から3%というのはちょっといかがなものかという気がしているのですが、各施設の児童館職員は多分4人ですよね。さっきの第七小のときも議論がありましたけど、年に1人いれば25%になるわけですよね、異動が出ると。本当にこういう数字が出ているのかという、これも事実関係というのはわからないですよね、これもね。これ、もし本当にこういう数字が事実だったら、非常にすごいことだと思うのですよ。多分、そういう選定委員会としての評価にもなっていると思うのですが、実態は本当にそうなのかという。その部分はどうか。ファクトチェックじゃないですけど、何かできることはないですか。

企画提案で提案したことをやってもらうということ自体はこれからの話ですけど、提案された中身自体が本当に事実なのかどうかという確認はやっぱり必要じゃないかと思うのですよね、公の施設をお願いする上で。だから、ここに何か、根拠たる資料というのはやっぱり、さっきの追加資料で求めることはできるという話もあったので、募集の段階でそこを裏づけるような資料なども一応添付してもらうということは、私、必要じゃないかと思うのですよね。そこもぜひ御検討いただけないですか。

384 ○本多子ども子育て事業課長 私どもの求めている資料としましては、人員配置計画書を出していただき、人数の確認をさせていただくということをしております。契約しましたらば、名簿を毎年提出していただきますので、そこで具体的に人員配置についても毎年見ることができます。現場でも状況を知ることは可能ですけれども、募集時期に何を提出していただくかということにつき

ましては、自然体の共通の内容になってくるかと思しますので、課題として今回は受けとめさせていただきます。

385 ○幸野委員 当然、事実としてやられていることなんかもいろいろ書いていただいて、実績としてやられている事業として、前向きな要素もいろいろあるのだらうと思うのです。ただ、本当なのかと思わざるを得ない記載というのがあると、そういうところにどうしても目が行ってしまふ。きちんと事実などが裏づけられるような中身などもちゃんと示していただくよう提案していただくというのが基本じゃないかと思うのですよね。すごくいいことだけいろいろ言って、受かればいいやというだけの話じゃないと思うのですね。問題は受かった後の話なわけで、そういうところで信憑性や信頼関係というのができてくると思しますので、ぜひこの部分については、記載の内容が少し行き過ぎているのではないかという気もしなくもない。事実だったらすごいことだとは思うのですけど。というのは、ぜひ全体的な話としてお願いしておきたいということで、全般の話です。指定管理全般の話にはなると思うので、そこはお願いしておきたいと思ひます。

386 ○だて委員 クレームの関係のところでは伺いたいのですけれども、追加資料の後ろに各施設のクレーム件数がいろいろ出ているのですが、ぱっと見ると、年度通して数件というところなのですけれども、こんなに少ないものですか。あれだけ子どもがたくさんいて、日常的にさまざまなトラブルはあると思うのですけれども、この数字というのはどういった形で上がってきている数字でしょうか。

387 ○本多子ども子育て事業課長 それぞれの施設の苦情対応につきましては、いろいろなケースがございます。苦情として対応するのか、それ以外のものとするのかという考え方。各施設の館長で考え方を整理させてもらっています。

苦情として受け付けるという場合には、いろんなケースがございますけれども、相手の方の申し出がありまして、それを解決するに当たっての何らかの対応が必要であるというところではあります。

388 ○だて委員 この表でお示しいただいているものに関しては、各施設からこんな案件があったということで、市に報告書、この横に文書できているのもありますけど、それとともに御報告があったものということですよ。そういうわけじゃないですか。この表はどのようなものなのか。そもそもこれは何ですか。

389 ○本多子ども子育て事業課長 この報告書につきましては、各事業者から出てきました報告書にある内容となっております。各施設で受けたものを市がその報告を受けるといふ書類の一部です。

390 ○だて委員 報告書に載せる、載せないというのは、特段、市で定めた何かルールが、いろんな案件がありますから、細かいことから重大なことまでありますけれども、全部が全部載せたら膨大な量になるので、一定のところでは線引きをして上がってきているのだと思うのですけれども、その基準、ルールというのは何か具体的にあるのか、それかもしくは、施設ごとに、これはちょっと上

げとかなければよろしくないだろうというようなところだけ上げているのか、それはどちらなのでしょう
か。

391 ○本多子ども子育て事業課長 一度、各責任者、施設長と直営館長と話し合いの場を持って
おります。そのときに、苦情として対応するもの、そうでないものはどんなものかというような話し
合いを持っておりまして、そこである程度の意思統一といいますか、考え方を整理しております。

392 ○岩永委員長 基準となっているものが、きちんと書かれているものがあるということではな
くということですか。話し合いの中でその都度決めるということでしょうか。

393 ○だて委員 要するに、具体的にはなくて、ある種、担当の主観の部分で、これは入れてお
こう、これはいいかというようなところの判別がなされているということだと認識をしました。そうする
と、なかなか出てくるものも出てこないというところも、それはもちろんあるというような状況が、数
字だけ見ると1年で1件もないというようなところも、平成 29 年度の第一、第二新町学童保育所な
んかも、クレームが1年間何もなかったというのちょっと不自然なところはあるので、細かいのは
いっぱいあったけれども、大きいのはなかったということだけなのかもしれませんけれども、その辺、
何か一定のルールというのがあるのかと思ったのですが、今伺ったら、ある種、口頭の中で、打
ち合わせでこのぐらいでやっていきましょうということだったので、そこはどうなのかというようなこ
ろを感じるのと、きょうの委員会の審査資料のモニタリングチェックシート、通し番号 154 にあるの
ですが、モニタリングチェックシートというのは、市の担当者が要は抜き打ちで検査に入ってチェ
ックをしたというようなものですか。

394 ○本多子ども子育て事業課長 モニタリングチェックシートに記載されています内容は、年
に2回、館長と私とで予告なしでいきなり参ります。そして、それぞれの項目をチェックするという内
容です。

395 ○だて委員 そうすると、抜き打ちで行っているということで、例えば 114 ページの平成 30 年
1月 10 日作成の戸倉学童保育所も、抜き打ちで行ったタイミングでクレームのところを見ると、児
童館のトラブルに起因するクレームがあったが、保護者に謝罪して理解を得たと。職員が謝罪を
するようなクレームがあったにもかかわらず、例えばこっちの今最初に申し上げたような追加資料
の平成 30 年の戸倉、157 ページになりますけれども、平成 30 年というのは、特段クレームとい
うのは数字としては上がってきていない。これはどう理解したらいいですか。職員が謝罪するところ
までいくというのはなかなか案件です。結構割と子どもからすれば、ほかの案件から見ると、そう
いった案件、上がってきているものもあれば、今回みたいに上がってないものもあるというようなこ
ろかと思っているのですが、それはどういう感じでしょうか。

396 ○本多子ども子育て事業課長 私ども年に2回突然行くわけですがけれども、2回目は、例
えばこの戸倉学童保育所は、平成 30 年1月 10 日作成でありますけれども、1月に行っているのです
けれども、別紙の戸倉学童の苦情対応件数報告書の中に、9月の案件が記されております。前半

に行った日にちが平成 29 年 6 月 29 日でしたので、それ以降に起きた 9 月の出来事ということで、私どもが前半行ったモニタリングの日以降にありましたかという聞き方をしておりますので、後半の 1 月 10 日にはトラブルがあって謝罪をしたというのがありまして、これは 1 月に起きたことというのではなくて、前半行った後の 9 月に起きた出来事ということで、内容としては同じものとして整理しております。

397 ○だて委員　そういうことですね。この記載だけ見ると、1 月 10 日に抜き打ちで行ったときに、こういった事案があったのかと見てとれる内容ですので、それが 9 月のことであれば、また 9 月のことでどこかに書いておかなければいけないのかと思うのですが、何にしろ、言いたいのは、クレームというのがいろんなあるという中で、それをしっかり受けとめて改善につなげていくということが大事なことであって、当然、それを市も一定程度、把握していく必要が監督責任としてはある中で、その中でも件数が余りにも上がってきているものが少ないというのがなかなか釈然としないところだと思っていますので、今後の課題として、今後また新しく認定、選定された業者とそのあたりももう少し精緻に、口頭で何となくこのぐらいのラインでということではなくて、厳密にはなかなか定めづらいものだと思います。相手のどの程度でクレームが入ってきているかということもニュアンスもあると思うので、難しい部分はあるかとは思いますが、もう少ししっかりと市でも、あるいは市民の御要望というところを把握できるように、そして事業者と連帯して解決に結びつけられるようにやっていただきたいと思うのですけれども、今後の課題としてどうでしょうか。

398 ○本多子ども子育て事業課長　私どもはこのモニタリングでチェックもいたしますけれども、毎月、施設長の連絡会議も設けております。そこでふだんの様子を話してもらうというような風通しのよい関係性を築いているのですけれども、今後もその都度、情報を入れてもらえるようにしていきたいと思います。

399 ○吉田副委員長　岩永委員。

400 ○岩永委員　済みません。ちょっと基本的なところで確認させていただきたいのですが、新町学童の子どもを外遊びというのはどうなっているのか、把握されている範囲で結構ですが。わかる範囲でいいので教えていただけますか。

401 ○本多子ども子育て事業課長　新町学童の子どもたちは、しんまち児童館内の併設館におりまして、ふだんは館庭といいますか、児童館に庭がございますので、そこでよく遊んでおります。

402 ○岩永委員　わかりました。そうしたら、別の公園に出向いていく、どこかの例えば第六小の校庭に遊びに行く、そういうことは特にはされていなくて、児童館の中で完結という感じでしょうか。日々の活動状況がどんな感じなのかと思ひまして。

403 ○本多子ども子育て事業課長　校庭開放はどの学校もしておりますので、第六小に行くということもあるかと思ひますけれども、頻度としてはやはり児童館内で遊ぶということが主流になっています。

404 ○岩永委員 わかりました。

あと、あわせて人員配置で、児童館、学童それぞれ合わせて常勤10人、非常勤10人ということですが、ここは、内訳は出ていますか。しんまち児童館と学童と戸倉学童、それぞれ分かれて皆さん配置されているかと思うのですが。

405 ○本多子ども子育て事業課長 平成30年11月現在では、職員数、しんまち児童館の常勤は3人おります。また、第一、第二新町学童保育所に常勤4人と非常勤4人がいます。戸倉は常勤が3人おまして、非常勤が3人おります。

406 ○岩永委員 はい、わかりました。人員配置で、さっきの外遊びと関連してお聞きしたかったのは、広い場所に子どもたちを連れて行って、遊ぶことが人員配置の都合でなかなか難しいというような状況もあったりするのかということ、そこをお聞きしたかったのですけれども、そんなに広くはなくても、園庭というか館庭があるということですので、そこでの外遊びというのは日常的にはできるということは確認させていただきました。

中には、こういった館庭や、学童のすぐ周辺での校庭がない学童もあると思いますので、そういった学童の今後の対応ということは考えなければいけないのかと置いていたところですので、こことは直接今はかかわらないのかと思いましたが、そこは確認しましたので結構です。

407 ○幸野委員 今回の追加説明資料の自主事業についてのところでお伺いしたいのですが、先ほどにしまちだと自主事業はないというお話ですけど、同じこどもの森ですけど、新町と戸倉の学童、児童館については、自主事業の報告を上げていただいているのですが、平成28年度、平成29年度とともに、一番下の中黒のところですけど、第十小学校の放課後プランと協力して、しんまち児童館へ行ってみようという企画を2日間に分けて行ったと。第十小学校の児童と保護者へしんまち児童館を周知するいい機会だったと書いてあるのですね。

さらに、きょうの資料の、同じ資料の通し番号29ページになるのですが、今度は事業報告書になるのですが、上から4つ目のところに、毎月の児童館行事を知らせるために、児童館だよりを月1回発行して、第六小学校の児童、第十小学校の児童、第五中学校並びに公民館などに配布していると書いてありますが、いわゆるしんまち児童館を第六小だけじゃなくて、第十小や第五中にも発信しているという話ですけど、これは以前の公立のときからやられていた事業ですか。それとも、4施設を一遍に委託になったと思うのですが、そのことでこういうことが始まったのですか。

408 ○本多子ども子育て事業課長 毎月の児童館行事を知らせる児童館だよりというのは、以前から全館しておまして、市でもホームページに載せているという内容となっております。

第十小の放課後プランとの連携というのは、こちらのしんまち児童館独自で展開しておまして、平成27年度から第十小の放課後子どもプランの方と協力して実施しているというものとなっております。

409 ○幸野委員 これまでにはやられてなかったということですね。直営のときにはやってなく、その前の指定管理のときにもやられてなかったということなのですか。そういう理解でいいですか。新しくやっていただいたと、こういうことでいいでしょうか。

410 ○本多子ども子育て事業課長 事業者として平成27年度から始めたということでしたので、引き継ぎの内容にはなかったということです。

411 ○幸野委員 なるほど。やはり前向きな要素だと思って見させていただきました。御存じのように、第十小学校には児童館がないのですよね。距離的には確かにちょっとあるのですが、しんまち児童館というのが一番近い児童館ということがあって、そういったことをお知らせしていることや、出張児童館をやられているということですが、この効果というのはどのくらい出ているのかというのはわかりますか。議案につけられている通し番号で26ページに仕様書のところで、利用実績が、しんまち児童館利用者数というのが出ているのですが、年間利用者数も全体的には微増しているという数字ではあるのですが、この内訳として第十小学校の児童がどのくらい利用されている内訳というのは把握されていますか。

412 ○本多子ども子育て事業課長 しんまち児童館の利用者数というのは、仕様書通し番号26ページにございますけれども、児童館利用実績につきましては、追加資料の通し番号46ページに実績を載せております。小学生となっておりますので、これがどこの出身の小学生かというところになるのですが、そこまではこの表では読み取れないのですが、どのような人が利用しているかというのはこれでわかります。

413 ○幸野委員 周知で第十小学校の放課後子どもプランと連携していただくことや、あるいは出張児童館などの取り組みをやられて、児童館のことを周知はしていただいているのだけど、どのくらいの成果が上がっているか、効果があるかということについてまではわかっていないということですか。つまり、しんまち児童館にどのくらい第十小の児童が来ていただいているかということ自体は、把握はできていないということですよ。

そこは結構大事な視点かなと思っていて、私自身は、各学校の中に児童館をつくっていただきたいというのがありますが、例えば第三小でも、ここの本多児童館の案内が結構来ています。来るけど、正直、なかなか厳しいという現実というのもあるのですが、どのくらいの児童が利用されているのかということも非常に大事なポイントで、取り組みとしては、今児童館が限られている中で、そういうことを知ってもらって、来てもらえるような取り組みを進めるというのはやっぱり大事なことかと。

一方で、受け入れる側としても、第六小の児童が多分大半で、学童保育も併設されていますから、そういった児童のグループなどいろいろあると思うのです。そういう中で、第十小の児童がちゃんと受け入れやすいような環境をつくるというのは結構大変なことだと思うのです。ほかの学校区でもあるということも含めてです。そういうことも含めて、ぜひ児童館には対応していただく、今のところふえるという方向にはなっていないわけですから、今の既存の児童館でほかの学校区の

児童もカバーするということになるわけですね。だから、そこは工夫なり何なりというのは引き続きお願いしたいと思っているのですが、いかがでしょうか。

414 ○本多子ども子育て事業課長 第六小学区にしんまち児童館がございませけれども、第十小の学童の子どもたちもしんまち児童館に行っています。また、しんまち児童館の職員も、第十小学区の子どもたちを意識して、向こうから第十小に来るなど異動しておりますので、その辺でしんまち児童館については、第六小だけではなくて他校の小学生も意識して、今後も運営していただきます。

415 ○幸野委員 なかなか簡単なことじゃないと思うのですよね。来てもらうことも、来ていただいた後にリピーターとして児童館自体を評価してもらうということ自体も結構大変なことだろうと私も思います。そこはぜひいろいろ蓄積をしていただいて、ノウハウを生かしていただきたいということをお願いしておきたいと思います。

仕様書の1ページになるのですが、通し番号の25ページですが、その1管理運営の基本方針等(1)のところで、児童館については云々かんぬん、児童館ガイドライン(平成23年3月31日)に基づいて管理運営を行うこととなっていますけど、これは一般質問でも紹介しましたが、ことしの10月に改定されているのですが、これは改定された児童館のガイドラインに基づいて行うことになりますか。

416 ○本多子ども子育て事業課長 新しく児童館ガイドラインが10月に一部改定されておりますので、その内容も踏まえて運営していただくことになっております。

417 ○幸野委員 なっておりますというのは、明記はしてないけれども、法的な位置づけもあるガイドラインなので、そういう形でやってもらうということに枠組みとしてはなりますよと、こういう理解でいいですか。わかりました。

では、そういうことで、非常に児童館の役割というのがかなり多面的になるというか、それこそ発達の支援が必要な子どもである、不登校の子である、それぞれいろいろな方がいらっしゃると思うのですが、そういう方たちの居場所としての児童館としてぜひ発展させていただきたいということをお願いしていただいた上で、もう少し突っ込んで確認したいのですが、仕様書の6ページで通し番号では30ページになるのですが、開館時間の問題ですね。これは条例にもかかわってくる話でもあるのですが、これはどうですか。

例えば日曜日の児童館開館というのも求められていますよね。求められているけど、なかなかできてないと。なおかつ、早朝の児童館開館、例えば長期休暇中の夏休み、冬休み、春休み中に、学童の子どもとの関係で時間の拡大というのが求められている。あるいは8時まで、早朝だけじゃなくて、夜の8時までというのもあり、この辺というのは自主事業、そういうことでの提案というのはそもそも認められているのですか。あり得るのか。指定管理者側から求めていただいても、それは可能ですか。

418 ○岩永委員長 どなたか答弁いただけますか。確認が必要ですか。

419 ○幸野委員 それぞれの児童館でのニーズというのはいろいろあるだろうとは思いますが、1つは、学童保育の狭隘状況をどう児童館でカバーするかという関係の中で、そういう提案があるというのは大事なことじゃないかと私は思っているのです。民間のノウハウとして、時間を延長するということもいろいろ議論の過程の中であったということも承知している上での発言ですけど、開館時間や休館日、本当は条例を見直して、市の方針として、そういうところを位置づけていくということも大事だろうと思うのですが、それとあわせて、そういうことも、民間からの提案なども受け付けていくということも大事じゃないかと思いました。

420 ○岩永委員長 ほかによろしいでしょうか。
(「なし」と発言する者あり)

421 ○岩永委員長 それでは、質疑は以上で終了いたします。
討論を行います。討論のある方は挙手をお願いいたします。
(「なし」と発言する者あり)

422 ○岩永委員長 それでは、討論なしと認め、これをもって討論を終わります。
これより採決いたします。議案第 125 号、指定管理者の指定について、原案のとおり決することに賛成の方は挙手を願います。
(賛成者挙手)

423 ○岩永委員長 全員賛成。よって、本案は原案のとおり可決されました。
それでは、一定時間たちましたので、10 分程度休憩いたします。
午後6時 24 分休憩

午後6時 34 分再開

424 ○岩永委員長 それでは、委員会を再開いたします。



425 ○岩永委員長 続きまして、議案第 126 号 指定管理者の指定について、を議題といたします。
初めに、担当の説明を求めます。

426 ○本多子ども子育て事業課長 議案第 126 号について説明いたします。
本案は、国分寺市立第一東恋ヶ窪学童保育所、国分寺市立第二東恋ヶ窪学童保育所、国分寺市立日吉町学童保育所、国分寺市立西恋ヶ窪学童保育所について、特定非営利活動法人ワーカーズコープを指定管理者に指定し、運営を行わせたいというものでございます。
指定の期間は、平成 31 年4月1日から平成 36 年3月 31 日までとなります。
議案には、資料として協定書案と仕様書をおつけいたしました。1ページから協定書案になりま

す。

また、続きまして、別途説明資料をおつけしております。こちらにつきましては、1番としまして、指定管理者候補者選定委員会評価集計表、2番として募集要項、3番として事業計画書及び企画提案書、4番として収支計算書、5番として人員配置計画書、そして6番としてモニタリングチェックシートです。

さらに、追加資料をおつけしております。1番として平成29年度事業計画書、2番として平成29年度事業報告書、3番として自主事業について、4番として収支計算書、5番として苦情対応に係る記録、3番から5番につきましては、平成26年度から29年度の内容となっております。

また、平成29年度アンケート結果につきましては、しんまち児童館の追加資料の中につけさせてもらっているものが共通となりますので、そちらを御参照いただきたいと思います。

それでは、お戻りいただきまして、まず協定書案の通し番号10ページに、指定管理費の支払い額が記載されております。そして、仕様書につきましては、通し番号25ページ以降が仕様書となっております。

また、最初に御説明しました資料1ページ目が指定管理者候補者選定委員会評価集計表となっております。

おめくりいただきまして、通し番号2ページからが募集要項となっております、通し番号3ページの1対象施設の名称、所在地、設置目的、規模等その他施設に係わる概要の(4)に指定管理費の上限額が記載されております。今回は4億4,130万円(消費税含む)ということで記載されております。そして、通し番号9ページ、こちらから企画提案書となっております。そして、68ページから収支計算書となっております。そして、自主事業収支計算書というのが74ページから記載されております。人員配置計画書につきましては、79ページに記載ございます。80ページからモニタリングチェックシートとなります。

また、さらに追加資料でございますけれども、平成29年度事業計画書が先ほど申しました内容となっております。順にごらんください。

説明は以上となります。御審査のほどよろしく願いいたします。

427 ○岩永委員長 以上で説明が終わりました。質疑のある方は挙手をお願いいたします。よろしいですか。

428 ○だて委員 これまでも実績のある事業者です。当市でもいろんなところでやっているということで、しっかりとやっていただけるものだと思っておりますが、とはいうものの、やはりチェックはしっかりまた今後もやっていただきたいというところはあらかじめ申し上げておきたいと思っております。

1個だけ気になったので教えていただきたいのですが、1ページの指定管理者候補者選定委員会評価集計表ですが、これはさっきの新町のところにも同じ集計表があるのですがけれども、記載というか表記が若干異なるのですけれども、これは競争が働いている場合と1社しかない場合で違うのか、どういう見方をしたらよろしいのか。別の選定の仕方をしているということなのか教えてもらえますか。

429 ○本多子ども子育て事業課長 しんまち児童館の場合には2社の応募がございまして、二次審査まで行っております。東恋ヶ窪の場合には1社の応募で、プレゼンをしない、二次選考を省略して選定が行われたという違いがございます。

430 ○だて委員 競争が働いている場合は当然、一次、二次としっかりチェックをしていただいた上で判断するのは私もわかっているのですけれども、例えば東恋のほうの合計点に879点と書いてあることや、こっちの例えば新町については、特段そういった記載はなかったりもするのですが、要は内容的には、基本的に複数いるか、1社で一次選考のみで評価をしていくのか、選定をしていくのかというところの違いというところがこの記載の違いにもつながっているということでしょうか。そこだけ確認したいので、素朴な疑問なのでよろしくお願いします。

431 ○本多子ども子育て事業課長 しんまち児童館は、第一次選考を通過するためには、規定の7割以上の評価を得た応募者のみというところで二次選考まで行われて、その合計の点数が記載されております。

432 ○橋本副市長 選定委員会の委員長の立場として、この表の見方について御説明いたします。

まず、ワーカーズコープの1社のところは、合計点というのは、選定委員7人いますので、7人の合計点です。最高点と最低点を引くことになりますので、その点数を引いて残りの5人で割った総合得点が122.4点ということで、これが最高点、マックスで点数をとった、採用基準値を70%クリアしていますので、72%ということでは選定されたということです。

先ほどの2社のところにつきましては、ワーカーズコープの122.4点が、2社のあるところの一次総合得点ということで置きかえていただければ結構です。高い点数と低い点数を引いた平均点で、5人で割った点がこの点数ということで、その点数がこどもの森は80.0%で70%を超した。下のA社については77.5%ですので、70%を超えたので二次審査の対象になったということになります。二次審査の点数が、こどもの森が24.5点、A社が23.5点ですので、一次総合得点と二次総合得点を足して、その合計が160.5点、155.3点ということになりましたので、点数の高いこどもの森が1位として候補者となったと見ていただければ結構でございます。

433 ○だて委員 よくわかりました。ありがとうございました。

そうするとというか、今回、東恋のほうは1社しか応募がなかったということで、競争原理が働かなかったということにはなるのかもしれませんが、応募がなかったというところはこういった要因があると御担当としては分析されていますか。できれば、競争が働いたほうがよりクオリティ的にはいい部分もあるのかと思うのですけれども、そのあたりはどうでしょうか。

434 ○本多子ども子育て事業課長 応募の前段では現場説明会を行っております、複数社来てはおります。その複数社につきましては、やはり現場をごらんになって判断されたということです。

435 ○だて委員 わかりました。現場をごらんになって、なかなか喜んでいいのか悲しんでいいのかわからないのですが、わかりました。引き続き、今後もいろんな形でこういった指定管理は出てきますから、できれば1社でというところは避けたほうがいいのかという感じもします。努力はしていただいていると思うのですが、引き続き複数でできれば、競争できるようにやっていただきたいと思いますので、よろしくお願いいたします。

436 ○幸野委員 企画提案書もかなりつぶさに見させていただきましたが、非常に地に足のついたというか、国分寺市の実情、事情というのをよく把握していただいて、企画提案なんかもしていただいているというのがよくわかる中身だと思っています。

特に、企画提案書の22ページで通しページ31ページのところで、これまでの学童保育所の課題とその解決に向けてということでもいろいろと狭隘状況を改善するために、民設民営の学童保育所の増設をしますや、障害児の居場所をつくります、4年生以上の居場所、学童保育所のニーズをつくります、事業者としては仕様書にない、協定書にもない中身について、みずから運営している課題として、いろいろ寄せられている声も踏まえて、いろいろ検討していただいているというのもすごくよくわかる内容だと思いました。ぜひ、そういう視点で引き続き運営していただくことが望ましいと思っています。

確認したいのが33ページですけど、企画提案書では24ページで、通しページ33ページで、団体などしかできない事業提案に、(2)で近隣児童館の利用から連携というのがあります。実は、この東恋第一、第二と日吉と西恋学童というのは、このエリアに児童館が1つもないですね。さっきの戸倉の学童、戸倉のエリア、第十小地区と第九小、第五小、第三小地区に児童館がない中で、こういう提案をしていただいているのですが、卒所後の居場所としての少し離れた児童館への利用もできるように、保育の中で利用体験を行って、子どもたちの居場所の拡大のお手伝いをすると書いてあるのですが、これはもう既に現に行われているのですか。それとも、これからの提案になっているのか教えていただけますか。

437 ○本多子ども子育て事業課長 東恋ヶ窪につきましては、第三小学校ということで、よく本多児童館を利用されております。お祭りのときや、何か行事があるときに学童保育所の子どもたちが本多児童館に来るということとはございます。ほかの日吉、西恋ヶ窪については、確認がとれてないので申し上げられないですけども、一部児童館を利用しているのを確認しております。

438 ○幸野委員 学童の事業として利用されているということですか。わかりました。

一回、行ったかどうか、行けたかどうかという、しかも大人と一緒にということも含めて、児童館に足を運ぶというのも、なれるという意味も含めてなのですが、非常に大事なことかと思っています。

ただ、この地域に児童館というのをつくるというのも大事じゃないのかと思うところもあります。というのも、これは提案の中にあっただと思うのですが、34ページにありますけど、ワーカーズコープはひかりごはんフェスというのをやられていますね。これはひかり児童館でやられているということですが、今もたまちでもやっている、いわゆる子ども食堂のような活動もしていただいていると。これは児童館での運営で、本多児童館では、直営ですから、直営でやってもらうということも大事ですが、この地域でこういう活動もできてくるといいのではないかという意味で、やっぱりこのエリ

アに児童館をつくるということも非常に大事な視点じゃないかと思っているのですが、その点についてはいかがお考えですか。

439 ○本多子ども子育て事業課長 児童館につきましては、今市内で6カ所ございまして、先ほどのしんまち児童館のように複数の学校の子どもたちに来てもらうことがございます。放課後の居場所としては、学童と並んで児童館の利用者は非常に多いですので、求められる施設とは思っております。具体的には、まだ計画というのは今のところはございません。

440 ○幸野委員 この4施設の学童保育所と例えば1つでも児童館が組み合わせられれば、また結構いろいろな展開ができると率直に思うところですので、そういうことも含めて、児童館の整備計画を見直していただくということもあると思うので、その中でぜひ位置づけていただきたいということをお願いしておきたいと思います。

441 ○岩永委員長 ほかによろしいですか。
(「なし」と発言する者あり)

442 ○岩永委員長 それでは、質疑は以上で終了いたします。
次に、討論を行います。討論のある方。
(「なし」と発言する者あり)

443 ○岩永委員長 討論なしと認め、これをもって討論を終わります。
これより採決いたします。議案第 126 号、指定管理者の指定について、原案のとおり決することに賛成の方は挙手を願います。
(賛成者挙手)

444 ○岩永委員長 全員賛成。よって、本案は原案のとおり可決されました。
それでは、本日の文教子ども委員会はこれで閉会いたします。お疲れさまでした。
午後6時 54 分閉会